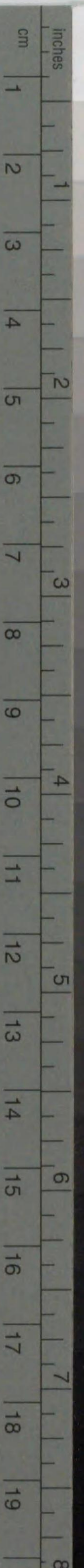


Kodak Gray Scale



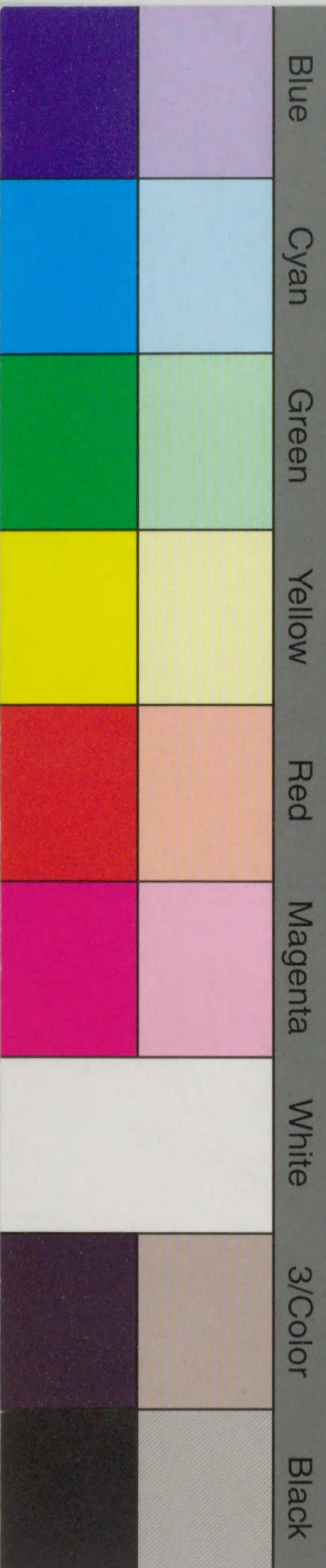
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches


© Kodak, 2007 TM: Kodak



577-66



1200601207810



太田亮著

日本古代史新研究

東京 磯部甲陽堂藏版

序

私が古代史に對して興味を感じた事は可なり古い事であつて、既に小學校時代に物好きから古典を學び、平田篤胤流の説を喜んだに始まつて居る。次いで田口氏、久米氏の説に走り、當時雜誌史海などを耽讀したものである。其の後また神話研究者の態度に感心もして得る處が多かつた。が自己の研究は氏族史より進み、次いで其の制度に移り、大正六年「日本古代氏族制度」を發表し、次いで其の材料提供の意味で「姓氏家系辭書」を出版したが、其の眞意は共に古代史研究の一部としてであつた。けれど世間からは、氏族とか姓氏家系と云ふ名稱から専ら系譜研究者と目される様になつて、幾程もなく一部の人士に觀められて系譜學會を起し機關雜誌を始むるや、全く系譜學の權威者の如く誤解さるゝに至つた。けれど唯、現代人は古代人の繼續である故、系譜研究の出發は古代姓氏より始めねばならぬと云ふ態度位が斯界に貢献したらしい丈で、その他は云ふに足らぬ。其の後「日本文化史」の一部を擔當し、「日本史精義」を書き、「日本國誌資料叢書」を頻りに出版したが、何れも一には衣食の道の爲、一には幾分か世の期待に背かざらん爲であつた、しかし、も一つの希望は過去を縦斷し、

I 種
W

1200601207810

横断して、古代史資料を得んとするにあつたのである、そして自分丈では大分に得る處があつた積りになつた故、少し餘裕が出来たなら古代史に關する卑見を發表しようと思つて居たが、丁度幸ひ京都法政大學（現今立命館大學）在學當時の恩師中川小十郎氏、並びに出身學校神宮皇學館より巨額の研究費を惠まれたので、漸く素志を貫徹するを得て本書を完成する事が出来た。喜びに堪えない次第である。從來私は多くは生活の爲だが、人並以上に書物を書いて、まだ等身とまではゆかぬが、半身位の著書を出して居る。だが此の書程楽しく、しかしながら苦しんで書いたものがない。藝人の言葉をかりて云へば、自分では一世一代の作のつもりである、どうか笑ひ草に充分な御高評を賜はりたい、懇願の至りである。

古代の研究が大いに世人の注目する處となつて、稍や其の調査が組織立つに至つたのは、徳川時代文運復興の賜物と云つてよい。一方に於いては、荷田・加茂・本居・平田・所謂の四大人を代表とする國學者があつて、盛んに古文古典を研究し、以つて古史の闡明に力めたが、此等の學者は殆んど古典の記載を其の儘に事實なりと信じ、神變不可思議なる神々の話を大體に於いて史實と認める事を前提としての研究であつた故、その結果は吾人をして首肯せしめるものでない、しかしながら、古語の解釋、古書の搜索、並びに考證等に盡された努力は之を多とせねばならぬと思ふ。

今かりに之を古代史研究の第一期として置かう。

斯くの如く國學者が盛んに古典を研究するに對して、新井白石一派の研究がある。前者が古典を其の儘に史實として取扱はんとするに反して、此の派の人は神々の話、上古の傳説を人事として説かんとするのであつた。従つて高天原も天上ではなく此の世であつて、或は常陸と説き、或は大和と云ふのである。かりに之を第二期の研究と名付けて置かう。徳川時代に於いては前者の方が有勢であつたらしいが、明治に入るに及んで、田口卯吉等の名士が續出せられて盛んに白石流の態度によつて研究せられた爲、前者は殆んど顧られなくなり了つた。此の派の學者が史界に貢獻せられた點も甚だ多いのである故、吾人は充分な敬意を表さねばならぬと思ふ。

處が此等の研究態度に對して又別派の研究者が現はれた。此の派の人は、話は話として解かねばならぬ、傳説は飽くまでも傳説であつて史實でないと思つて説明されるのである。第一期の研究者は事實あつた事として神の話を神様らしく解釋するのであるが、此の派の人は神様を神様らしく説く事は前者と同じであるが、それを史實とするのでなく、古代人の頭でつくられた想像話と説くのである。従つて古代人の思想を窺ふ爲には有力なる資料であるが、史籍としては何等の價値があるものでないと思つて説明されるのであつて、また世人の迷雲を解かれた點が尠くない、これを古代史研究

の第三期とかりに名付けて置かう。

これより後、新進氣鋭の歴史家は多く此の説に左祖し、或は雷同し、神代はもとより、遙かに降つた日本武尊の東征、神功皇后の新羅征伐の如き迄を何れも事實譚でないと言われるやうになつて、書紀古事記等の、史籍としての價値は殆んど破壊されんとするに至つた。従つて古代を研究せんとする學者は、多く遺物より進まんとし、或は又言語より探らんとし、或は又土俗より向はんとして、各々學界に斬新なる研究を發表されつゝあるのである。

以上は何れも一理ある事であつて最善の結果を得んとするには、其等各種の研究に俟たねばならぬ事の多い事は勿論であるが、しかしながら史學研究の常道は先づ第一に文献に據らなければならぬものであつて、他は要するに補助學の性質を帶ぶるものと云はねばならぬ。従つて古代史を研究する上に於いても出來得べくんば、先づ第一に文献に據りたいのである。しかるに前述の如く第三期風研究者の論據より我が古代史研究に最も必要なる記紀二典、並に三國史記、同遺事の如き朝鮮史籍も、史料として甚だ價値の乏しいものとなつて來たのであるが、事實果して此等を、しかく價値なきものと見ねばならぬであらうか、次にそれを説明し、而して私の態度を決定して置かう。

日本書紀が年代の攷定を誤つて居る事は今や疑ふべからざる事實と云つてよい。従つて到底信じ難き多くの數字を示し、又外交關係の記事は欽明朝以前に於いては全く外國史籍と一致せないのである。けれど、其の年代を舊史の如く干支に復して、支那史籍並びに朝鮮史籍と比較して見ると殆んど一致して違つては居ない、しかも其れ等は外國史籍より得たものでないと云ふ、信すべき理由もあるのである。よつて書紀の記事中には東文直、西文首を初めとして諸の史、即ち歸化人より成る記録家の書き残せる有力なる史料の多くが、含まれて居ると見ねばならないのである。私の年代研究は此の點より出發して推定したのであるが、その結果は各種の材料より進行之たる調査と楔合して疑ふべからざるものなるを現はすのである。よつて書紀は傳説に敢へて年月を附し、記事本末體の史譚に強いて月日を加へた點も尠くないが、確實なる記録より得たる記事も可なり多いのであると確信する、即ち書紀は史籍としても大なる價値を有するものと見ねばならないのである。三國史記も年代を訂せば同様の結論に到達する。しからば其の内の神話傳説的文章はどうかであらう、次にそれを説明しよう。

奈良朝時代に於いてすら、未だ小説と云ふ者を創作する事の出來なかつた我が國民が、それより遙か以前の古代に於いて、記紀その他に見ゆる大神話や、數多い傳説を作り得た筈がない。しか

らば其等神話とか傳説と云ふ物は總べて外來のものであるかと云ふと、しかく見られるものもないではないが、大部分はさうとは考へられない。そして此等の神話傳説と云ふものは、大體歴史的事件を中心とした性質のものである故、何としても我が民族として忘れがたかつた事件、又は或る顯著な事實を説明せんとする努力、それ等が中心となつて、いろ／＼に結びつきもし、また種々の話が加はり、想像が交り、それが次第に潤色されて、結局記紀を中心とする神話傳説となつたものであると考へねばならぬと思ふ。前述の如く此等を事實譚としては辻褄合はぬと云ふので、比較的後世の事實までも、否定せんとする學者が極めて多いのであるが、事實譚が事實のまゝ傳はると云ふ事は、その事件の起つた場合に直に筆に載せたもの以外、今日と雖それ程多いものとは考へられない。二日たち三日たちする内には尾緒をつけて誇張し、そして話されもし、誌るされもするのが世の常でないか。今日の新聞雜誌でも、どの程度まで信用出来ようか、まして其の事件の起つた場所から餘程離れた地に住む人が、ある月日の經過した後聞き知つた場合、しかも人間の常として誇大に話された其の事實譚が、どこまで信用出来ようか、しかし斯の如き譚の發生を促した事件がなくして、そんな話の出来る事は極めて稀であると思ふ。「火のない處に煙がたゝぬ」と云ふ諺は、或る程度の眞理を含むものとして認めねばならない。

人の感興をそゝる話は傳はり傳はつて行く内には、益々誇張されて、終には事實と思はれない程度に達するのが世の常だが、さう云ふ事實と思はれない程度まで誇張され、潤色された、其の實、根幹丈が本當の話が、恰も夢のやうに、少しの似よりから種々様々に結びついて行く、さう云ふ話が古代にも極めて多かつたらう。否今日よりも多かつたに違ひない。そして其は皇室國家の重大事件として、諸の史達フシトが書き誌して置いた記録にまで影響して日本書紀の各天皇の卷々が出来たのであらうと思ふ。そして更に最一つ溯つて、正確の記録の殆んど傳はらない時代のものは、斯ふ云ふ話を幹として、それに能ふかぎりの神秘的な想像を加へ、猶ほ外來の話や、後世の事實から畫いた想像をも交へて、神話と云ふものが出来て居るのではなからうか。そこで一見すれば全く史實が含まれて居ない様に見える神代の話にも、幾分かは實際に吾人の祖先が遭遇した事件が含まれて居るのであつて、これも太古史の上から全然取り去る事が出来ないのではないかと思ふ。殊に次のやうな調査から一層さう云ふ風に見ねばならぬ。

記紀や姓氏錄、それから國造本紀、風土紀などに見える諸氏の出自と云ふものが、當てにならぬ事は勿論である。けれど何等かの縁故がなければ、即ち姻戚關係があつたとか、配下であつたとか云ふ事がなければ、さう云ふ傳へが出来、又さう云ふ假冒をする筈があるまい、例へば山陽に

吉備氏の族と稱する氏の多い事は、その地方で吉備氏が勢力を占めて居たに基くのであり、兩野地方に毛野氏の族の多いのは毛野君が其の地方で勢があつたからに違ひない。同様に安倍氏の分布が大和の安倍より伊賀を経て、一は北陸、一は東海に別れ、而して會津で會してゐると云ふ事實は、たとへ大彦武淳川別父子の東征と云ふ事が史實でないとしても、嘗て安倍氏の勢力が、さう云ふ経路によつて奥州に延びて居たと云ふ事を物語る資料であらうと思ふ。斯う云ふ風に氏族分布と云ふ事から、歸納して見ると神代の話の内にさへ、根幹丈が史實でないかと思はれる節がある。また我が皇室の御系圖は仁徳天皇以前が總べて末子相續になつて居るが、そんな事は長子相續時代に於いては考へ及ぶ處でないのである。か様な點を種々考へて來ると私は或る程度まで第三期風の態度に反對せねばならぬと思ふ。

しかし斯様に神話傳説と云ふものも、全然排斥すべきではなく、その根幹には史實が含まれて居ると考へる事の出来るものがあるけれど、多くは恰も夢の如きもので、いつか經驗し、遭遇した事柄や、人から聞き物で見た話などが、少しの引つかゝりから無制限に結びついて、それから夫れと興味ある様に發達したのであるらしく思はれる故、話全體が其の儘史實と思つてはならぬと考へる。即ちこれを斷片的に切り離し、一個／＼にして、合理的に批判せねばならないのであらう。

此の點に關して私は第二期風の研究に反對の意を表するのである。

また上述の如く神話と雖、幾分史實を含んで居るとは思ふが、事實として受けとれない程、誇張され、潤色されて、且つ關係のない他の話が、一寸した引つかゝりから結び付いて居るのである故、その話を材料として、比較的史實に近い後世の記事に基づく推定を覆へす事を避けねばならないと思ふ、この點に關して第一期風の學者に反對するのである。

また神社とか、古墳と云ふものは、何れも氏族の營造物である、従つて其の研究に際しては一面氏族と云ふものを十分に調査せねばならぬのに之を度外視する事は以ての外のことと思ふ。其の他、古郷里を調査して古代の人文地理を窺ふ事や、氏やカバネや部を調査して古代の制度を探るなど、何れも相當効果のある事と思ふ。

要するに古代史の研究は種々の方面から進んで、その結論に基いて完全なものとなる譯であるから、いろ／＼の研究が必要であるけれど、文献方面からも、まだ／＼爲すべき多くが残つて居て、しかも其れが最も肝要な仕事でないかと思ふのである。即ち斯様な調査研究は古代史研究の第四期に於いて最も重要な役目をするのでないかと考へ、不肖その任でないが、第四期に進む斥候兵位はつとまるかとの己惚心から本書を書いて見た次第である。どうか皆さんの賢明な高評を仰

きたい。

但し先輩諸氏の御高見に妨りに妄評を加へた點は幾重にもお詫びして置く。

昭和三年四月

著 者 誌

凡 例

一、本書は主として過去一年間になつたものであるが、中には大正十年以來のものも混じて居る。しかし總べてに亘つて訂正を加へたから以前雜誌等に發表したものは内容が多少變つて居る筈である。唯文章丈は古い姿が幾分残つて文體が前後一貫せない點があらうと思ふ。そんな事は此處で斷はらなくもよい程度のもと思ふが、唯最近になつてから、考へ方の違つたものや、新に發見したものなどが可なり多く、その爲に統一が缺けて居ると云ふ點は御容赦を願はねばならない。

一、殊に年代研究は第一編所載のものは主として昨年春になり、第八編所載朝鮮のものは本年正月に見出し、第九編は本書の印刷の當に終らんとする頃になつて考へついたのである。従つて大綱は無論變つて居ないが、細節に至つて違つた點があらうと思ふ。崇神朝以前の年代は最初全く求め得ざるものであると考へて居たが、第九編を産むに至つて大分に其の考が違つて來た。それは後漢書所載の倭王師升は我が孝昭天皇に違ひないのでないかと考へ、そして桓靈時代の倭國大亂と云ふ支那史籍の記事は餘程意義あるものと考へねばならなくなつたからである。

一、本書中年代研究に關する部分は、隨分言ひまはしに苦心したが、それでも此の問題で苦しんだ事のある人でないと、餘程了解しにくい點があらうと思ふ。その上數字と干支が多いので、すぐ讀むのが厭になられるかも知れぬ。しかし我慢して最後まで讀んで見て下さい。きつと同感して下さるだらうと確信する。

一、開化天皇以前の年代は、どれ程苦心したか知れぬ、けれど照合する史料がない故、餘りに想像を逞した厭ひが充分にある。それは私にもよくわかつて居るが、兎に角、最後迄讀んで見て下さい。實際だつたか、どうかわからぬが、確かに記紀以前にさう云ふ年代が出来て居たに違ひないと悟つて下さるだらうと確信する。

一、本書中の註に資料何頁とあるは、本書と同時に出版せし「漢韓史籍に顯はれたる日韓古代史資料」を指すのである。どうか參照して戴きたい。

一、本書に引用せる支那史籍よりの譯文中には、こと更、文字を變更した處がある。これ支那は自ら中華と稱し、我が國を東夷と賤しんで、文中往々不遜な文字を使用して居る爲である。古代史資料の方は漢文であるからよいが、假名混り文にして見ると、いかにも皇室に對し奉り、恐れ多い感がしてならぬ故である。

一、第三編氏族分布の研究に關する引用書は拙著「姓氏家系辭書」に譲つて挙げなかつた、餘り頁數を増す恐れがあつたからである。

一、氏、カバネ、部に關する研究は嘗て、「日本古代氏族制度」中に叙し、なほ近き將來に「日本古代社會組織の研究」中に舉げた故、本書には一切之を載せてない。

一、本書完成に際し、特に中川小十郎氏、並に神宮皇學館關係者一同に對し厚く御禮を申上ぐる次第であるが、猶ほ直接間接にお世話になつた方々には、上田萬年、三上參次の兩先生を初め足立達、青木仁藏、青木信嘉、大日方退藏、喜多孝治、黑板勝美、生田小平次、鈴木友吉、高松四郎、竹岡勝也、田澤金吾、西村爲之助、長谷外余男、平泉澄、古川左京、増田右信、宮地直一、三上左明、森田實、荻野仲三郎の諸名士がある。謹んで謝意を申上げて置く。(五十音順)

一、本書編纂に際し、結論には反對したが特に利益を得た書物としては、故吉田東伍先生の日韓古史斷、津田左右吉氏著古事記及日本書紀の新研究、和辻哲郎氏著日本古代文化等があり、猶ほ他に安藤正次氏の著日本文化史古代の卷がある。謹んで感謝の意を表して置く。又喜田貞吉、内藤虎次郎、橋本増吉三氏の諸論文に對しても厚い敬意を捧げて置く。

日本古代史新研究 目次

はしがき.....一

第一編 年代の新研究.....三

第一章 緒論.....三

第二章 書紀應神帝崩御庚午の歳は其の實仁徳帝の崩年歟.....二二

第三章 書紀仁徳帝崩御己亥の年は其實允恭帝の崩年歟.....二〇

第四章 雄略帝の即位は丙午の歳歟.....二七

第五章 太歳の調査.....三五

第六章 仲哀朝より仁徳朝に至る年代攷定.....四三

第七章 雄略帝以後諸帝の太歳と崩年.....五〇

第八章 仲哀朝以前の太歳、神武朝太歳甲寅實は崇神朝の太歳歟.....五五

第九章 再び古史年代を論ず.....六四

目次

一

第十章 古事記註文干支月日論……………七六

第十一章 崇神朝以前の年代……………八三

第二編 耶馬臺國の所在……………八七

第一章 古郷里研究の必要……………八七

第二章 耶馬臺國所在研究の沿革……………八九

第三章 狗邪韓國より不彌國に至る……………九三

第四章 倭人傳の里數、方位、日數……………九六

第五章 投馬國と耶馬臺國との所在……………一〇一

第六章 九州に於ける古郷分布の研究……………一〇四

第七章 魏志の戸數と郷里研究より得たる戸數との關係……………一二五

第八章 卑彌呼女王……………一三〇

第九章 狗 奴 國……………一三一

第十章 耶馬臺畿内大和説の缺點……………一三五

第十一章 耶馬臺九州説の缺點……………一二九

第三編 氏族分布の研究……………一三三

第一章 緒 論……………一三三

第二章 太古の相續法と其説明的傳説……………一四〇

第三章 仲哀應神帝後裔諸氏の分布……………一五〇

第四章 景行帝裔氏族の分布……………一五三

第五章 垂仁帝裔諸氏の分布……………一五五

第六章 毛野氏族の分布……………一五六

第七章 丹波氏族の分布……………一五九

第八章 阿部氏族の分布……………一六三

第九章 武内宿禰後裔氏族の分布……………一六七

第十章 吉備氏族の分布……………一七一

第十一章 春日氏族の分布……………一七三

第十二章 安寧懿德兩帝裔……………一七六

第十三章 多臣族の分布……………一七六

第十四章 皇別氏分布の概観……………一七九

第十五章 尾張氏族の分布……………一八一

第十六章 出雲氏族の分布……………一八五

第十七章 凡河内氏族の分布……………一八七

第十八章 高魂裔と稱する氏族……………一八九

第十九章 神魂裔と稱する氏族……………一九五

第二十章 物部氏族の分布……………一九九

第二十一章 津速魂裔と稱する氏族……………二一〇

第二十二章 其他の天神族……………二二二

第四編 天神民族の故國……………二二五

第一章 高天原とは何ぞ……………二二五

第二章 大和説に對する批判……………二二八

第三章 神話の史實化か、史實の神話化か……………二三三

第四章 天神族の祖國は耶馬臺か……………二三五

第五章 高魂神裔と九州……………二三七

第六章 中臣氏と九州……………二三〇

第七章 大伴氏と九州……………三三六

第八章 物部氏族の故國……………三三八

第九章 神話に於ける天上地上の交通……………三四五

第十章 天祖に對する卑見……………三五〇

第十一章 月讀尊と月神命……………三五四

第十二章 神話に顯はれたる神々の分類……………三五八

第十三章 ムスビの神とタマの神……………三六二

第五編 出雲神の研究……………三六三

第一章 倭國の百餘國……………二六三

第二章 神皇產靈尊裔と云ふ氏族は出雲神族にあらざるか……………二六五

第三章 讓國と避國……………二七三

第四章 三輪氏族の分布……………二八〇

第五章 根國と出雲國……………二八三

第六章 三島耳と三輪氏……………二八六

第七章 山部と大山積……………二九四

第八章 久米部と狗奴國……………二九九

第九章 出雲の勢力と大國主……………三〇二

第六編 九州朝廷の活動……………三〇五

第一章 極東史上に於ける三番叟と序幕……………三〇五

第二章 海部と大海祇……………三二三

第三章 大倭氏族の分布……………三二六

第七編 闕史時代……………三三七

第一章 耶馬臺國の發生と其の崩潰……………三六八

第二章 耶馬臺國と伊豫國……………三八一

第三章 血沼別の出現……………三八七

第四章 後漢書所載倭王師升は孝昭天皇を指し奉るにあらざるか……………三九三

第五章 日矛族と皇室及他氏族との姻籍關係……………四〇二

第六章 多物部二氏の奥州經營と鹿島香取社……………四〇五

第八編 朝鮮古史年代の研究と日韓の關係……………四一七

第一章 神功皇后の新羅親征について……………四一八

第二章 新羅本紀の加耶關係と倭國關係との記事の重複……………四三二

第三章 婆娑尼師今廿七丙午は神功皇后攝政二年丙午の歲に當る……………四三七

第四章 百濟肖古王は近肖古王と同一也……………四三〇

第五章 姓氏錄より見たる百濟王……………四三三

第六章 近肖古以前の百濟王の在位數は全部虛構也……………四三六

第七章 新羅本紀の倭國記事は反映の反映……………四四三

第八章 奈解以前の新羅王の眞年數……………四四五

第九章 奈解王以後及び婆娑以前の眞年代……………四四八

第十章 秦氏の渡來時代……………四五二

第十一章 辰韓國と弁韓國……………四六〇

第十二章 金官國と大加耶國……………四六八

第十三章 弁韓諸國と任那……………四七二

第九編 年代研究最後の斷案……………四七五

第一章 古事記に見はれたる寶算の研究……………四七五

第二章 書紀中に殘されたる舊史の遺文……………四八三

第三章 月日の干支記入の有無より見たる書紀記事の二大別……………四八六

第四章 闕史時代中の太歲と崩年……………四九一

第五章 神武天皇の御治世……………五〇五

第六章 闕史時代の御治世と古事記の寶算……………五一〇

第七章 御治世數と寶算との總數……………五一五

第八章 年代研究の最後の決定……………五二八

第九章 古史年代に對する批判……………五三一

第十編 梗概と補遺

第一章 梗概……………五三五
 第二章 出雲大社祭神に関する疑義……………五四一

附録 年表

第一 太歳崩年表……………五五六
 第二 日韓年代對照表……………五五八
 第三 日支韓新舊對象年表……………五六一

目次終

日本古代史新研究

太田亮 著

はしがき

古代史を研究する爲には、遺物、遺跡、それから言語學上の調査が必要であるが、一般史を知る爲には何んとしても文献に據らねばならぬ。つまり文献が主であつて、考古學、土俗學、言語學等からの研究はその従たるを免れない。處が、その最も必要な文献が、我が古代史の上には甚だ尠いのである。殊に中心史籍なる日本書紀も神話傳說的記載が極めて多く、且つ年代校定を誤つて居る爲に、史料として何處まで正確なる記事なるや否やを判斷するに苦しむのである。よつて我が古代の真相を知らんとするには、遺憾ながら第一には支那の史籍により、次には朝鮮史

はしがき

との比較研究によつて書紀記事中の正確なるものを摘出し、以つて進み得る點まで溯り、それ以上は補助學研究の結果を參酌し、又合理的に記紀の記事を批判するの外に途がない。しかし予は從來餘り顧みられなかつた氏族研究や、郷里の調査によつて新方面を開拓し、聊か斯界に貢獻したいと思ふのである。

斯様に我が古代史を研究する爲には支那の史籍に頼り、又朝鮮史と比較せなければならぬ點が多いから、先づ第一に延長されたる書紀並びに朝鮮史籍の年代を還元して、書紀並びに三國史記所載史實を復活せしむる必要がある。次には支那史籍中最も、我國の狀態を詳細に記載せる魏志倭人傳に見ゆる耶馬臺國が何處なるやを調査せねばならない。第三には更に溯つて我が日本民族の故國は何處なるかを知る必要がある。以上三問題は古史研究上最も必要にして、而も最も困難なるものではあるが、又最も興味深いものであるから、先づ此等を決定して徐ろに他に及ぼさう。

第一編 年代の新研究

第一章 緒論

古史の年代を調査すると云ふ努力は、推古朝に聖德太子が天皇記や國記等を編纂される際(註一)既に問題となつたのかも知れぬ、若し然りとすれば其際何とか解決を告げたであらう。そして今日書紀に見ゆる年代又は其の階梯たるべきものが此時に決められたものかも知れないのであるがそれは全く想像に過ぎない、殊に此時の國史は推古紀に天皇記、及國記、臣連伴造國造百八十部并公民等本紀とある如く、書紀風の編年體のものにあらずして、皇室を始め各氏々に傳はれる神話傳説を、それ〴〵纏めしものらしく窺はれる、即ち古事記、氏文、本系帳、國造本記、姓氏錄等の書を纏めしが如きものでなかつたらうか。果して然りとせば、年代の如きは寧ろ問題たらざる事恰も此等の書と同一ならんかと思はれるのである。兎に角、此書蘇我蝦夷伏誅の際に焼け、幸に船史惠尺によつて國記のみ安全たるを得たと云ふも、それさへ後世に傳はらざれば其の内容

は一切窺ふを得ない(註二)。其後天武朝以來國史勅撰の擧ありし事二三度書紀に見えるが(註三)其の内何れの時からか、書紀風の編年體の史籍を編纂する計畫の立てらるゝに至り、初めて年代の調査なるものが國史上の重大問題となつたのではなからうか。また斯くの如く國史勅撰の事業を起し給ひし結果、之に與れる學者、或は其以外の人にして私に年代を調査せし者のあつた事も亦想像せられない譯でもない、即ち書紀以前に於いても、單に文書、記録、傳説を其のまゝ輯録する事をなさず、異同を匡して紀年を定め、時代不明の事件に年月を配するが如き書紀風の努力が繰返へされたかも知れないのである。しかし書紀に於ける年代決定の跡を至細に窺ふに、たとへ其以前に於いて同様の努力が繰返へされたとするも、其の苦心は到底同日に論ずべきでない事を表はして餘りあると思ふ。兎に角、書紀は當時に於いては能ふ限りの手段を盡して、我が紀年を定めたと觀察出来るのである。それ等の事は後に述べるが、此處に一寸云つて置かねばならぬ事は古事記註文の天皇崩年干支月日の事である、津田左右吉氏の如きは、書紀の紀年は其れ以前に於いて幾度も改定されたるものであつて、此の古事記の註文は其の中間のある階段に屬するものと説かれて居る(註四)が、其の議論の是非は上述の如く不明であるけれど、古事記の註文の其の中間のある者だと云ふ事は全く採用出来ない、此の註文は後述の如く明白に書紀以後のものであるからである。(第十章参照)

斯の如く書紀の年代は充分に研究せられたる形迹を有するも、神功皇后を魏書所載倭王卑彌呼(資料四一頁)に當て奉り、又神武天皇の即位を革命説に據つて辛酉とし、且つ甚だしく古代に置く等の根本的大誤謬に立脚して定められた爲に折角の苦心も水泡に歸した次第である。従つて其の對外關係の記事は支那朝鮮の史籍と符合せない點が夥しいので、學者によつては書紀の年代を疑ふと同時に、古代の史實は總べて無記年のまゝ傳へられしものであつて、其の記入年月は全く後世の虚構であらうと思ふ者すらあるらしいのである。勿論書紀は斯の如き根本的大誤謬に立脚するのみでなく、時代不明なる傳説に強ひて年月を附したと云ふ事の頗る顯著なものも尠くないのであるが、又一方に於いては古記録古文書に據りし形迹も充分あり、且つ前述の大誤謬より出發せる年代延長の爲に、其の位置を變更するに當つても、甚しく慎重の態度を持たした形迹があるから、之を舊史料に還元するを得れば、ある點迄は我が古代の紀年必ずしも求め得ざるにあらずと信ずるのである。

翻つて我が古代の状態を窺ふに、魏略(資料四〇頁)に

其の俗正歲四節を知らず、但し春耕秋收を記して年紀となす。

と見える、これは三世紀頃の状態であつて、其の俗とある故、當時我國人一般に春耕秋收によつて年數を數へて居たに過ぎないのである、けれど其俗とあるからとて、我國人全部即ち外交の衝に當つて居た者までが、さう云ふ状態であつたか、又は支那に倣つて彼に送る國書等には歲月を記入して居たのであるか、共に疑問と云はねばならない。しかし漢字の輸入は記紀の傳説により應神朝とされて居るが、漢の武帝が朝鮮を滅ぼして其地に四郡を置いたのは（資料四、及十一頁）西紀前一世紀の最初であつて、漢史は其後我が國人の王と稱して通ずる者三十許國に及ぶと云ひ（資料廿一頁）而して一世紀光武帝の代には筑紫の奴國（註五）は彼より漢委奴國王の印綬を受けた（資料十二、及廿二頁）此等の事件は朝廷の與り知り給はざりし事であるとしても、兎に角確實に、尠くも西紀一世紀には漢字が我國の一部に輸入されて居るのである。次いで二世紀の初めには倭而土國の師升、（註六）と云ふ王は生口百六十人を支那の都に贈つて居る（資料十二及廿二頁）かゝる状態であつて、且つ外國文化に對する消化力の強い國人である故、たとへ三世紀に於いて我國人一般が春耕秋收によつて年數を數へる程であつたとしても、外交の衝に當る者等には曆日を知つて、彼國に贈る國書等に記載し得たと想像するも、さのみ獨斷とは云へまいと思ふ

殊に其後秦の遺民と想像さるゝ秦の民や、樂浪帶方の漢人と思はるゝ王氏（王仁の後）漢氏（大和、河内

の漢氏）等の歸化によつて一層長足の進歩を遂げたであらう。これを周代の古音が我國に遺つて居ると云ふ大矢透氏の研究と併せ考へたならば、太古の状態は吾人の想像以上であつたかも知れないのである。若し仁德紀四十一年條に

三月、紀角宿禰を百濟に遣はし、始めて國郡壇場を分ち、具さに郷土出づる所を録せしむと云ひ、續いて履仲紀四年條に

秋八月辛卯朔戊戌、始めて諸國に國史を置き、言事を記して四方の志を達す

と見ゆるを事實とすれば、五世紀の前半期には既に附庸國の地誌を録し、又地方の諸國にまで史官を置く程度に達して居たのであるから、中央政府に於いては遙か古より種々の事件を書き誌して後に遺す舉に出でたかも知れないのである（東西兩史其他阿直史等）。

書紀は上述の如き二三の記事を残して居るが、大體に於いて、我が古代の勢力や、政治や、文化状態を殆んど記して居ない、應神朝以後に於いても高句麗好太王の碑文に表はれたる我國の活動（資料一五六頁）宋書に見ゆる倭王の外交振等（資料五三頁）の如き、記紀兩書とも殆んど之を傳へて居ないが、殊に崇神朝以前に於いては一層甚だしい、綏靖帝以後開化帝に至る八朝は皇妃皇子の御名と、皇居御陵の所在と御誕生、御即位、崩去、大葬の年月、及び寶算等を傳ふるに過ぎないので

ある。單に其の記事丈より窺へば、當時の我國家は漸くにして近畿地方を領有する小國家の如き觀あるが果してさうであつたらうか。續いて崇神朝に四道將軍の派遣の事が見え。景行朝に熊襲蝦夷征伐の事を載せて居るが爲に、此の觀察は頗る妥當のもの、如く思はれ、又多數の學者は、しかく信じて來たのであるが、世數を計るに開化崇神朝と思はるゝ頃、我國の奈邊かに耶馬臺なる國家があつて、魏志は其の都の事を叙して宮室樓觀城柵嚴設と載せ(資料四〇頁)又盛に支那と交通した趣を記して、正始元年倭王上表して恩詔に答謝すと見え(資料四一頁)更に溯る事百三十四年には倭面土國の師升なる王は百六十人の生口を贈り物として支那に使を發し(資料三三頁)更に溯る五十年には倭奴國が彼國から金印をもらつて居るのである(資料三二頁)。此等の事件が我國家の關係せし物とするか、又は此等耶馬臺、面土、奴の諸國を我が版圖内の土豪か、或は附屬國とすれば勿論、此の記紀の綏靖朝以下八朝の無記事に立脚した前述の觀察は誤つて居ると云はねばならぬ。又此等の國を我國家と全く關係なきものとすれば、斯の如き有力なる國を併吞せし重要なる大記事を記紀は共に漏らして居ると云はねばならぬのである。何れよりするも傳ふべき多くのものがあつたに關はず、記紀共に之を載せないのは史料が全く散逸した爲に外ならないのである。従つて我が古代の文化は記紀傳ふる以上のもので、たとへ正始元年の倭王上表(資料四一頁)宋書所載

倭王武(資料五四頁)の上表の如きものではないとしても、二三百年に亘つて交通せし間、常に我が使者が啞の如く彼地を旅行したとは思はれないから、既に漢語を解し、漢文を綴り得たとする方が妥當な考へではなからうか。

九州奴國が漢委奴國王の印を受け(資料三三頁)しより約二百年經過せし卑彌呼女王時代には、上述の如く漢文を作り得た者が魏志の記事より我國に存在したと想像せねばならない故に、更に尠くも百年經過した應神朝に於ける此の方面の状態は大體推知し得ると思ふ。殊に東西兩史歸化以後に於いては多數の文書を殘し得たに違ひないのである。而して此等東西兩史は勿論の事、多數の史は職を世襲して中古初期まで殘つて居たのであるから、文書の多數は散逸したであらうが尠いながらも傳はつて書紀編纂者の机上に廣げられたものがあると考へ得るのである。書紀編纂者は卑彌呼女王を神功皇后と信じたる大錯誤の爲に此等の記録の價值は大いに減じたが、その慎重なりし態度により、年代を還元するを得ば此等書紀に殘つた記録の價值は復活されるものと思ふ。よつて先づ年代研究を次に載せよう。

日本書紀の年代に甚だしき誤謬のある事は徳川時代に於いて既に論ぜられ(註七) 次いで明治に入りては菅政友翁、那珂博士を始めとして、星野博士、久米邦武博士、吉田東伍博士等何れも其の非

を論ぜられし結果として、今や學者間の定説となるに至つた。即ち書紀作者は神功皇后を魏志東夷傳所載耶馬臺國女王卑彌呼也と推定し奉りし事によりて(註八)以下諸帝の治世年數を増し、且つ同じく東夷傳倭人傳に其人壽考、或百年、或八九十年とあるにより、皇后以前の諸帝の治世年數をも増し、更に辛酉革命の思想より神武天皇の即位を辛酉の歲に定めたものである事は明白である。しかしながら書紀の年代信ずべからずとすれば他に何によるべきかについては諸學者の態度が一定せない。或は古事記註文天皇崩年干支に據るものがあり、或は記紀二典を共に捨て、専ら平均世率(註九)によりて、おぼろげに年代を概算するに止むる者がある。前者は菅政友翁以來那珂、星野、吉田の諸博士が一樣に採用せられしものにして、今日に於いても最も有力であるが支那の史籍と一致せざる恨みがあるのみならず、後述の如く(第十章)書紀以後のもので價値乏しいものであるから到底その全部を信ずるを得ないのである。これ後者に從ふの外に途なき次第なれど、かくては古史研究上不便尠なからざれば、何等か確實なる手段によつて之を求めんとするは古史研究者共通の希望であらうと信ずるのである。余輩また其の一人にして多年本問題に苦しみしが、頃日、カバネ制度研究の前提として、日支韓三國の古代交通を調査する際、偶々書紀の支那關係の記事が十干又は十二支に於いて支那史籍と一致するの多きを覺り、此處に多年の懸案解決の鍵を得、本稿を草するを得た次第である。

註一 書紀推古卷廿八年條に是歲、皇太子、烏大臣(蘇我馬子)共議之、錄天皇記、及國記、臣連伴造國造百八十部、並公民等本記一、と見える。

註二 しかし神武天皇の即位元年は織緯説から出たもので、推古朝の九年辛酉から一部即ち二十一年一千二百六十年を測つたものであるとの説がある。もし此説に従へば、天皇記國記編纂の際既に日本書紀の年代が定められたものかも知れない。此の神武即位元年が織緯説から出たと云ふ説は早く既に石原正明翁の年々隨筆に見え、次いで伴信友翁も比古婆衣にて論ぜられ、明治に入り故那珂博士によつて大成されたのである。けれど何が故に推古朝九年から一部溯らせる必要があるか予は此説に賛成せない。後に述べよう。

註三 書紀天武紀十年三月條、續紀和銅七年二月條及び養老四年五月條等。

註四 古事記及び日本書紀の新研究。

註五 奴國は筑前博多地方である、第二編第三章を見よ。

註六 第七編第四章を見よ、師升は孝昭天皇の假名であるらしい。第七編參照。

註七 石原正明、藤井貞幹、本居宣長、伴信友の如き皆多少之を論ず。

註八 耶馬臺國卑彌呼女王の事は次編に述べよう。書紀作者は此の女王を神功皇后であると解釋し奉つたものと思はれる。それは耶馬臺國は畿内の大和であらう、然らば卑彌呼女王は、我が皇室の方に違ひない、我が皇室の方で外國から女王と見られるのは神功皇后の外にない故、卑彌呼は皇后を指し奉つたものであると解釋したものらしい。書紀の神功皇后攝政紀には魏志の文を引いて女王が魏に使を發せられた事を載せ、暗に女王が皇后であることを、ほめかして居るのである。しかし女王は皇后より百二三十年以前の人であるから、書紀はやむなく皇后以後諸帝の御代年數を増したらしい。

註九 那珂博士は紀年考に於いて、支那では三十年を一世として居る、世の長短には定數ないが、父子相續いて數十世に至れば、その平均の數は必ず三十年に近い。我が皇室では繼體天皇の御誕生より明治天皇のそれまで一千三百六十年、即ち一世の平均は廿八年であると。又國史眼は推古建曆より慶應二年まで千二百七十四年、四十六世、平均一世二十八年弱と述べて居る。

第二章 書紀應神帝崩御庚午の歲は其實仁德帝の崩年歟

應神紀四十一年(庚午)の條に

春二月甲午朔戊申、天皇明宮に崩ず時に年一百一十歲一に云ふ大隅宮に崩ず是月、阿知使主等吳より筑紫に至る。時に胸形大神工女等を乞ふ有り、故に兄媛を以て智形大神に奉る。是れ則ち今筑紫國に在る御使君の祖也。既にして其の三婦女を奉る、以て津國に至り武庫に及ぶ、而も天皇崩じて及ばず、即ち大鷦鷯尊に献ず。是女人等の後、今吳衣縫、蚊屋衣縫是也。(吳は南方支那である)とあるが、魏書東夷傳所載耶馬臺國女王卑彌呼(資料四一頁)以後、我が國より支那に使を發し給へる方は宋書所載倭王讚(資料五三頁)が初めである。而して倭王讚の仁德天皇を指し奉りしものなる事は史家の定説であるから(第九章參照)彼國の史籍には應神天皇の吳國遣使については全く傳へて

居ないと云はねばならぬ。よつて此の記事に疑を挾まねばならないのである。

但し倭王讚の初見する宋書永初二年(四二二)條より溯る事八年なる晉書安帝義熙九年(四一三)條に是歲高句麗、倭國、及西南夷銅頭大師並に方物を獻ず。(資料四五頁)

と見えるが、これも倭王讚時代であらうと推定する事が出来る。何となれば宋書夷蠻傳に倭王讚の後とする倭王珍なる方の遣使の事が同書帝紀大宗元嘉十五年(四三八)條にあるから(資料四九頁)それ以前を全部倭王讚即ち仁德天皇の御代とするも、義熙九年(四一三)は此の元嘉十五年を去る廿五年に過ぎないのであるが、なほ倭王珍は史家一般に反正天皇を指し奉るとして居る(註二)(第九章參照)はたして然らば此の廿五年中には反正天皇の初代並に履仲天皇の治世全部が含まれて居る故、之を省けば僅々十數年に過ぎない事となる、而して仁德天皇の治世は御事蹟其他より見て、尠くも十數年以上であつた事は從來史家の一樣に認めし處である。即ち義熙九年の倭國遣使は之を應神天皇の治世とするよりも仁德天皇の時代とする方が穩かなりと信ずるのである。

或は云はん「晉書帝紀これより前、孝武帝太元七年(三八二)九月條に東夷五國の遣使を傳ふ(資料四四頁)この東夷五國の中にも倭國もあつたのであつて、それが應神天皇が遣はし給へるものではないか。」と、されど、こは極めて想像を逞しくせるものと云はねばならぬ、

殊に此の應神紀四十一年遣吳使歸朝の記事は書紀の延長されたる年數より云へば西紀三百年、(庚午)であるが書紀引用の百濟記並びに百濟記より得たらんと思はるゝ書紀の本文と三國史記の百濟本紀との比較より云へば、此の四十一年は四百三十年(庚午)に當つて居るから支那の晋代ではなく宋の時代と云はねばならない。煩はしいが、その次第を簡単に説明すれば左の如くである。

○神功紀五十五年(乙亥)百濟肖古王薨は書紀より云へば二五五(乙亥)なれど韓史より云へば肖古は近肖古王に當り、その薨去は三七五(乙亥)であるから書紀の此記事は百二十年繰上げられて居る。

○同六十四年(甲申)百濟國貴須王薨、王子枕流王立爲王は、書紀より云へば二六四(甲申)なれど、韓史より云へば貴須は近仇首王に當り、その薨去は三八四(甲申)にして又百二十年繰上られて居る。

○同六十五年(乙酉)百濟枕流王薨、王子阿花年少、叔父辰斯奪立爲王は、書紀にては二六五(乙酉)なれど韓史にては三八五(乙酉)にて又百二十年の差がある。

○應神紀三年(壬辰)百濟國敏辰斯王_一以謝之、紀角宿禰等便立_二阿花_一爲王而歸は書紀にては二七二(壬辰)なれど、韓史辰斯薨じ阿華立つを三九二(壬辰)として居る、又百二十年の差がある。

○同八年(丁酉)の百濟紀云、阿花王云々、遣王子直支于天朝_一、以脩_二先王之好_一也は書紀にては二七七(丁酉)なれど、韓史阿華王太子腆支を倭國に質とするを三九七(丁酉)として居るから又百二十年の差がある。

○同十六年(乙巳)百濟阿花王薨は書紀にては二八五(乙巳)なれど、韓史にては皇紀四〇五(乙巳)であるから又百二十年の差がある。

○同廿五年(甲寅)百濟直支王薨、即子久爾辛立爲王は書紀にては二九四(甲寅)であるが、韓史腆支王薨じ久爾辛王立つを四

二〇(庚申)として居る、これのみ百二十年の差でないが、それは韓史に誤謬がある爲である。何となれば宋書夷蠻傳に義熙十二年より元嘉二年まで百濟王餘映の記事あり、次いで同七年に餘毗の事を記す(資料五三頁)、餘毗は毗有王なる事明白なれば、餘映は久爾辛王に當り、その即位は少くも義熙十二年(四一六)以前ならねばならない、即ち百濟本紀及び東國通鑑が久爾辛王の即位を永初元年とするより遙に以前であるからである。思ふに腆支薨久爾辛立つは前例と同様、書紀年數より百二十を減じたる四一四(甲寅)と思はれる。蓋し書紀の此記事は百濟記又は同等の價值ある史籍より得たるもので、今日の韓史より遙に優つて居ると思ふ。宋書と一致するからである。

かくの如く書紀の神功卷應神卷の百濟關係の記事は總べて百二十年引上げられたものであるから、此四十一年條も同様百二十年繰上げられたものと見る時は皇紀千九十年(庚午)に當るのである。

而して四百三十年(庚午)は支那史より云へば宋文帝元嘉七年であつて、宋書帝紀此歲春正月條に倭國王使を遣はして方物を贈る(本書獻)。(資料四九頁)

と見えて、年代より云ふも、事件より云ふも書紀の此の記事と全く一致するのである。それ故書紀の此の記事は極めて有力なる史料から得たものである事がわからう。而して此の記事中には前引の如く、我が國使歸朝して津國に至り武庫に及びしも、「天皇崩じて及ばず」の事があつて、天皇崩御が遣吳使歸朝の事と離るべからざる關係を持つて居るから同一の有力なる史料より得たものであらうと思ふのである。書紀が應神天皇の崩御を此歲と定めたのも、かゝる史料があつたからであらうが、此天皇が應神天皇にあらざる事は明白であらう。何となれば宋書に、これより前

元嘉二年、更に溯りて永初二年等に倭王讚即ち仁徳天皇よりの遣使を載せて居るからである。(資料五三頁)即ち予は應神朝には吳國に使を發せられた事がないと推定するのである。

然らば此の應神紀四十一年(其實四一〇)條の天皇は何天皇か、宋書に據れば、永初二年(四二二)及び元嘉二年(四二五)に倭王讚よりの使があり、次に此の元嘉七年(四三〇)に倭國使が來た事になつて居るが(資料四九頁)それには單に倭國王とあるのみである、次に元嘉十五年(四三八)に倭國遣使並に倭國王珍を安東將軍に拜するの記事がある。(資料四九頁)而して瓚は仁徳天皇、珍は反正天皇の假名であらうから、此天皇即ち元嘉七年(四三〇)に國使を發せられし天皇は、仁徳天皇か又は履仲天皇でなければならぬ。宋書元嘉十五年條に倭國王珍爲安東將軍(資料四九頁)とあるは、他の例より見て倭國王珍が即位後初めて使を發せられたものである事がわかるからである。

或は云はん、珍は反正天皇でなく、履仲天皇であらうかと、されど元嘉二十年(四四三)遣使ありし倭國王濟は其後に載する倭國王世子興及び其の弟武と共に(資料五四頁)時代より云ふも、血縁關係より云ふも、允恭、安康、雄略の三天皇を指し奉る事明白である故、倭王珍を履仲天皇とする時は反正天皇の治世は殆んど消滅する結果となるの恐れがある。

又異稱日本傳の如く倭王瓚を履仲天皇に當つる説もあるが其の名稱瓚が仁徳天皇の御諱サ、キの尊の略と思はるゝ點より云ふも、履仲反正共に在位短く、允恭天皇と共に三代兄弟相繼ぎ給ひし點より云ふも、履仲天皇に當て奉るべきでない。同天皇在位は書紀の傳への如く五六年に過ぎない事は後に云はう。

此の應神紀四十一年(元嘉七年)條の天皇が應神天皇でない事は明白である。しかし其の方が仁徳天皇か履仲天皇かについては容易に決し難いが、予は次の理由によりて仁徳天皇と斷じ、元嘉七年の遣使は倭國王瓚の發せられしものと斷言したい。

1、此の遣使を履仲天皇の發せられしものとすれば、同時に同帝は此歲崩御となりて、かりに仁徳天皇の崩年を古事記によりて丁卯(四二七、宋の元嘉四年)八月十五日とする時は、履仲天皇の御治世は僅に二年有餘に過ぎざる事となり、又仁徳天皇の崩年を倭王瓚第二の遣使ありし元嘉二年の翌年(四二六)とするも履仲朝は三年有餘に過ぎずして餘りに短縮せざるべからざる結果を生ず。

2、之に反して反正帝の治世は延長して尠くも十年に達する事となり、書紀が兩朝同じく五六年とするに反するのである。思ふに書紀は耶馬臺國女王卑彌呼を神功皇后にあて奉りし結果として、皇后以後諸帝の御治世を出來得る限り延長せざるべからざるに、此朝のみかく短縮するは他の一般の傾向に反すと云はねばならぬ。

3、宋書夷蠻傳には讚死弟珍立とありて(資料五四頁)履仲天皇一代を漏らして居る、もし此時の遣使が履仲帝の發せられしものであつたなら我が國書によりて讚と珍との間に天皇の御名があるべき筈である。但し本書珍を讚の弟と誤る事より、「履仲帝の發せられし國使に關する資料の

失はれしにより、此の誤謬を出せし也」と論ずる學者が尠くないが、予の見解はさうでない、即ち履仲帝は即位の初め我が國使が吳國より歸朝せし事なれば、暫く國使派遣を見合し給へる内崩御せられたものであらう。當時國使の派遣は五六年以上の間隔を置くを恒とするのである。而して反正帝は即位後遣使を發せらるゝ際、國書に先帝崩じて皇太弟位に即さしを報じ給うたのであらう。よりに彼國にては先帝を讚と解し反正帝をその弟とせしものと思ふ。

4、此の遣使を履仲天皇の御代となすの説は、多く古事記註文天皇崩御の干支を信ずる事から來て居る。同書仁德帝の崩年は丁卯(四二七)にして履仲帝の崩年は壬申(四三二)であるからである。されど古事記崩年の信ずべからざるは後に云ふが如く、反正、安康の兩朝に於いて共に宋書に符合せないばかりでなく、此の天皇崩御の事も解する事が出來ないから、採るに足らないのである。

5、かりに此の天皇を仁德天皇と見、以つて書紀に於ける履仲反正允恭三朝の干支を觀察するに十干は正しく十二支は變更せられてある事が知れる、これ書紀作者が慎重なる態度によりて年代を延長せし結果に基くもので、又以つて此天皇の仁德天皇なる一理由とならうか。何んとなれば書紀はなるべく舊態を存せしむる爲に、他の部分も多くは干支の一を變更するのみにて時

代を決定せんとせし形迹が充分あるに係はらず、此の天皇を履仲天皇に當つれば三朝の干支は上下共に一も符合せない結果に陥るからである。

6次に書紀作者は天皇治世を延長して新年代を定むる際、應神、仁德、允恭等比較的治世の永かりし天皇に於いて年數を増し、履仲、反正、安康等治世の短かりし天皇は、その儘とせし形迹があるから、かりに私見の如く此天皇を仁德天皇とし、履仲反正兩朝を書紀の年數のまゝとする時は明かに倭國王珍は反正帝、同じく濟は允恭帝を指し奉りし事となり、更に仁德紀の研究によりて允恭帝の在位を定むる時は、王世子興は安康天皇の擬名となつて日支關係史の上に於て一も齟齬する點を見ないのである。又以つて此天皇の仁德帝なる事がわからう。

7、次に此應神紀四十一年條の文を觀察するに、天皇崩于明宮とあるは、書紀作者が天皇を應神天皇と誤解せしにより應神帝の都なる明宮と變更せしものにして、其實註文に見ゆる如く一云崩于大隅宮とあつたのではなからうか、大隅宮は難波にある、故に仁德天皇とする方が眞に近い(九章參照)。次に阿知使主等津國に至つて武庫に及び、天皇崩じて及ばずとあれば、都が難波にあつたらしく思はれるでないか。大鷦鷯尊に奉るとあるは大行天皇を應神帝とせし爲に變更せしものなる事明白にして、此も去來穗別尊即履仲天皇とする方が眞に近い、何んとなれば仁

徳帝崩御當時履仲帝が難波又はその附近に御座せし事は紀記によつて知る事が出来るからである。これも大行天皇を履仲帝とし、此の大鷦鷯尊とあるを瑞齒別尊に當てんか、尊は河内丹比に居給ひしなれば此文に合せない、即ち去來穗別尊とする程適切ではないか。

8、次章で述べる如く、仁徳紀五十八年(庚午)にも此と同一に吳國に關する記事があるので、益々此天皇が仁徳天皇だとわからう。

以上の理由で、此の天皇を履仲天皇に當て奉るよりも、仁徳天皇とするの遙かに優れるあるを覺ゆるであらう。殊に以下の條々に説くが如く、書紀作者の時代延長は何等かの手懸りを得ざれば妨りに改作せざりし方針を知らば、此天皇が、もと仁徳天皇を指し奉つたものである事を深く感ずるに至らうと信ずるのである。次の條の如きも其一つである。序に云ふが書紀は此の庚午天皇崩を甚だ有力なる史料と思つたから、單に此處ばかりでない、成務、景行、垂仁、孝安の諸帝の崩年を何れも庚午として居る。

第三章 書紀仁徳帝崩御己亥の年は其實允恭帝の崩年歟

前章に於いて應神紀四十一年(庚午)に見ゆる遣吳使の歸朝は宋書元嘉七年(四三〇庚午)に倭國王遣

使とあると一致するを説いた。然るに仁徳紀五十八年(庚午)條にも

冬十月、吳國高麗國並朝貢

と云ふ記事がある。予はこれも庚午の歳であるから、宋書元嘉七年の記事と相應するもの、即ち應神紀四十一年の記事と重複するものであると考へるのである。何んとなれば上古に於ける日支關係上、庚午又は其の前後の年なるは、支那の國史に據るに、此の元嘉七年以外には見出す事が出来ないからである。その高麗國と並記するは應神紀卅七年條に

阿知使主、都加使主を吳に遣はして縫工女を求めしむ。爰に阿知使主等高麗國に渡り吳に達せんと欲す。則ち高麗に至り、更に道路を知らず、道を知る者を高麗に乞ふ。高麗王乃ち久禮波、久禮志二人を副へて導者とす、是に由て吳に通ずるを得たり。

と見ゆる如く、我國使が高麗人を案内者として吳國に至り相伴つて歸朝せしに依るのであらう。時に高麗は長壽王の十八年にて我國と和睦して居た時と思ふ(註一)。又吳國朝貢とあるは工女四婦女を獻ぜしを云ふのであらうか。よりに此の仁徳紀五十八年條は、應神紀四十一年條と同一にして、且仁徳帝崩御の歳であるのである、然るに仁徳紀はこれより更に二十九年を延長して己亥の年に及び、

八十七年(己亥) 正月戊子朔癸卯、天皇崩ず、冬十月癸未朔己丑、百舌鳥野陵に葬り奉る。
と載せて居る。仁徳紀五十八年を四十一年として計算すれば此の八十七年は仁徳の七十年である(四五九)。思ふに仁徳天皇の御治世は應神紀が傳ふる如く、約四十年前後であるを、書紀は之を前後に延長して八十七年としたものであらう(仁徳朝の三十九年なる事後に説く)。應神天皇の崩年、仁徳天皇の元年、並びに書紀が何が故に仁徳天皇の元年を十數年溯らしたかと云ふ事は後に説明する事として、先づ書紀が仁徳帝の崩御の歳とせし己亥(三九九)は如何なる時かを考へよう。予はこれを允恭帝崩御の歳と思ふのである。次にそれを説明しよう。宋書帝紀大明六年(四六二、壬寅)條に

三月壬寅、倭國王世子興に安東將軍を贈る(資料五一頁)

と見ゆるは、これより前、大明四年(四六〇庚子)條に

十二月丁未、倭國使を遣し、方物を寄す。(本書献す)(資料五〇頁)

とあるに應ずるものにして、同書夷蠻傳には

濟死、世子興使を遣はして貢獻す、世祖大明六年、詔して曰く、倭王世子興、奕世信を載せ外海に雄(原書忠)を作す。化を稟し、境を寧んじ、恭しく貢職を修む。新に邊業を嗣ぐ、宜しく爵號を授くべし。安東將軍倭國王を贈るべし、興死し、弟武立つ(資料五四頁)

と見える。即ち大明四年十二月、倭國王世子興より遣使ありたるが故に、興に安東將軍倭國王の號を贈つたと云ふのである。濟は允恭天皇の假名にして、武は雄略天皇の假名なる事は一般學者の認む處であるから(註二)、王世子興は安楽天皇でなければならぬ。

但し王世子興を木梨輕太子又は市邊押磐皇子とする説あれど、その非なる事は後に説かう。

よつて大明四年の遣使は、允恭天皇の崩後、安楽天皇未だ即位せられざる際、皇太子の名を以つて發し給へるものなる事がわからう。即ち允恭天皇の崩御は、宋書の記事より云へば大明四年(四六〇)庚子の歳か、その前年大明三年(四五九)己亥の歳でなければならぬ。先帝崩後皇太子が數ヶ年も久しく即位せられずとは考へ難いからである。而して四五九己亥の歳は前述の如く仁徳帝崩御後廿九年經過した歳にして、書紀が仁徳天皇の崩御の歳とせるものでないか。是に於いて予は書紀が仁徳帝の崩年を延長して允恭帝の崩年に及ぼせしを知るのである。よりて更に仁徳允恭兩紀の崩御の條を比較するに、前者は

春正月戊子朔癸卯(十六日)天皇崩、冬十月癸未朔己丑(七日)、百舌鳥野陵に葬り奉る。

とあつて、後者は、

春正月乙亥朔戊子(十四日)天皇崩云々、冬十月庚午朔己卯(十日) 天皇を河内長野原陵に葬り奉る

と見える。日こそ多少違ふが、月は崩去も大葬も同一である事を知る。即ち書紀は允恭帝の崩を以て仁徳帝の崩年と定め、猶ほ崩御並に大葬の月も允恭帝より得たと思はれるのである。

以上仁徳允恭兩帝崩年に關する私見は後に説く太歳の研究によつて一層確實となるが、其れ以前に於いて允恭帝崩去當時の事情を述べ且舊説の非を論じよう。

允恭天皇正月崩御せられ、十月葬禮畢りしも皇太子木梨輕皇子に不倫の行があるので、群臣從はずして御弟穴穗皇子に隸した。太子よつて物部氏に依り穴穗皇子を攻めたとなつて居る。此の皇位繼承の争は十月後に始まりしなれば、恐らく翌庚子の年(四六〇)に及びて平定せしものであらう。而して吳國に遣使の事は允恭天皇崩御前よりの計畫なりしを、大葬及び其後の内亂にて延引して亂後、穴穗皇子が未だ即位せられざる際發せられたものであらうと思考せられる。書紀に據れば安康帝即位は十二月己巳朔壬午、即ち我が使の宋國首都に到着せし頃であるから、國使の我國を發せしは天皇即位以前である、これ宋書に王世子興とある所以であらう。安康帝の即位の此の庚午(四六〇)の歳である事は後に云はう。

然るに從來古事記天皇崩年干支の細注を信ずる者は同書に據り允恭帝の崩御を甲午年(四五四)正月十五日となす、よつて宋書の王世子興につきての解釋に苦しみ、或は興を輕皇子となす者があり

或は市邊押磐皇子とする者がある、しかしこれを輕皇子となさんか安康天皇に當て奉ると同様、甲午(四五四)正月即ち允恭帝の崩御より庚子(四六〇)十二月まで約七年間我國は空位であつた事になるのが甚だ疑はしいと云はなければならぬ。或は數年に亘る繼承戦があつたかとも考へる事が出来るが戰亂平定後ならば安康帝の使であらうし、戰亂中ならば遣使の事など思ひもよらない、即ち王世子興が輕皇子の假名と推察し得る條件は、唯允恭帝崩御後間もなき年月でなければならぬと云ふ事だが、古事記の崩年干支より云ふも、予の推定年月より云ふも、共に然らざるが故に興を輕皇子となし難いのである。次に興を推齒皇子に當つる事は允恭帝崩御後安康帝立ち、帝ま在位三年にして崩御せられしより推齒皇子皇位につき給へりとの假定説より來る、此の皇子の皇位に即き給へりとの説は顯宗紀に於市邊宮治天下天萬國萬押磐尊と見え、播磨風土記に市邊天皇云々とあるによる。されど之は倭武尊を常陸風土記に倭武天皇と載せ、後に草壁皇子を岡宮御宇天皇と申上げしと同様で、當時の尊稱か、後世よりの追崇に過ぎないのであらうが、假令一步を讓つて押磐皇子が即位せられたとしても、王世子興は濟即ち允恭帝の皇子にて、武即ち雄略帝の御兄とする宋書の記事と一致せないのである。我が國史と漢土の歴史とが興を安康天皇の假名とする時は總べてが全く一致符合するに係はず、かゝる假定説を以て此の契合を覆へさうとす

るは亂暴と云はねばならない。即ち興は市邊押磐皇子となし難く、又輕皇子となし難く、安康帝の外ないのである。故に古事記の如く允恭帝の崩御を甲午(四五四)とし、數年間も安康帝即位せられずとはなし難いが、猶ほ次の百濟新撰の文によりて古事記が允恭帝の崩年とする甲午を去る二三年後も我國に天皇があつて内亂中とは思はれない状態を見る事が出来るのである。

百濟新撰云、己巳年、蓋鹵王立つ、天皇阿禮奴跪を遣はし來つて女郎を索む。百濟慕尼夫人女適稽女郎と云ふを莊飾して天皇に貢進す。(雄略紀二年條引用)

蓋鹵王の即位を本書己巳年とせるも、漢韓兩史より考へて丙申(四五六)即位とせねばならない、蓋し書紀引用の際誤寫せしものであらう。而して適稽女郎は書紀の百濟池津媛で戊戌の年(四五八)に誅せられしなれば、蓋鹵王が此の夫人を貢進したるは丙申(四五六)より戊戌(四五八)即ち古事記の崩年干支より云へば、允恭帝の崩御後二年より四年迄の事である。然しながら此の記事より見て當時天皇崩御後二皇子對立する大争亂ありたりとは思はれないではないか。何となれば天皇の名によりて百濟に夫人を索め、且つ百濟より天皇に夫人を奉る如き事が、斯様な戰亂中にあつたとは想像するを得ないからである。それ故に、當時天皇があつたとせなければならぬ。而して其の天皇が允恭帝なる事は、若し假に安康帝とせば宋書と甚だしく符合せざるより證明する事が出来る、即

古事記の此の天皇崩年干支は採用する事が出来ないのである。

註一、好太王の碑文でわかる様に、日本と高麗とは度々争つたが、我國に使をよこした事も書紀に屢々見える、皆までもうそではなからう。つまり終始戰爭して居たのではない。和睦した事も度々と見るべきでないか。

註二、倭王武の武は雄略帝の諱幼武の武を採つたのである。名の一字を以て假名とするは高麗百濟皆同例で、疑ふを得ない時代も一致するから、武が雄略帝である事は動かさぬ。濟はその父であるから、允恭帝に違ひない、濟は御諱雄朝のサであらう。(第九章參照)

第四章 雄略帝の即位は丙午の歲歟

宋書帝紀順帝昇明元年(四七七戊午)條に

冬十一月己酉、倭國使を遣し、方物を寄す、(寄す本書獻す)(資料五一頁)と見え、次いで翌二年(四七八)條にも

五月戊午、倭國王武使を遣し、方物を寄す、武に安東大將軍を贈る。(資料五一頁)と載せて居るが、共に倭國王武(雄略天皇の假名)の派遣し給ひしものなる事は同書夷蠻傳に興死し弟武立ち、自ら使持節都督倭百濟新羅任那加羅秦韓慕韓七國諸軍事安東大將軍倭國王と稱す。順帝昇明二年使を遣はし、寄書(本書上表)して言ふ、昔祖禰より躬ら甲冑を撰し、山川を

跋渉し、寧處に違あらず。東毛人五十五國を征し、西衆夷六十六國を服し、海北九十五國を陵平す。王道融泰土を廓し幾を退し、累葉朝宗、歳を愆らず、道百濟を逕し船舫を裝飾す。而るに句麗無道、見吞を欲するを圖る、朕の亡考濟、方に大舉せんと欲して奄喪し、父兄垂成の功をして一簣を獲ざらしむ。今兵を練り、父兄の志を申べんと欲す。竊かに自ら開府儀同三司を假す。其餘咸な各假授以つて忠節を勤む。詔して武に使持節都督倭新羅任那秦韓慕韓六國諸軍事安東大將軍倭王を贈る。(朕本書臣)(資料五四頁)

とある事から想像出来る。思ふに昇明元年(四七七)の遣使は倭以下百濟新羅任那等の七國が我が國の屬國なるを承認せしむる爲のものであつたらう。然るに彼は百濟を日本の宋主權のもとに置くを好まなかつた。それは彼國から云へば百濟を我國と同等と考へ、我國以上絶えず遣使を受けて居たからである。かくの如く彼が七國諸軍事を承認せないから我が國使は本國政府の指揮を受ける爲に急いで歸國して其旨を上奏したものであらう。其處で我が朝廷は已むなく百濟を省き、その代りに開府儀同三司を請求する爲、翌年再び國使を派遣し彼に諭す處があつた。これが宋書に所謂倭王武の寄書(本書上表)である。しかし此度も我が要求を容れなかつたので、我國使は歸國を延期する内に、宋は亡んで齊となつた。

南齊書東南夷倭國條に

建元元年新除使持節都督倭新羅任那加羅秦韓六國諸軍事、安東大將軍倭王武を進めて鎮東大將軍の號を賜る。(資料五八頁)

この文六國あれど五國のみなるは秦韓の次に慕韓を脱漏した爲である、それは南史に齊建元中除武持節都督倭新羅任那加羅秦韓慕韓六國諸軍事とあるので明白であらう、

と見える、建元元年(四七九)は昇明二年の翌年であるから、我が國使は此の新除をも併せ受け、且つ彼國の國使を伴うて歸朝したらしい、それは次に述べよう。

此の雄略朝に於ける。彼我交通に關する書紀の傳へは左の如くである。

八年(甲辰)春二月、身狹村主青、檜隈民使博德を遣はして吳國に使せしむ。

十年(丙午)秋九月乙酉朔戊子、身狹村主青、吳の獻する二鵝を將て筑紫に到る。是鵝水間君の犬の爲に嚙れて死す云々。

十二年(戊申)夏四月丙子朔己卯、身狹村主青と檜隈民使博德出でて吳に使す。

十四年(庚戌)春正月丙寅朔戊寅、身狹村主青等吳國使と共に、吳の獻する手末才伎漢織吳織及衣縫弟媛等を將ゐ、住吉津に泊す。是月、吳客の爲に磯齒津路を通じ、吳坂と名づく。三月、臣連に

命じ吳使を迎へ、即ち吳人を檜隈野に安置す。因て吳原と名づく。衣縫兄媛を以て、大三輪神に奉り、弟媛を以て漢衣縫部となす也、漢織、吳縫、衣縫、是飛鳥衣縫部、伊勢衣縫の先也、夏四月甲午朔、天皇吳人を設はんと欲し、群臣に歴問して曰く、其共食者誰か好らん乎、群臣僉な曰、根使主可けん、天皇即ち根使主に命じて共食者となす。遂に石上高拔原に於いて吳人を饗す。時に密に舍人を遣はし、莊飾を視察せしむ。舍人復命して曰く、根使主著くる所の玉纒、大貴最好、又衆小云ふ、前に使を迎へし時又亦之を著く、是に於て天皇自見せんと欲し、臣連に命じ裝を饗の時の如くして殿前に引見す云々。

即ち書紀に於いても我國よりの遣使を前後二回と傳へて居るのである。今兩者を比較するに、内、前者昇明元年は己の歳であるから書紀に辰歳に發して午歳に歸つたと云ふ記事と一致し、後昇明二年は戊の歳である。書紀も同じく戊の歳に發したとして居る、二度目の使は前述した如く急行したのであるから其歳に到達した事は疑ひない、而して翌建元元年は己の歳である。我が國使が此歳まで滞在して此歳彼國の國使と行を共にし、翌庚の年正月に歸朝したと云ふ事は眞實と思はれる。即ち書紀の遣吳使記事、前者は十二支のみ正當にして、後者は十干のみ、彼國の國史と一致せるを見出すのである。これ書紀作者が雄略朝の年代を變更せし爲、舊記録の記事を其の儘新年

代に當嵌むる事が出來ず、さりとて干支兩者を變更するにも忍びずして、一は十干を、一は十二支を變更したものであらう。而して一は十支、一は十二干によつた理由は二回の遣使が餘りに密接せる爲、反つて事實らしく考へないで、一は支により一は干によつて兩者を引離したものと考へられる。斯様な次第から書紀の干支を宋書、南齊書によつて還元すると次の如くなるのである。

八 年(甲辰)	——	丙辰(元微四年)	四七六	(書紀雄略廿年)
十 年(丙午)	——	戊午(承明二年)	四七八	(書紀雄略廿二年)
十二年(戊申)	——	戊午(同 上)	同	(同 上)
十四年(庚戌)	——	庚申(建元二年)	四八〇	(書紀清寧元年)

これによつて雄略紀の年代は事實より十二年若しくは十年繰上げられて居ると考へねばならないのである。而して書紀の普通の例より云へば干を其の儘にして十二支を變更するのが常であるから、雄略紀も十年繰上げたものであらう、しかし二回の遣吳使者があまりに接近せる爲、前者のみは干を變更して支に従つたに過ぎないと思ふ。かくて雄略朝は事實より少くも十年繰上げられた結果として、雄略朝の初の方十年頃までには雄略朝以前の事件が混入して居るに違ひないと思ふ。それは應神紀、仁徳紀に於いて見る如く、書紀は年代を變更するも外國史籍より得し資料は眞の干

支によつて、本文若しくは註文に載せるのが常であるからである。斯様な考へから雄略紀を觀察するに果して其の事實を見出す事が出来る。それは六年條の終りに
夏四月、吳國使を遣はして貢獻す。

と見える、これは日本側の舊記に據つたものであらうが、此の六年は壬寅(四六二)の歳で、支那では宋孝武帝の大明六年(四六二)に相當する、而して宋書帝紀、此歳に

三月壬寅倭國王世子興に安東將軍を贈る。(資料五一頁)

と載せて居る。即ち書紀の記事は宋書と一致するのである。この記事は前述の如く大明四年(四六〇)十二月丁未、「倭國使を遣し方物を寄す」と云ふのと相應するもの、つまり王世子興なる方が大明四年の十二月に使を發せられたに對し、支那では此年三月安東將軍なる號を倭國王世子に贈つた次第である。斯様に官名を他國王に贈呈する際、使を其國に派遣した事は一々支那の國書に見えないが、前に載せた南齊書建元元年(四七九)鎮東大將軍の號を我が國に捧呈した際にも、書紀は吳使の來朝を載せ、此の壬寅の歳も同様だから、時には我が國使に依託した事もあらうが、又時には斯様に國使を我國に來朝させたものに違ひない(註一)。けれど倭國王世子興は前述の如く安康天皇の假名であらせられるから、此の壬寅(四六二)の歳は明白に雄略朝ではないのである。従つて其の

前年に見ゆる百濟王盖鹵(加須利君)が王弟軍君を我國に來朝せしめた事も、百濟新撰に

辛丑年、盖鹵王弟琨支君を遣はし、大倭に向ひ天皇に侍らしめ、以て先王之好を脩めしむる(註一)也

とあるから、又雄略朝以前の事であらねばならぬ、又それ以前なる二年條百濟池津媛を誅する事も同帝の御世でない事は云ふ迄もない。斯の如く書紀は各天皇の御代の年代を變更せしに係はらず、ある事實は正當の干支の下に收め、ある者は干又は支の一を變更して強いて其の天皇の時代に當筈め、時には一運若しくは二運前後せしめ、又中には全然干支を變更せしものもあるから、時代全く混亂して本書の價值を疑ふ者も生ずるに至つたが至細に之を觀察して年代を攷定し、以つてその根本史料に還元する時は極めて貴重なる史實を見出すのである。

以上によつて雄略紀は事實より尠くも十年繰上られた事が明白である、此處に於いて予輩は書紀が天皇の崩御を己未(四七九)八月七日とせるに對し、古事記が十年遅れたる己巳(四八九)八月九日と載せて居るのを想ひ浮べるのである。古事記細註天皇崩干支が雄略帝以前に於いては信じ難き點が甚だ多き事は前述の如くであるが、雄略帝以後に於いては推古、崇峻、用明及び安閑の諸帝は書紀と一致し、敏達帝は一年の差あるのみ、繼體帝に至つては後述の如く書紀に優つて居る。且つ書

紀は前述の如く實際の干支の支のみを變更せし例多ければ、これも己未の支のみ變更せしものとすれば、年月全く古事記に一致し日は二日の差あるのみ、よつて假りに己巳を雄略帝の崩年とする時は十年繰上つて、書紀の記事は宋書南齊書の記事と一致するのである。而して書紀によつて天皇の在位を廿三年とする時は元年は丁未(四六七)となり、即位はその前年丙午(四六六)となるのである。

以上は當時の對外關係の上よりと、古事記の崩年を採用する事とより、雄略朝の年代を定めたのであるが、次には前述した允恭帝の崩年己亥(四五九)より下り考へて、此の丙午(四六六)の歳が雄略帝即位の歳なるや否やを論じて見よう。允恭帝崩後十月大葬は無事に畢つたが、其後皇太子輕皇子に不倫の行爲があつて群臣、太子に従はず、相率ゐて御弟穴穗皇子に従つた、よつて輕皇子は穴穗皇子を討たんとて兵を擧げ皇位繼承の争亂となつたが、庚子(四六〇)の歳には亂平いだに違ひない。それは穴穗皇子が宋に使を遣はされて居るからである。よつて穴穗皇子の皇位に上られたのも此庚子(四六〇)であらう、書紀には十二月即位と云ふ事になつて居る。而して同帝在位三年であるから癸卯(四六三)の歳崩御である。これより雄略帝即位の丙午の歳(四六六)まで三年は安康帝崩御、眉輪王の伏誅、諸皇子の遭難、大泊瀬市邊兩皇子の對立など内亂三年に互つたと見るべきである。安康紀三年條に

ある。安康紀三年條に

秋八月甲申朔壬辰、天皇眉輪王の爲に云々、三年後、乃ち菅原伏見陵に葬り奉る。

と見ゆる如く、三年後に大葬を行ふたのは内亂三年に互つた事を表はして居ると思ふ。允恭帝崩後の内亂は大葬後に起つたが、此天皇並に雄略天皇の如く崩後直ちに内亂ある場合には其の鎮定後大葬を行ふのが常であるからである。安康帝崩後雄略帝即位まで、ある年數を重ねし事は本居翁菅政友翁等の夙に云はれた處である。以上雄略天皇の即位は、其の崩御の歳より溯るも、允恭帝の崩年より下るも、又對支關係より云ふも丙午の歳(四六六)であつたと考へられるのである。

註一、高麗百濟に此例多い、又推古朝隋使が來朝したのに思ひ合すべきである。

第五章 太歳の調査

書紀各天皇の元年には是年也太歳何々と太歳の干支とを記すを常とする。然しながら次の數者のみはその例に違つて居る。

- 一、神武天皇の即位元年は辛酉の歳なるに、太歳は即位前七年甲寅の歳にある。
- 二、綏靖天皇は即位の前年己卯の歳と即位元年庚辰と二度太歳を載せて居る。

三、神功皇后は攝政元年と、卅九年と、崩御の歳と三度太歳を載せてある。

綏靖天皇以後歴代元年條には必ず太歳を記すに係はらず、神武天皇即位元年辛酉の年のみ之を闕き、反つて即位前七年甲寅の歳に之を載するは何が故であるか。これ辛酉即位元年の事は辛酉革命の信仰より書紀作者が推定したるに過ぎないから、此歳太歳の古記録存せざりしに外ならずと考へられるのである。而して甲寅に太歳と載するは初期に於ける御歴代の内即位が甲寅たりきてふ古記録の存せし爲なりと考へなければならぬのである。即ち此によつて書紀作者は自己の頭惱によりて年代を決定せしも、猶ほ古記録古傳説を尊重して妨りに改作を加へなかつた丁寧さを見る事が出来るのである。この慎重なる書紀作者の態度は最も明かに神功紀に於いて見ることが出来る。何となれば元年の太歳以外卅九年と崩御の歳(五十九)とは全く記載するの要なきに之を記して居るからである。これ全く古史の逸文なるが故に妨りに削除せざりしものとせざれば他に解釋するの途がないと思ふ。而して又これあるによりて太歳を載せし記録が書紀編纂當時存在し、而も延長せられざりし年代によつて記されありしを知る事が出来る。即ち太歳の調査は古代に於ける年代研究に缺くべからざるの資料であると云はねばならぬ。勿論その記録なるものも全然信用すべきものなるか否かは不明である上、書紀作者が年代改定の際幾分改竄を加へ前後して置換へた事も明白と信ずる。盡く之を採用して全く置換へと改竄とを加へなかつたとすれば、一運又は二三運増加する以外他に年代延長の方法がないからである。しかしこれを原形に復する事が出来たならば書紀の如く延長せしものにあらざる點に於いて大なる價值を置く事が出来、且つ漢韓の史籍と一致するに於いて一層愉快を感ずるのである。

イ 履仲朝太歳

斯様な見解から仁徳朝以後歴聖の太歳を考ふるに、書紀にては履仲朝は庚子、反正朝は丙午、允恭朝は壬子、安康朝は甲午、雄略朝は丁酉となつて居るが、仁徳帝の崩御は前述の如く其實庚午(四三〇)二月であるから、履仲帝の即位は其歳か翌年であらねばならぬ。しかし、その就れとするも先帝崩去の歳が太歳たるは絶無の事であるから、履仲天皇の太歳は庚午の翌辛未四三二であつたに違ひない、よつて書紀は他の例の如く十二支のみを變へて之を辛丑と改むべきであつた、しかるに書紀はこれを前年庚子としたのは、仁徳帝の崩御を誤りて允恭帝の崩年己亥(四五九)の年としたるが爲に、其の翌年なる安康帝の太歳庚子(四六〇)を以て履仲帝の太歳と信じたからに相違ない。よつて今履仲紀の元年と二年との兩條を比較するに

元年(庚子)春二月壬午朔、皇太子磐余稚櫻宮に即位し給ふ。

二年^(辛)春正月丙午朔己酉、瑞齒別皇子を立て、儲君と爲す。冬十月磐余に都す。是時に當り、平羣木菟宿禰、蘇賀滿智宿禰、物部伊弉弗大連、圓大使主、共に國事を執る。

とあつて天皇が元年二月磐余に即位し給ひ、二年十月、磐余に都すとは重複ではないか。思ふにもとは二年條が元年で、辛丑^(四〇二)はもと實際の太歲辛未^(四三二)であつたらう。しかるに太歲庚子^(四〇〇)を此天皇に當てた爲、更に一年を増し元年を二年とし、其前に元年條をつくり、以つて太歲にも合し、且二年以後の干支は干のみ本のまゝたらしめたものであるに違ひない。正月丙午朔己酉^(四)瑞齒別皇子を儲君となすとあるのが、もと即位の記事であつたと思ふ。それは實際は履仲帝の太歲たるべき辛未を誤つて太歲とせる成務紀に

元年^(辛)春正月甲申朔戊子^(五)皇太子即位、是年也太歲辛未

と見える太歲辛未が、履仲天皇の元年なるを、成務天皇に宛てた爲に履仲帝即位の此の春正月云々まで成務朝に移したと思へるからである。平羣木菟等執國事の記事も元年條にふさはしい、而して元年條阿曇連濱子刑罰の事は即位前紀阿曇連濱子を捉ふる次にあつたものと思はれる。元年春二月壬子朔即位の記事は安康紀元年春二月戊辰朔、天皇大泊瀬皇子の爲云々より得た月日であらう。即ち履仲帝の元年太歲は辛未なるを辛丑とし、一年の差異より安康の太歲庚子^(四六〇)を此天

皇に宛て、實際の元年を二年と改めたと思ふ、従つて在位は五年であつたが、この在位年數が古事記の崩年干支よりの在位年限と一致して居る事は注目すべきであらう。又此天皇實際の太歲辛未が景行、成務兩朝の太歲になつて居る事は後に述べよう。

□ 反正朝の太歲

履仲朝は上述の如く五年なれば、反正天皇の太歲元年は丙子^(四三六)であるのを、書紀は子を午に改めて丙午として居る、丙午は其實雄略朝の太歲なる事は後に述べよう。即ち書紀は允恭帝崩年己亥を仁德帝の崩年と誤解した爲、翌庚子の安康帝の太歲を履仲帝の太歲に、それより六年目の雄略帝の太歲丙午を反正天皇の太歲に宛てたわけである。しかし干支の内、支のみ變更したものである事は右に述べた通りである。而して反正帝は流布本在位を五年とせるも、熱田本北野本應永本及び舊事本紀等五年とせるに従ふべきである^(黑板博士の校訂本に據る)。思ふに五年^(庚)を反正帝崩御とする時は允恭帝の元年^(癸)まで一年間の空位生ずるが故に六年と改めたものに違ひない。しかし、これ書紀が年代を變更せし結果にして、其實反正帝の崩年は同帝の五年即ち庚辰^(四四〇)の歲なれば、允恭帝の太歲は翌辛巳にして一年の空位がないのである。しかるに書紀は反正帝の五年を庚戌に當てし結果、辛亥を允恭帝の元年とすべきであるが、辛亥太歲の例當てない爲、やむなく壬子を太

歳とせし結果、一年の空位が生ずるに至つたのである。古事記崩年干支より云ふも反正朝は五年となる。

ハ 允恭朝の太歳

允恭天皇の太歳は反正帝崩御の翌辛巳(四四一)である。しかるに書紀は前述の如く反正帝の崩年を庚戌(四一〇)とせし爲、允恭天皇の太歳は之を辛亥(四一一)にせねばならないが、辛亥太歳の例嘗てなきより、已むなく其の翌壬子(四一二)を以つて元年と定めた、壬子は其實欽明天皇の太歳である。その十有二月即位とせるは、書紀欽明天皇を十二月即位とせるより來たもので、其實允恭天皇の即位は神功紀攝政元年の終りに冬十月癸亥朔甲子とあるものがそれであらう。即ち允恭帝實際の太歳辛巳は之を神功皇后攝政元年の太歳に當て、欽明帝の太歳壬子を此天皇の元年としたものである。而して崩年は前述の如く己亥なれば、天皇の在位は十九年であつた、古事記崩年これを十七年とせるは即位は元年の年末にして崩御は十九年の正月なれば事實在位十七年也と傳へたものであらうか。書紀は此天皇の在位を延長して四十二年とせるも、十四年以後の記事は廿三年と廿四年に輕太子の不倫行爲を載せたと、四十二年に崩御に關する記事を擧げたに過ぎない。輕太子不倫の事は古事記に

天皇崩之後、定木梨之輕太子、所知日繼未即位之間、云々。

また安康紀の初めに

四十二年春正月、天皇崩、冬十月、葬禮畢之、是時太子云々

とあると同事で、共に允恭帝崩御後の事として居るのを、書紀は強ひて記事を作らん爲に廿三、廿四の二年條を設けたものと思はれる。而して四十二年は崩御の記事であるから十九年にあつた事が明白であらう。

ニ 安康朝の太歳

次に安康帝の太歳は前述の如く宋書によつて庚子(四六〇)である事が明白である。書紀此の太歳庚子を履仲帝の元年に當てたるは允恭帝の崩年己亥を仁德帝の崩年と誤つたからで、これ亦己亥天皇崩が其實仁德帝の崩御である一の大なる證據と云はねばならぬ。

ホ 雄略朝の太歳

仁德帝の崩年己亥が其實允恭帝の崩年であつて、其翌履仲帝の太歳庚子が其實安康帝の太歳とすると、書紀に其次の太歳とせる反正元年の丙午太歳は雄略帝の太歳ならずやと考へざるを得ないが、果して前述の如く雄略帝の即位は此の丙午(四六六)の歳であつて同帝の太歳は此處にあつたに

違ひない。しかるに書紀は此天皇の即位が十一月で、且つ年代の錯誤より此歳を先帝安康帝の崩年とした爲に太歳を次の丁酉の歳に移し丁酉として他の例に倣つたものと思はれる。但し丁酉太歳と云ふも書紀作者の創案でない、これは繼體天皇眞實の太歳丁酉を雄略天皇の太歳と誤つたものであらうと考へるのである。

第六章 仲哀朝より仁徳朝に至る年代攷定

前述の如く神功紀卅九年條に

是年也太歳己未

と見ゆるは古記録の逸文なる事明白である。而して其條以後六十九年の皇后崩御の條に至るまで、魏志と晋起居注との註文を除けば、全部百濟關係の記事であつて、其の殆んど總べては百濟記より資料を得たもの、如く觀察されるのである。よつて之を韓史と對照して年代を求むれば卅九年は三五九で、仁徳帝の崩年四三〇を去る七十一年前に當つて居る、而して其の七十一年の内後半三十四年は仁徳帝の治世であつたらうから、前半は應神朝でなければならぬ。従つて卅九年條の太歳を有力なる史料とすれば、これこそ應神天皇の太歳即ち即位の年であつたと思はざるを得

ないのである。而して六十九年皇太后崩御の條の太歳己丑(三八九)も逸文であつたに違ひないから、應神天皇の崩御は恐らく其の前年戊子(三八八)の歳であつたらう。よつて天皇の在位は三十年である、けれど、此の三十年が直ちに天皇の御齡であるか、否やは疑問であるが、それは後に論ずる事として、先づ此の己丑太歳がどなたのであつたかを考へよう。

己丑(三八九)太歳は應神朝の後をうけたものであるから、直ちに仁徳天皇の太歳かと思はれるのだが、應神帝崩後には稚郎子大鷦鷯二皇子の皇位推讓の事がある。これは記紀二典の記事が一致する處で、且播磨風土記に宇治天皇之世云々の語が見えるによつて一層明白であり、又我國古代の末子相續法と支那の長子相續法の過渡期として當然起るべき事件と考へられるのである。よつて此の太歳は宇治稚郎子即ち播磨風土記に所謂宇治天皇の太歳と考ふるのが適當でないか。而して推讓三年を事實と假定せば皇子の薨去は辛卯(三九一)であつて仁徳天皇の太歳は壬辰(三九二)となるのである。今應神紀以前の帝紀を視るに成務景行兩朝は共に履仲帝の太歳をその太歳とし、垂仁朝は此の壬辰を太歳として居る。思ふに書紀は允恭帝の崩年を仁徳帝に、安康雄略兩帝の太歳を履仲反正兩帝に當てたと同様、景行帝に履仲帝のを、垂仁帝に仁徳帝の太歳を當てたと思はれる。而して猶孝靈帝の太歳も辛未を用ひ、孝安朝には己丑即ち稚郎子の太歳と思はれるものを當て、

居る。これも同一の行き方である。以つて己丑と壬辰とが宇治仁徳兩朝の太歳であつた事が想像出来よう。然るに書紀は應神朝を以て神功朝とし、仁徳朝を以て應神朝とした爲に、宇治天皇の三年を省く爲、應神帝崩御の翌年を神功皇后の崩年となし、仁徳帝太歳壬辰を先立つ二年庚寅を應神天皇の太歳としたものに違ひない(？)。其事は猶後に云はう。以上によつて仁徳朝は其實卅九年であるのに書紀は延長して八十七年として居る、その内後に延長した廿九年は允恭帝の崩御を仁徳帝の崩御と誤つたからで、前に延長した十八年は仁徳帝の崩御を應神帝と誤り六十年繰上げた空隙を補ふ爲である。

次に應神帝の即位は己未(三五九)の歳であるが、其歳を以て御誕生とする事は餘りに御短命に過ぐるの感がある。天皇御在世中山守命大鷦鷯尊など既に成年に達せられて居た事が記紀によつて明白である故、尠くも四十以上であらせられたと思はれるからである。よつて古事記が天皇の角鹿行幸の頃までを仲哀天皇の御代の内に收め、又神功紀は勿論、國造本紀、姓氏錄等何れも神功皇后の御代を設くるにより、天皇が御成長の後即位せらるゝ迄を神功皇后の攝政期として、ある數の年を重ねた事を認めねばならないのである。此の應神帝即位の御年齢はもとより明白でないが、神功紀は十三年(己癸)の次に直ちに卅九年(己未)の太歳を載するを見れば、もと卅九年(己未)は十五年

(己未)であつたのではなからうか。しかるに書紀は年代延長の爲に乙を己に變更して十二支の二倍なる廿四年を加へ、允恭帝の辛巳太歳を以て皇后攝政元年の太歳と定めた結果、記事が裁斷された如くなつたと思ふのである。即ち攝政元年は、これによれば乙巳の歳(三四五)で新羅訖解尼師今卅六年に當るが、三國史記は同年に二月倭王移書絶交。その前卅五年(三四四) (辰甲)には

春二月倭國遣使請婚、辭以女既出嫁

また卅七年(三四六) (丙午)條には

倭兵猝至風島抄掠邊戶、又進圍金城急攻、王欲出兵相戰、伊伐倉康世曰、賊遠至、其鋒不可當、不若緩之待其師老、王然之、閉門不出、賊飡盡將退、命康世率勁騎追擊走之と見える、これが神功皇后の新羅征伐ではないか、彼我の國史一致する事驚くべきである。思ふに卅五年は辰の歳なれば仲哀帝の崩去は此歳であつたに違ひない、而して應神天皇の誕生も恐らく此歳であらう。書紀の傳へによれば巳年(三四五)新羅征伐なれど史記は翌午歳(三四六)として居る。記紀は此の征伐を本とした神話に捕へられた形迹が充分だから史記に従ふべきである。つまり攝政二年に征伐せられた譯であらう。従つて應神帝は十五歳にて即位、御齡四十五歳であらせられたと思はれる。(但し訖解の三十七年は其實婆娑尼師今の廿七年丙午である、第八編第三章參照)

次に書紀は仲哀帝の太歳を壬申とし、二年癸酉より八年己卯に飛び、九年庚辰崩御とあるが、これは始め二年は壬寅(元年)癸卯(二年)にて十干により、終り二年は癸卯(二年)甲辰(三年)にて十二支によつたもので、事實二年と八年とは同年ではなからうか。書紀の本文を見るに、天皇は二年熊襲征伐の爲に西征されて、その歳九月に、

宮室を穴門に興して居ます、是を穴門豊浦宮と謂ふ。

と見え、飛んで八年正月に「筑紫に幸す」と見えるが、二年九月から八年まで六七年の間、何の爲に穴門に居られたか、解する事が出来ないのである。これ等から考へて仲哀帝の在位は三年に過ぎなかつたと思ふのである。即ち仲哀帝の太歳は壬寅(三四二)にて在位は三年、神功攝政期を合すれば十七年である。

思ふに書紀作者は女王卑彌呼の時代が大凡神功皇后に先立つ約千支二運即ち百二十年なるを知り、(大凡二運で丁度二運先立つと論ずるは非)皇后を卑彌呼に當て奉らんが爲に應神天皇の太歳なる己未を、事實より百二十年繰上げ、且魏志によつて明帝景初三年(二三九)六月倭女王が大夫難斗米等を郡に詣らしめしを註し、翌庚申(二四〇)次いで癸亥(二四三)何れも魏志の文を引用して此時代が神功皇后の御代なるを明にしたのである。而して卑彌呼女王は北史に正始(二四八まで)中、卑彌呼死(資料一二

四頁)とあるから後二三年で薨去したのであるが、書紀は卑彌呼に次いで倭國女王となりし壹與の時代なる晋起居注晋武帝泰始二年の(二六六丙戌)倭女王までも、神功皇后に當て、皇后攝政の御代を丙戌(二六六)の歳まで延長したが、更に一方それより四十餘年を隔つる庚午の歳なる天皇崩御、遣吳使歸朝を以て前述せし如く實は仁德帝に當つべきを、書紀は應神帝の崩年と誤解したるが故に、此の晋武帝泰始二年(二六六)女王遣使の丙戌を去る三年後である己丑太歳(實は稚郎子の元年)及び更に三年後なる壬辰太歳(實は仁德帝太歳)の二太歳の附近に於いて神功皇后の崩年と應神天皇の即位とを求めなければならなくなつた。此の際書紀作者は二太歳は、その誤解より、一たらざるべからずと思ひしが故に、中間なる庚寅に太歳と求め、而して之を應神帝に當て、其の前年己丑(二六九)を神功皇后の崩年と定めたものと考へられるのである。けれど衷心不安の點あるが爲に太歳己丑の語を此處に止めたものであらう。而して應神帝の崩年と決定せし庚午(三一〇)の翌辛未(三一三)及び其翌壬申(三一三)を稚郎子大鷦鷯二皇子の推讓の空位に當て、其翌癸酉(三一三)を仁德天皇の太歳とし、允恭帝の崩年己亥を同天皇の崩年と定め、以つて八十七年を仁德天皇の御代と定めたものと思ふ。次に履仲反正の太歳は年數の類似より允恭帝の後なる安康雄略二帝の太歳を當て、更に反正帝の崩年とせし庚戌を去る二年後の壬子に太歳の古記あるが故に、之を允恭朝の太歳と定め、又一方後世

より溯る年代推定の誤謬から雄略朝を十年先立て、實は繼體帝の太歳なる丁酉を其の太歳とせし結果、武烈帝の崩年丙申を安康帝の崩年とし、同朝より三年を溯つて甲午を同帝の太歳に、その前年癸巳を允恭帝の崩年としたのである、従つて允恭朝は壬子より癸巳に至る四十二年となつたに違ひないと思ふ。而して神功朝を十二支の二倍なる廿四年溯らせた事は皇后の時代が、百濟肖古王の時でなければならぬと考へた爲であると思つたが、それはよくない(第八編参照)やはり唯時代延長の爲と見ねばならぬ。以上によつて仲哀朝より雄略朝に至る眞の太歳崩年在位數を書紀のそれと比較すれば次の如くである。

私案	書紀
仲哀 太歳 壬寅(孝昭丙寅ハ之ヨリ) 崩年 甲辰	壬申(實飯豐皇女の太歳歟) 崩年 庚辰(實反正帝崩年)
神功 攝政初年(乙巳) 攝政終了(戊午)	辛巳(實允恭帝の太歳) 崩年 己丑
應神 太歳 己未(神功紀卅九年條) 崩年 戊子	庚寅(實は仁德帝の崩年) 崩年 庚午(實は履仲帝の太歳)
稚郎子 太歳 己丑(神功紀六十九年條) 崩年 辛卯	辛未(實は履仲帝の太歳) 崩年 壬申
仁德 太歳 壬辰(書紀垂仁帝の太歳) 崩年 庚午(書紀應神帝及び孝安垂仁景行三帝崩年)	癸酉(實は允恭帝の崩年) 崩年 己亥

履仲 太歳 辛未(書紀孝靈景行成務三帝の太歳) 崩年 乙亥	五年	庚子(實は安康帝の太歳、二年) 崩年 乙巳(辛丑)	六年
反正 太歳 丙子(書紀仲哀帝の崩年) 崩年 庚辰	五年	丙午(實は雄略帝の太歳) 崩年 庚戌	五年
允恭 太歳 辛巳(書紀神功后の太歳) 崩年 己亥(書紀仁德帝の崩年)	十九年	壬子(實は欽明帝の太歳、前年) 崩年 癸巳(辛亥)	四十二年
安康 太歳 庚子(書紀履仲帝太歳) 崩年 癸卯	四年	甲午(實は武烈帝の崩年) 崩年 丙申(實は武烈帝の崩年)	即位の歳を含め四年即上に同じ
雄略 太歳 丙午(書紀反正帝太歳) 崩年 己巳	廿四年	丁酉(實は繼體帝の太歳、即位丙申) 崩年 己未(申)	即位の歳を含め廿四年即上に同じ

以上によりて書紀の太歳なるものは書紀作者が妨に案出せしものにあらずして、唯古記録に據る太歳を置換へたものである事がわからう。而して實際の太歳を、それ以前の天皇に當て、以後の天皇の太歳を其の天皇にあてたものである事がわかる。但し安康天皇の太歳甲午のみは何天皇の太歳なりや詳かでない、思ふにこれは武烈帝の崩年を此天皇のと定め、それより在位數を溯り、癸巳は先帝崩去の歳なるが故に甲午を太歳と定めたものであらう。果して然らば書紀は已むを得ざる場合、時に崩年より逆算して太歳を定めた事もあると云はねばならぬが、これは重大な問題である、猶ほ熟考して見よう。

第七章 雄略帝以後諸帝の太歳と崩年

雄略朝に於ては書紀の年代、實際の數に先立つ事僅に十年に過ぎない。しかし此朝以來四主皆短祚、加ふるに武烈帝の後一時皇統殆んど絶えんとし、繼體帝入りて嗣ぎ給ひしも權臣漸く跋扈して、國威振はず、韓半島の諸國次第に反して、日支の交通は全く絶えた。従つて文運衰へ記録の如きも尠くなつた爲か、年代反つて分明ならざる觀がある。若し書紀にして時代を延長せざりしならば雄略朝以前は以後より優つて居るのを見出す事が出来たかも知れないのである。

清寧天皇の太歳は雄略帝崩御の翌年庚午(四九〇)であらう、書紀は之を十年早めて庚申(四八〇)として居る。崩年は書紀に甲子(四八四)として居るから太歳と同様十年繰上つて居るとすれば、甲戌(四九四)に當る譯であるが、億計、弘計二皇子を迎へしは古事記に據れば飯豊皇女であるから、清寧朝は極めて短く同紀二年二皇子世に出で給ひし以前でなからうか、よつて三年壬申(四九三)が皇女臨朝秉政の元年であつて、仲哀紀に見ゆる壬申太歳は、もと此皇女の太歳より來たらしく思はれるのである。

顯宗天皇の太歳は書紀に乙丑(四八五)と見えるから、雄略清寧二帝の例を以て云へば乙亥(四九五)に當るのであるが、前述の如く飯豊皇女の秉政を壬申(四九三)とし、書紀により、同皇女は其年崩御せられたとすると、顯宗帝の太歳は、その翌癸酉(四九三)の年である。而して同帝の在位は書紀によれば三年であるから乙亥(四九三)を太歳とすれば崩年は丁丑(四九七)となるのであるが、古事記在位八年とあるに従ひ、猶ほそれは飯豊皇女の一年を含めたるものとして、暫く己卯(四九九)を崩年として置かう。翌庚辰(五〇〇)が仁賢帝の太歳と思はれるからである。

仁賢天皇の太歳は書紀戊辰(四八八)だから十年繰上つて居るとすれば戊寅(四九八)となる譯だが、古事記によれば庚辰(五〇〇)と思はれる、よつて書紀に戊辰と云ふは十二支を採つたものかと考へられるのである。且戊寅に太歳の例なく、庚辰にその例があるから暫く古事記により庚辰(五〇〇)として置かう。

武烈天皇の太歳は書紀己卯(四九九)なれば十年繰下ぐれば其實己丑(五〇九)となり、而して崩年は書紀より云ふも、繼體天皇の太歳が丁酉(五一七)なる事確實なる上より云ふも丙申(五一六)に當る。よつて記紀共に天皇在位八年と云ふを測れば己丑(五〇九)の太歳は動かし難いのである。

以上清寧帝より武烈帝に至る四帝共に太歳崩年詳かでないが、記紀兩書を參酌し、太歳の有無を調査して右の如く定めたのである。

繼體天皇の太歳は書紀丁亥(五〇七)として居る故、雄略朝以來の例より云へば丁酉(五一七)となるが、天皇の崩御は古事記丁未(五二七)とし、而して繼體紀廿五年に亘るも、吉田東伍博士の説の如く重複を匡せば實紀十年程であるから、丁未より十年溯りて適當な干支を求むれば此の丁酉であつたに違ひない。丁酉に太歳のあつた事は雄略紀に見えるのである。よつて太歳を丁酉(五一七)とし、崩年は古事記に従つて丁未(五二七)とすべきであらう。然らば在位十一年なるに、何故にかく延長したるかを考ふるに、書紀は雄略朝以來十年繰上れるを事實と信ずるを以て、先づ御世年數によりて記るされたる此朝の事蹟を載せ、次いで干支によつて記るされたる事蹟を擧ぐる際、從來の例を以つて云へば其朝より十年づゝ遅れて載せらるゝを常としたるに、此朝に關する記事は繼體朝たる事顯然たるものがある爲か、書紀は兩者を併せて此朝に掲げた結果、自ら時代は延長して廿一年に及び、更に書紀は百濟本記に「辛亥(五三〇)日本天皇及太子皇子俱崩薨」と見ゆるを此の天皇の崩年と解釋したる爲、更に延長する事四年、前後合せて廿五年を此の朝とするに至つたのである。しかし百濟本記に見ゆる辛亥(五三一)天皇崩は其實宣化天皇なる事先輩の既に論じ盡された所である。従つて廿二年以後の記事には此朝以後の事實を含む事は云ふ迄もない。

安閑天皇の太歳は繼體天皇の崩御の翌年戊申(五二八)である事が明白である、然るに書紀は繼體朝

の崩年を辛亥(五三一)と信じ、欽明帝の太歳から溯つて甲寅(五三四)を此天皇の太歳に當てた結果として、崩後に二年の空位を生ずるに至つた。書紀は、よつて某天皇の廿八年歲次甲寅崩を繼體帝崩御の條に引用して居るが、廿八年歲次甲寅崩を繼體帝とすれば安閑朝は更に一年を下らねばならぬ。思ふに此の甲寅崩の天皇は仁德帝以前にあつたものであらう。甲寅廿八年に崩御ならば元年は丁亥に當り、而して丁亥太歳は孝元紀に見えるからである。安閑帝の在位は書紀二年とあるから、崩年は己酉(五二九)であつて、宣化帝の太歳は其の翌庚戌(五三〇)であらう。而して其翌年辛亥(五三一)が崩御の歲なる事百濟本記によつて明白であるから在位僅に二年なるを、書紀は欽明朝の卅一年を卅一の誤りとせし結果、宣化朝を二倍にして四年己未(五三九)崩としたのである。

欽明天皇の太歳は宣化帝崩御の翌壬子(五三二)である事云ふ迄もない、而して書紀に従つて辛卯(五七〇)を崩御の歲とすべきであらう。何となれば法皇帝説にも志歸島天皇治天下卅一年辛卯(五七〇)年四月崩とあるからである。しかるに書紀作者は卅の誤とし、治世を三十一と誤解したが、辛卯(五七〇)崩去の事歴然たるものがあつた爲か、一年を延長して卅二としたものらしい。但し壬子(五三二)より辛卯(五七〇)までは四十年である、帝説は帝の即位が即位前一年なるより、これを合せて四十一としたものと思ふ。

敏達天皇の太歳は辛卯の翌壬辰(五七二)である、而して書紀並に帝説に従つて在位十四年、崩去を乙巳(五八五)と定むべきである、古事記此天皇の崩年を其前年甲辰(五八四)とせるは、用明天皇の治世は二年なれど、崩後の空位一年を加ふれば三年となるを、古事記は在位を三年とし、而して丁未(五八七)の崩御なれば三年溯り、乙巳(五八五)を其の太歳とし、敏達帝の崩御は其前年ならんと信じたる爲であらう。(古事記の干支此類多し)

用明天皇の太歳は乙巳の翌丙午(五八六)で、崩御は丁未(五八七)なる事書紀帝説の一致する處であるから在位二年である、而るに帝説在位三年とせるは丁未(五八七)の翌戊申(五八八)一年の空位を合せたる爲であらう。

崇峻天皇の崩御は記紀帝説並に壬子(五九二)にして在位は書紀五年と見え、帝説四年とある、これ書紀は用明崩御の翌年を天皇の即位とせし爲で、帝説は空位一年を用明朝に加へたる爲と思はれる。よつて書紀は戊申(五八八)を太歳とし、帝説ならば己酉(五八九)が太歳である。

推古天皇の太歳は癸丑(五九三)にして崩年戊子(六二八)在位三十六年なる事異説一もない。

(以上欽明朝以後は記紀帝説殆んど合致するが空位の數へ方のみがいさゝか違つて居る。)

第八章 仲哀朝以前の太歳、神武朝太歳甲寅

實は崇神朝の太歳歟

神武即位前七年に見ゆる甲寅太歳の語と綏靖紀即位前一年に載する太歳己卯とは共に古記録の逸文ならん事前述した處であるが、二者は互に相關聯せるものかと思はれるのである。其は神武帝即位元年の辛酉に太歳を缺き、又太歳己卯は綏靖帝元年の太歳庚辰と一年を隔つるに過ぎない故である、思ふに書紀作者は神武帝元年辛酉に太歳の記事を置かんとせしも辛酉太歳は未だ嘗て古記録に例なき爲、已むなく即位前七年東征を始め給ふ甲寅に太歳を置いた次第にて、これはもつと某天皇の太歳であつたに違ひない。而して己卯太歳は、それより廿六年を隔つる年で、これは其の某天皇の次の天皇の太歳であつたのが偶然殘存したものであらう。年代作製の都合より云へば此歳を以つて綏靖帝の元年に當つべきであつたのが、同帝の元年は何等かの理由より翌庚辰に當てざるべからざる事情に迫られ、已むなく太歳が重複したに相違ないと思ふ。或は己卯太歳を暗に庶兄手研耳命に當て、其實仁賢天皇の太歳なるも年代混亂の爲、未だ使用せざる庚辰太歳を綏靖帝に當てたのであらう。兎も角、甲寅、己卯の二太歳は有力なる古記録の逸文と思ふから、そ

の何天皇の太歳なるやを調査するに、古事記崇神帝の註文に

戊寅年十二月崩、

と見えて居る、古事記天皇崩年干支の採るべきもの、採る能はざるもの相半ばするは既述の如くであるが、此の條は垂仁景行兩帝共に崩年を闕くに關はらず、こゝに見ゆるは、天皇の在位又は寶算等より推したものでない事が明白で、據る處があつたに違ひないと思ふ(十章參照)。しかるに此戊寅は前述の己卯太歳の前年に相當して居るのである。こゝに於いて予輩は古事記の戊寅を其文により崇神天皇の崩年とし、此の古記録の逸文なる翌己卯を垂仁天皇の太歳とすると共に、神武天皇の甲寅太歳はもと崇神天皇の太歳(二三四)であると考へざるを得ないのである。崇神天皇は記紀兩書共に、肇國^{ハツクニ}知らず天皇と見えて、太祖神武天皇に似通ひたる點があるのみでなく、甲寅は歷運説(註一)よりも云ふも東征を始むる歳として適當であつたから、書紀は之を繰上げて神武天皇に當てたものであらう。而して書紀作者が何が故に甲申を以て崇神天皇の太歳に當てたるかは、後に説かう。

垂仁天皇の太歳は右によつて己卯(二五六)であつたであらう、書紀が之に仁德帝の太歳なる壬辰に當てたるは次の景行天皇の太歳を履仲帝の太歳辛未と誤つた爲に外ならない。

景行帝の太歳は據るべきもの全くないが、垂仁紀九十九年の記事を短縮すれば三十餘年に過ぎざる事、及び崇神帝の太歳を神武帝に、垂仁帝の太歳を綏靖帝即位前一年に當てた順序より、安寧帝の太歳癸丑が景行帝の太歳(二九三)であつたと思はれる。而して書紀安寧帝の即位を七月としたのは、景行紀に七月即位とあるを模したものであらう。よつて垂仁帝の崩年は綏靖紀の崩年壬子となるのである(二九二)。

次に成務天皇の太歳は書紀辛未より庚午に至る六十年とするも、其實數年の記事を傳ふるに過ぎない事と、崇神帝の太歳を神武帝に、垂仁帝のを綏靖帝に、景行帝のを安寧帝に當てたる順序とより懿德天皇の太歳辛卯がそれであつたと思はれる(三三一)即ち成務紀は辛卯を辛未と改めた譯である。而して書紀懿德帝の即位を二月としたのは成務紀の正月とする一致せないが、これは成務紀即位辛未正月は履仲帝の實際の即位辛未正月を移したからで、二月即位こそ實際の成務帝即位なのであらう。以上崇神帝より成務帝に至る迄の私案並に書紀の太歳並に崩年を表にすると次の如くである。

崇神(太歳) 甲寅(書紀神武帝の太歳)(二三四)
崩年 戊寅(古事記天皇の崩年)(二五八)

廿五年

甲申(實は稚郎子の崩年)

六十八年

垂仁	太歲	己卯	(書紀綏靖即位一年前太歲)(二五九)	卅四年	壬辰	(實は仁德帝の太歲)	九十九年
景行	太歲	癸丑	(書紀安寧帝太歲)(二九三)	卅八年	辛未	(實は履仲帝の太歲)	六十年
成務	太歲	辛卯	(書紀懿德帝の太歲)(三三一)	十年	辛未	(實は履仲帝の太歲)	六十年
	崩年	庚寅	(書紀安寧帝崩年)(三三〇)		庚午	(實は仁德帝の崩年)	
	崩年	庚子	(書紀懿德帝の太歲)(三四〇)		庚午	(實は仁德帝の崩年)	

以上は次の書紀開化以前諸帝の太歲研究により一層明白とならう。

上述の結果によつて神武天皇より開化天皇に至る迄の書紀所載太歲崩年が、實際は何天皇の太歲崩年なるかを表示すれば次の如くである。

太歲	崩年	崩年	
神武 甲寅	(實は崇神帝の太歲)	丙子	(實は崇神帝崩年より空位の二年を省きたる者)
綏靖 己卯	(實は垂仁帝の太歲)	壬子	(實は垂仁帝の崩年)
安寧 癸丑	(實は景行帝の太歲)	庚寅	(實は景行帝の崩年)
懿德 辛卯	(實は成務帝の太歲)	甲子	(實は成務帝の崩年庚子の庚を甲とせし也)
孝昭 丙寅	(實は仲哀帝の太歲壬寅より作る)	戊子	(實は應神帝の崩年)

孝安 己丑	(實は稚郎子の太歲)	庚午	(實は仁德帝の崩年)
孝靈 辛未	(實は履仲帝の太歲)	丙戌	(未詳)
孝元 丁亥	(未詳)	癸未	(孝元帝の崩年歟)
開化 甲申	(未詳)	癸未	(其實癸丑也、丑を未に變更す)

右の内孝元天皇の丁亥太歲は前述の如く繼體紀廿五年の註文に「天皇廿八年歲次甲寅崩」と見ゆるを推せば、丁亥なる太歲のあつた事は明白と思ふ。甲寅より廿八年前は丁亥であるからである。従つてその前年に當る丙戌は某天皇崩年のであつたであらう。又甲寅の翌年乙卯は恐らく其次の天皇の太歲であつたと思はれる。斯様に崇神以前の紀年と思はるゝものが二三ないではないが、大體に於いて開化帝までは年代が不明であつたのではなからうか。それは崇神朝以前に於ける歴聖の事蹟が殆んど傳へられて居ない處から考へても容易に首肯出来ると思ふ。よつて年代の推定は崇神朝位まで溯る事が出来るが、それ以前は平均世率によるの外がないのではなからうか。しかるに書紀作者は國史の體裁上太祖神武天皇に至る迄の年代を決定せんとしたのであつた。且つ前述した理由から年數の増加をはかり、先づ應神天皇の即位までに干支二運百二十年を増し、次に崇神朝甲寅の歲までに百八十年、合せて三百年を増加したが、其れ以前の年數は殆んど據るべき

ものがない爲に、崇神帝即位太歳の甲寅を神武天皇の太歳に當て、更に同朝を六百年の古に置き、崇神帝以後諸天皇の太歳崩年を神武帝以後の諸帝に順次當筈めて、書紀の年代なる者が定つたものであると思ふ。今その次第を次に説かう。

神武朝以來御歴代の太歳崩年を至細に觀察するに、書紀作者は最初神武帝より綏靖、安寧、懿德、孝昭、孝安を経て孝靈帝に至る迄は崇神、垂仁、景行、成務、仲哀、應神の諸帝並に稚郎子皇子の太歳崩年を順次に當て筈めたものと思はれるのである。しかるに神武帝の太歳甲寅をして崇神朝の甲寅を溯る事六百年、即ち事實上の崇神太歳甲寅を溯る事九百年の古に置かん爲、年數を増加せし結果種々なる狂ひが生じたらしい。今一々について述べよう。

神武天皇の在位は甲寅より戊寅に至る二十五年に一運六十を加へて八十五年とし、之より辛酉を即位とした爲の甲寅より庚申に至る七年と、崩後皇位繼承の争亂の爲の二年の空位とを省き、辛酉より丙子に至る七十六年としたものであらう。

綏靖天皇の在位は垂仁天皇の太歳崩年によつて己卯より壬子に至る卅四年としたが、手研耳命の事があるので暗に己卯太歳を此年に當て、別に仁賢帝の實際の太歳庚辰を此天皇に當て奉つた爲、在位は卅三年となつたのであらう。即位の月を正月としたのも兩朝同じである。

安寧天皇の在位太歳崩年は全く景行帝のであつたらうと思はれる。即位の月を七月としたのも兩朝同一である。

懿德天皇の太歳崩年は成務帝によつたものであるが、成務帝の在位は十年に過ぎないから、之に十二支の二倍を加へて卅四年とし、従つて崩年庚子を甲子に改めたのである。

孝昭天皇の太歳崩年には最初仲哀帝の太歳壬寅、崩年甲辰を當てたらしいが、在位が短い爲に十干の二倍二十年を加へて崩年を甲子とし、大葬を翌々年丙寅とした、これは仲哀帝が新羅征戰の爲二年後に大葬を行つたのを、その儘此の天皇に當てた譯であらうと思ふ。しかるに前述の如く懿德帝の崩年を廿四年繰下げた爲、勢ひ此の天皇の太歳崩年も廿四年繰下げざるを得ないので、太歳を丙寅とし、崩年を戊子としたのである。而して更に一運六十年を加へて在位數を八十三としたものと思はれる。然るに大葬の丙寅のみは變更せなかつた爲、孝安紀卅八年(丙寅)條に

秋八月丙子朔己丑、觀松彦香殖稻天皇を掖上博多山上陵に葬り奉る。

と云ふ記事が残存する事となつたのであらう(註二)(但し或は古記録の逸文であるかも知れぬ。別に云はう。)以つて年代作製の苦心がわかるが、又一方不用意とも見られるのである。

孝安天皇の太歳崩年は最初應神帝のそれによつた、即ち太歳は己未で、崩年は戊子であつたらし

いが、孝昭帝の崩年を繰下げて、偶々應神天皇の崩年干支となつた爲、此天皇の太歳には稚郎子太子(宇治天皇)の太歳を當てなければならぬ事となり、崩年は太子の在位が短いので、仁徳帝の崩年まで延長し、更に一運六十年を加へて在位百二年としたものであらう。

孝靈天皇の太歳崩年は最初稚郎子皇子の太歳己丑と崩年辛卯とを當てたが爲に葬年を崩年の翌壬辰とした、即ち孝元紀六年條に

秋九月戊戌朔癸卯、大日本根子彥太瓊天皇を片丘馬坂陵に葬り奉る。

と見ゆる如くである、しかるに先帝孝安帝の崩年變更より、太歳を先帝の崩年庚子の翌年なる履仲帝の太歳辛未に改め、また崩年は次に述ぶる如く孝元帝の太歳が丁亥である爲に、その前年丙戌としたが、大葬のみは依然壬辰に止めたから前引の如く大葬が次帝孝元帝の六年に行はれた如くなつたのである。

以上七帝の太歳崩年は、上述の如く崇神帝以後七代の太歳崩年を基礎として定められたものである事は、神武、綏靖兩帝紀に見ゆる異例の太歳、及び古事記崩年干支、其他成務帝以降の太歳崩年の研究結果から推測出来るのであるが、猶ほ孝昭帝の大葬が崩御卅八年後に行はれ、孝靈帝の大葬が崩後六年にして行はれし如く記載さるゝによつて一層明白なるを覺ゆるのである。

しかるに孝元、開化、崇神三朝の太歳崩年は以上と違つた別な方法で定められたもの、様に見られる。先づ孝元帝の太歳丁亥は前述の如く古記録の逸文と思はれるが、崇神帝以後此の太歳を當つべき御代がないのだから、此の時代のものと考へられる。しかし唯此の時代と云ふ丈で何天皇か全く不明であるが、とも角書紀は此の太歳を此の天皇に當て、最初は開化、景行、成務諸帝と同様に一運六十年を在位とし、崩御を丙戌とし、葬年をその翌々年戊子としたのであらう。この丙戌崩御せられ、戊子大葬の例は猶ほ武烈繼體紀にも見ゆるから、或はさう云ふ事實があつたかも知れぬ。しかるに書紀作者は其後此の天皇の崩年を癸未に繰り上げて在位を五十七年に短縮した、その理由は詳かでないが、古事記此の天皇の寶壽を五十七とせるを見れば、書紀は寶壽を以つて御代年數と誤つたのであらう。而して葬年は孝昭孝靈兩帝と同様依然戊子に止めた爲、それ丈が開化紀五年(戊子)條に

春二月丁未朔壬子、大日本根子彥國牽天皇を劍池島上陵に葬り奉る

と殘る事となつた。

次に開化帝の太歳には孝元帝崩御の翌年甲申を當て、在位を一運六十年とした。従つて崇神帝の太歳は再び甲申となつたが、これは實際の太歳甲寅と十干を同じうする爲か、又は古事記に崇神

帝の寶壽を百六十八とある百を捨て、六十八年を治世とした爲であらう。

註一 爾雅十干先_レ甲、十二支先_レ寅と見える。

註二 これに對しては改葬と云ふ説もある。

第九章 再び古史年代を論ず

予は前述年代の新研究を國史と系譜第三卷第十號に發表し、公私の大學並に専門學校、及び史界知名の士に一本を獻じて高評を仰ぎしのみならず、特に本問題に最も深き關係を有する先輩並に友人に對しては、口頭又は書面を以て高教を乞うた。幸に幾多賞讃の辭を賜はり、又示教を賜はつた點も尠くない、よつて更に本稿を草し、此等の有益なる御示教に答へ、且つ卑見の足らざりし點を補ひ、猶ほ先輩諸氏の說にして前に擧げざりしものに對して聊か批評を加へよう。

第一は某帝大助教授の示教で、神功應神兩紀中の百濟關係の記事が、事實より干支二運即ち百二十年繰上げられて居ると云ふ事が果して妥當なりや否やと云ふのであるが、これは菅政友翁を初めとして、那珂、星野、久米、坪井、吉田等幾多諸先輩が論じ盡さるゝか、又は承認せられた處であつて、殆んど問題とするに足らないと思ふ。予輩が特に「煩はしいが」として、六號活字を以つて説明したのは、かゝる沿革を有する爲に外ならないのであつた。論者は三國史記が平安末期の編纂であつて史料としての價値の乏しいものであるから、それと書紀との比較に於いて百二

十年の差ありとするも、未だ以つて神功應神兩紀中の百濟關係の記事が事實より干支二運繰上つて居るとは云へないと謂ふのであるが、なる程三國史記の編纂は書紀より遙かに遅れて居つて、史料としての價値は勿論書紀よりも低く見なければなるまい。けれど三國中高句麗と百濟とは其の位置が支那に近い爲に相互の交通が頻繁であつた事は我國の比でない、従つて支那史籍に見ゆる高句麗並に百濟に關する記事は我國の比ではないが、此の支那史籍に見ゆる高句麗百濟兩國に關する記事と、三國史記中の高句麗並に百濟兩本紀とを比較するに殆んど一致して、然らざるも數年の差あるに過ぎない、これ諸先輩が年代に於いては韓史に據らざるべからずとせられた所以である。本研究に關係深い神功應神兩紀中に見ゆる百濟王即位の年代にして支那史籍と比較し、支那高麗百濟三國の關係より論じて事實と一致し難きは、前研究に指摘せし直支王薨久爾辛王立つの歳あるのみであつて、これとて六年の差があるに過ぎないのである。従つて神功應神兩紀中の百濟王即位の記事が、韓史に比して百二十年繰上つて居るのは、書紀の此の記事が實際よりも百二十年繰上げて記載されて居る故に相違ないのであつて、其間一點の疑念を挿む餘地がない。かくの如く本問題は明白にして、且つ既に有識者の承認を得たものであるから、これ以上詳説するを要せないと思ふ。

第二、これも某教授の示教で、漢史に見ゆる倭王讚、珍、濟、興、武が果して我が仁徳、反正、允恭、安康、雄略の諸帝を指し奉つたものであるか否かは疑問であると云ふのであるが、これとて先輩が既に論じ盡されたる處であつて、今更かゝる質問を受ける事は聊か意外とする處である。勿論徳川時代、書紀の年代が全部信用するに足ると考へられたる時代に、松下見林翁が倭王讚を履仲天皇に當て奉つて居るのと那珂博士が瓊を珍の兄とするの宋書の記事より、年代に關係なく履仲天皇に當て奉つた以外は、菅政友翁、吉田東伍博士、久米邦武博士等何れも讚を仁徳天皇、珍を反正天皇、濟を允恭、武を雄略の諸天皇の假名とし奉つてより、日支の關係を論ずるもの殆んど然らざるものがないのである。現に東京帝大に於いて日鮮交渉史を講ぜらるゝ池内博士も、しかく講義せられて居る筈である。但し宋書の王世子興に關しては久米邦武博士は之を輕皇子とし、菅政友翁は本居翁の説を引いて市邊押齒王かとせらるゝ如き異説があるが、予輩は第三章二五頁に於いて其の非なるを論じ、王世子興を安康天皇ならざるべからざるを述べた、その點に關して御示教あらば重ねて論じよう。序に云ふが、王世子興を安康天皇の假名とする事は上述二三の反對があるが、大體に於いて松下見林翁以來一致する處で池内博士も此の説である筈である。百二十年繰下げた年代より云ふも、平均世率より云ふも、大體彼我の時代一致し又御名も高句麗王百濟王が支那と交通する際名の一字を以て假名とすると同例であつて、且つ御世の順序より見て前研究の推定は妥當と見るべく今更詳説する必要がないと思ふから、此の推定の沿革の一部を述べて筆をおく、但し異論あらば何時でも御答へしよう。

第三に予が應神紀四十一年條の文を觀察して

天皇崩于明宮、とあるは書紀作者が天皇を應神天皇と誤解せしにより、應神帝の都なる明宮と變更せしものにして、其實註文に見ゆる如く、一云、崩于大隅宮とあつたのではなからうか、大隅宮は難波にある、故に仁徳天皇とする方が眞に近い。

と載せたに對して、大隅宮は同紀廿二年條にも

三月甲申朔戊子、天皇幸難波一居於大隅宮、丁酉、登高臺一而遠望、時妃兄媛侍之、望西以大歎、云々、仍喚淡路御原之海人八十人、爲水手、送于吉備、夏四月、兄媛自天津發船而往之、天皇居高臺一望兄媛之船、以歌曰云々、秋九月辛巳朔丙戌、天皇狩于淡路島、云々、天皇便自淡路轉以幸吉備、遊于小豆島、庚寅、亦移居於葉田葦守宮、時御友別參赴之、則以其兄弟子孫、爲膳夫一而奉饗焉、

ともある故に、明宮とするも、大隅宮とするも、同じく應神天皇の御事であると云ふのである。これは一應最もな事で予輩の説明が足らなかつた爲、斯様な疑問を起させたのであらうと思ふから、もう少し深く説明して見よう。

應神紀中に仁徳天皇の御事蹟が混入して居ると云ふ事は、吉田東伍博士の夙に看破せられた所であるが、予は殊に應神紀四十一年條天皇崩御を以つて仁徳天皇の崩御となすものであるから、一層其の感を深うするものである。此の廿二年條の如きも其の一で、古事記には是と同じ話を仁徳段に載せて居る、即ち

天皇坐高臺、望瞻其黑日賣之船出浮海、以歌曰、云々、於是天皇戀其黑日賣、欺太后、曰欲見淡道而、幸行之時、坐淡路島、遙望歌曰、云々、乃自其島傳而、幸行吉備國、爾黑日賣令大坐其國之山方地而獻大御飯、

と見える。皇妃の姓名や歸國の理由等に多少違つた點もあるが、次の如き類似點を持つて別々の事件とは思へないのである。

- 1、難波なる御殿の高臺に座して、皇妃の歸國する船を遠望せられた。
- 2、皇妃歸國の後を慕ひ給ひて、淡路島に行幸遊ばされた。
- 3、淡路島から皇妃の故國なる吉備國に遷幸遊ばされた。
- 4、皇妃の一族は天皇に大御饗を奉つた。

猶ほ皇妃の故國は吉備の内でも特に備中である點が、兩書の記事が符合して居る。即ち古事記の皇妃船出遠望の歌に
オキヘニハ、ヲフネツララク、クロサキノ、マサツコワキモ、クニヘクダラス
 游岐幣遊波、袁夫泥都羅羅玖、久漏邪岐能、摩佐豆古和藝毛、玖邇幣玖陀良須
 とある久漏邪岐即ち黑崎は備中海岸の黒崎であらう、而して書紀の葉田葦守宮とは正倉院文書や和名抄に見ゆる賀夜郡葦守郷の地で現今の足守町と思はれ、地名辭書が高松の西北に接する山村なりと説明せる如くであるから、古事記に其國の山方の地としたのに、よく當て填まるのである。

以上の如き多くの類似點を持つて居る上、古事記は之を仁徳段に載せて、應神段には類似の話さへ載せず、書紀は應神紀のみに載せて、仁徳紀には痕跡すらない。而して古事記は其の御世の事として記したのみで、書紀の如く年代延長の爲に記事を前後する必要がないのであるから、これは古事記の傳の如く仁徳朝の事件とせねばならぬ、従つて大隅宮は應神帝の別宮ではなく、仁徳

帝の別宮なのである。

其他應神紀卅一年に官船枯野を廢し、其の船材を燒きて鹽を製し、之を諸國に賜ひて船を造らしむる事、及び其の餘燼より琴をつくり、

カヲヌヲ、シホニヤキ、シガアマリ、コトニツクリ、カキヒクヤ、ユラノトノ、トナカノイクリニ、フレタツ、ナヅノキノ、訶羅怒烏、之衰珥那枳、之餓阿摩離、虛等珥菟句離、訶枳魯句那、由羅能斗能、斗那訶能異句離珥、敷例多菟、那豆能紀能、佐夜佐夜

と歌ひ給ひし記事を古事記は仁徳段の最後に載せて居る。其の御製も

カラヌヲ、シホニヤキ、シガアマリ、コトニツクリ、カキヒクヤ、ユラノトノ、トナカノイクリニ、フレタツ、ナヅノキノ、加良怒袁、志本爾夜岐、斯賀阿麻理、許登爾都久理、加岐比久夜、由良能斗能、斗那加能、伊久理爾、布禮多都、那豆能紀能、佐夜佐夜

とあつて書紀と異なる處がないのである。

第四、かくの如く應神紀中に見えて其實仁徳朝の事件と思はるゝものは、一々拙稿倒叙日韓太古史中に載せて居るから、此處には省くが、さりとて故原博士が

應神紀七年丙申の條に韓人等池を掘るの記事は仁徳紀十一年癸未の條にも出づ、故に應神天皇七年は癸未ならざるべからず、(藝文より)

とせられた事には反對である。應神紀七年條と云ふのは次の文である。

秋九月、高麗人、百濟人、任那人、新羅人、竝來朝、時命武内宿禰、領諸韓人等、作池、因以名池號韓人池、

而して仁徳紀十一年條と云ふのは長いから簡単に引くが斯うである。

夏四月戊寅朔甲午、詔羣臣曰、今朕視是國者、郊澤曠遠、而田圃少乏、且河水横逝、以流末不駛、聊逢霖雨、海潮逆上而巷里乘船、道路亦壅、故羣臣共視之、決三横源一而通海、塞三逆流一以全田宅、冬十月、掘三宮北之郊原、引三南水一以入三西海、因以號其水一曰三堀江、又將防三北河之滂、以築茨田堤、是時有三兩處之築、而乃壞之難塞、時天皇夢、有レ神誨之曰、武藏人強頸、河内人茨田連、二人以祭於河伯、必獲塞、則寬二人而得之、因以禱于河神、云々、故時人號其兩處、曰三強頸斷間、杉子斷間一也、是歲新羅人朝貢、則勞三於是役、

故博士は此兩條が同一だと云はれるのだが、予輩は其の眞意に苦しむのである。一方は池で、一方は治水工事である、強ひて類似を求むれば、前者は高麗、百濟、任那、新羅の諸韓人を使役したと云ひ、これは新羅人を使役した、つまり兩方とも韓人を使つたと云ふ丈であるが、韓人を使役して種々の工事に當らせた事は遙か後世まで行はれた事であり、又池を掘り、溝を穿ち、河川を治むる事は崇神紀以來歷朝多く見ゆる事と異なるに足らない。殊に古事記にも此の二事件を書紀と同様應神朝と仁徳朝の兩方に載せて居る、即ち、前者は應神段に

此之御世、云々、亦作劔池、亦新羅人參渡來、是以建内宿禰命引率、爲役之堤池、而作百濟池、

とあり、後者は仁徳段に、

又役秦人、作茨田堤、及茨田三宅、又作丸邇池、依網池、又掘難波之堀江、而通海、又掘小椅江、とあつて、決して同一視すべきでない。又干支の類似もない、蓋し故博士は古事記細註天皇崩年干支と新羅本紀の癸亥倭兵大至の記事とを結合せん爲に、強ひて斯の如き獨斷を敢てせられたもので、同博士他の諸論文に比して甚しく見劣りするの感を禁ずるを得ない。

第五、神功紀の三つの太歳については伴信友翁既に注目して書紀年曆考を著はされたが、此書今日傳はらないから其説を知り難い。吉田東伍博士亦之に注意を拂はれたが、古事紀崩年干支に支配せられて、之を更に以前に繰上げ、三十九年の太歳を景行元年、六十九年の太歳を成務元年とせられた事は惜しむべきである。

第六、石原正明翁は書紀の神武帝元年を論じて、易緯の鄭玄註に天道不違、三五而變、六甲爲一元、四六二六、交相乘、七女有三變、三七相乘、二十一元爲一部、合千三百二十年とあるによりて、神武天皇元年を一部之首として、齊明天皇六年庚申まで千三百二十年、天智天皇元年辛酉を第二の部首云々と述べられ、又那珂博士も神武帝の紀元を論じて、推古帝の九年辛酉より溯つて一千二百六十年の昔を太歳辛酉天皇即位と推定したるは、彼の織緯説に出で一部二十一年、積年一千二百六十年と云ふに託したものであると云はれたが、天智天皇の即位は戊辰の年で、太歳は壬戌であつて、辛酉は齊明天皇崩御の十年である。其點既に違へるが、何の理由で其年から千三百二十年溯つて神武天皇の元年を定めたのであらう。又神武帝元年は太歳とないが、如何なる理由から推古帝の九年を標準として千二百六十年溯らなければならぬか、其れを詳かにせなければ此の二説は成立せぬ。予は紀年延長が、書紀作者によつて行はれたものとするならば、一部二十一年は書紀の出來上つ

た庚申から溯るべき筈だと思ふ。庚申は丁度辛酉の前年であるのである。要するに神武紀即位元年は辛酉革命説から來た事恰も新羅の始祖赫居世の元年を甲子革運説より皇紀六百四年の甲子の歳としたと同一であらうと云へば澤山である。

第七、最後に某大學教授の示教を挙げよう。それは

書紀の紀年の信據し難いことは、もはや定論であります。如何にしてあの如きものが作られたかは、まだ十分研究せられてゐないやうに存じます。今回の貴説は此の問題に解決を與へようとせられたものと拜察致します（古事記の註ともまた同じ問題が潜んでゐること、思はれます）小生もかねてから、書紀の記年は一度で出来上つたもので無く、不明なる御歴代の御事蹟を明らか年代紀に構造しようとする企圖が早くからあり、幾度もの改定を経て、書紀の紀年となつたので、古事記の註に見えるのも其の中間の或る階段に屬するものであるが、書紀の記載に於いても、何處かにさういふ痕迹が遺存してゐるやうなものであると、私に考へてはゐました。しかし、それがまとまつた見解を得るまでになつてをりません。貴説は此の卑見とは根本に於て幾分か趣を異にする處がありますが、紀年の延長せられた書紀の記載から、もとの紀年を見ようといふ御考には、相通するところがあるかと存じます。もし果してさうであるならば、私は同感者を得たことを私に喜ぶもので御座います。

これは極めて巧妙なる説ではあるが、不幸にして反對せざるを得ない。思ふに論者は今日古事記註文天皇崩年干支なるものが残つて居るから考へつかれた事であらうが、も一度この註文について考へて戴きたい。同註文は崇神帝より推古帝に至つて居るが、その内崩年干支のあるのは崇神、成務、仲哀、應神、仁徳、履仲、反正、允恭、雄略、繼體、安閑、敏達、用明、崇峻、推古の十五帝にして、垂仁、景行、安康、清寧、顯宗、仁賢、武烈、宣化、欽明の九帝は之を缺いて居るのである、もし論者云ふ如く、我が紀年が書紀以前も幾度か改定されたものであつて、古事記の註も中間のある階段に屬す、極言すれば此の註も一度は我が紀年たりしものとする、たとへ神武帝に及ばなかつたとするも、何が故に、崇神帝以後全部に亘らなかつたか。殊に欽明天皇は推古天皇の御父であり、聖徳太子の御祖父である、何が故に斯くの如き當時から云へば最近の天皇崩年を決定せなかつたか。又推古天皇の御兄弟であらせられた敏達帝以後を除けば、主として此の干支は成務帝より雄略帝に至る迄で、比較の後世なる清寧帝以後の缺けて居る事を理解する事が出来ない。又之を雄略朝の編纂とすれば前帝安康帝の崩年のなきを説明するを得ないのである。又この註文は予が指摘したる外交關係の材料を参考せざりしに止まらず、百濟本記すらも見ず、又法王帝説の據りし史料にも及んで居ない。要するに此の註文は國家事業として大いに材料を蒐

集し、深く調査したものではない事丈は以上で明白であらう。又此の干支が書紀の年代と關係のうすきは、干に於いても支に於いても一致しがたき點の極めて多きによつて證明する事が出来る。用明帝以前に於いて干支共に一致するは安閑帝のみである。しかし斯くの如き類の史料が數多く書紀編纂者の机下にあつた事は次の事實から窺ふ事が出来る。けれど斯様な面倒な事を説明せな^いで、最後の決定を與へる事を許して戴かう。其れはこの古事記の註なる者は書紀以前の^{もの}で^{ない}確證があるのである。精しい事は後に説明しよう。

應神帝四十一年條の庚午天皇崩御の記事は、遣宋使歸朝の記事と關聯して離るべからざる關係を持つて居ると云ふ事から、予は當時遣宋使となつた阿智使主の後裔、即ち上古永く文筆を家業として居た東文直の記録に據つたもので、他の傳說的記録と同一視すべきものでないと思ふが、古事記註文には此の干支を載せてない處を見れば、同註文作者は之を知らなかつたかに違ひない。つまり古事記註文の史料と此の記事のそれとは全然違つたものであつたのである。従つて古事記註文は此の年代作製の過程中的のものとは云へないと思ふ。又仁徳紀五十八年條にも吳國來貢を傳へて居るが、第三章で述べた様に、同じく庚午の歳で同事件であつたに係はず、その書き方が全く違つて居て、書紀作者は別事件として別々に載せた處を見れば、此の事件に關する史料が二た

通りあつた事を表はして居ると思ふ。又應神紀卅七年條の遣吳使派遣の記事も四十一年條と同事件であるが、初めより終りまでを一文章によつて記載してある所を見ると、書紀中例の多い、純粹なる傳説に年月を強いて加へたもので又別史料と思はれる。即ち此時の遣吳使に關する史料は^{少くも三通りあつたのである。}

而して此天皇崩御に關する史料は書紀の各所に散見するが如く、單に天皇大隅宮に崩去せられたと云ふ風の記載であつて、何々天皇と明記されて居なかつたから、書紀は應神天皇の崩御と誤つたのであらう。同様に此種の他の記録も多くは百濟風に、^(之れは主として歸化族が記録を掌つて居たから)干支と太歳若しくは天皇崩去などのみであつたと考へられる、そして幾分連續的なものも、又斷片的なもの種々であつたらうと思ふ、其他古事記風のものも、本系帳風のものも、姓氏錄風のものもあつたらう。而して論者の云ふ如く、それを編年體にする爲に苦心して、無理な事までを敢てした事は顯著な事實と云つてよい。けれど、これあるが爲に歸化族等が忠實に傳へて呉れた有力なる史料をも抹殺する事は果して妥當と云へようか^(勿論それ等も幾分傳説化する傾向が見えて居ても)

論者の眞意はわからぬが、書紀の價值を極めて低く見る人であるから、たとへ書紀の年代を還元するも猶史實と認めないと云ふ意見かと思はれるが、之を舊年代に還元すれば、支那の史籍と一

致すると云ふ點に於いて價值を認めねばならないではないか。勿論此點に關し、ある人も亦書紀以前に於いて支那史籍を參照して年代を編纂した事があるのでないかと云つた人がある故、一寸之れに對して反駁して置かう。

書紀以前國史編纂の際、支那の史籍から我が對支關係の記事を得たものとすれば、倭王讚四回の遣使を全部でなくとも宋書に倭王讚と明記しある二回丈をも採用せねばならぬに關はらず、其の二回を傳へずして、明記なき元嘉七年（書紀四十一年條）の分のみを干支正しく傳へ、他一回の三十七年條は四十一年條と同一事らしく記して、全く其以前の分と思はれず、且つ干支共に違つて居る事を説明するを得ないではないか。又倭王珍竝に倭王濟合せて三回の遣使を何が故に省いたか、その理由を聞きたいのである。且此等書紀の對支關係の記事はその文體内容から見て支那の史籍から得たものと思はれる節が一つもない、之を書紀が魏史や百濟の史籍から材料を得た記事と對照すれば、直ちに了解する事が出来ると思ふ。又雄略紀六年條吳使の來朝の事は支那の史籍にない、唯此歲三月王世子興を安東將軍となすと見えて、官名を我國に贈呈したらしく見える丈なのを、書紀が吳使來朝としたものとするれば、倭王珍濟三回の遣使を省いて居るのに對照して餘りに奇觀を呈し過ぎるではないか。

但し斯う云ふ風にも考へられる、即ち古くより我國に吳國交通の傳説があつた、それを書紀以前の國史編纂の際何とかして年代を決めたいと云ふので、支那の史籍を參照して干支を附したのであると。しかし、さうとすると、應神紀三十七年と四十一年の兩條を如何に見るか、四十一年のみ之を元嘉七年に當て、庚午とするならば、三十七年を何が故に元嘉二年の乙丑とせなかつたか、又仁德紀五十八年を何が故に庚午として應神紀四十一年と同様に元嘉七年の干支を用ひたか、その理由を聞きたい。論者の眞意を付度して云ふが、倭王珍及び濟により、我が年代を更め得た程の古代歴史家が、斯様な見えすいた誤をする筈がないではないか。

如何に書紀の古い記事を總べて神話なり、傳説なり、無紀年のものであつたと強辯する人でも、元嘉七年庚午の遣吳使に關する我が國の史料を抹殺する事が出来ないとい固く信ずるが、如何。猶ほ書紀以前の歴史家が宋書或はそれと類似の書籍を參照したと假定すれば、時代下つた書紀作者が何故見なかつたらう。疑問は百出するのである。

書紀の對支關係の記事は仁德紀五十八年條、雄略紀六年條の如き殘簡零墨的な年代記にでもあつた風のもの、天皇崩御に關聯するとか、吳使響應の際權臣の舊惡が露顯したとか云ふ風に何か他に關聯する事件の伴ふ湮滅しがたい記録に限られて居る、織縫女貢獻の事は三回見えるが、應

神紀の二度は其實同事である故前後二回である。その人名の同一の者の見ゆる事は一が他に及ぼしたもので、史實が傳説化せんとする過程を表はしと居ると思ふ。而して宋書に據れば此等の遣吳使は何れも我が對韓政策上極めて必要なものであつたらしく考察出来るに關はず、我が史籍が之を載せない事は、明かに自尊心から國辱として省いたものである事は云ふ迄もない。

第十章 古事記註文干支月日論

古事記の註文は此等の記録に據らなかつた事は明白である、恐らく、これは二三の傳へを基礎とし、其れより天皇の御世年數を溯つたものであらう、履仲反正兩朝を共に五年とし、允恭朝を十七年とする如き、干も支も全く違つて居るが大體に於いて書紀よりの還元せし治世年數と一致するからである。けれど基礎年代の一なる允恭帝の崩年を誤つたが爲に同朝より溯る數朝の年代に狂ひが生じた次第であらう。仁徳朝應神朝の御代年數の如きは、記紀によつて天皇寶算の違ふが如く、傳説的材料に種々の異説のあつた事を表はして居ると思ふ。それは安閑帝の崩年は百濟本紀より見て明かに間違つて居るに係はず、唯一つ是のみ記紀兩書の崩年干支が一致して居る事は確かに斯る傳へもあつた事を表はして餘りあると思ふからである。予輩はかゝる見方から、古事

記註文の内、雄略、允恭、崇神の三帝の崩年干支は有力な史料によつたものと考へ、而して反正帝より成務帝に至る迄は不確實な傳説年數を溯つて、あてはめたものと思ふ。それは斯の如く飛び離れた雄略、允恭、崇神三帝の崩御月日の研究から明瞭となつて來るのである。

即ち雄略帝は古事記八月九日、書紀八月七日、允恭帝は古事記正月十五日、書紀正月十四日、最後に崇神帝は古事記十二月崩日缺、書紀、十二月五日である、此の三帝崩御の月日のみが兩書殆んど一致して僅かに一日と二日の差のみであると云ふ事が、不思議であるのに、猶ほ他の諸帝の崩御月日は總べて甚だしく違つて、同月と云ふ丈のものでも用明帝以前には見えないのが更に奇でないか。故に予輩は古事記所載此の三帝の崩年干支竝に月日は確實なる史料によつたものに違ひないと云ふのである。兎も角、此の三帝、竝びに下つては繼體安閑の二帝の如く飛び離れたの天皇崩年干支の内、崇神、雄略、繼體の三帝は書紀還元紀年に一致し、安閑帝は書紀も共に之を誤つて居る處を見れば、かゝる傳へもあつたに違ひない。又允恭帝も干支は違ふが、月日の一致する點に於いて、比較的確かな史料によつたものと思ふ。しかし此の允恭帝の崩年干支が違つて居るので、それより傳説的御世年數によつて溯り決定した六帝の崩年全部に狂の生じた事は惜しみても餘りあるのである。

それから以上三帝のみの崩月が一致し、雄略帝の崩日は二日、允恭帝は一日違つて居ると云ふ處が殊に注目すべきでないか。若し紀記兩書同一史料から材料を得たものとすれば、之を同日にすべきでないか。此の議論に予は最一つ加へたい事は斯様に書いて來ると、上述三帝以外古事記の諸帝の崩御月日が不確實となる恐れがあつて、古文書古記録の尠なかつた證據に利用される恐れがあるから、他の諸帝の崩月崩日について、最少し書かう。

古事記註文成務帝の崩御月日三月十五日は書紀之を履仲帝の崩御月日とし、仲哀帝の六月十一日を書紀成務帝とし、應神帝九月九日は明白に天武天皇の御命日である。又仁德帝の八月十五日は書紀敏達帝とし、履仲帝の正月三日は書紀二十を加へて反正帝とし、反正帝七月は書紀垂仁帝とし、繼體帝の四月九日は書紀用明帝とする如く、天皇の御名は異つて居るが、月日は同一であるから、これ又有力なる史料のあつた事を表はして居ると思ふ。而して天皇の御名が異ると云ふ事は予輩の主張するが如く、此の古記録にも正確に一々何帝と書いてなかつたからに違ひないのである。つまり天皇の御命日は御祭典を行ふ必要から記録されてあつたと考へる、而して其れが紀記によつて天皇の御名が異ると云ふ點から後世つくり奉つたものでなく、明白な記録があつた事が確かだらうと思ふ。又千支のなかつたらしいのは祭祀に關係がなかつた故であらうと思ふ。

かくの如く天皇の御命日が記紀二典によつて天皇の御名が違つて居るに係はらず、大體同月同日であるのに、獨り前述の如く他の確實な史料から得たらしい千支を有する允恭、雄略兩帝の御命日のみは一日と二日の相違ある事は、一は此の記録により、一は他の史料によつたのではなからうか。又崇神帝は崩月のみで崩日がなく、反正帝も同様だが、之れは書紀に従つて垂仁帝とすれば、此の崩月の上に崩日まで記せる記録は成務帝以後で、崇神垂仁兩帝に關しては崩月のみ、止まつて居た事がわかる。これ又此の記録が後世決め奉つたものでなく、不明なるは不明のまゝにしてあつた事がわかるでないか。序に云ふが垂仁紀に天皇の崩御を七月戊午朔とあるが、此の七月は乙巳朔であつて戊午朔でない處を見れば、もとは單に七月とのみあつたのを書紀が補つたのでなからうか。

斯様に述べ來れば古事記註文千支の價值がわからう、それは推古天皇の御命日として書紀所載履仲天皇の崩日を載せて居る事は、まだよいとしても、天武天皇の御命日を誤つて應神天皇に當て奉つて居る事は驚くの外はない、いくら書紀の記事を疑ふ人でも推古天皇の崩御や、殊に天武天皇崩御の詳細な記事に疑ひを挿む人はないと思ふ。又古事記の崩月崩日が書紀のどなたかに當つて居る事から考へて、推古帝や天武帝の崩日と同月同日に崩御あらせられた天皇が他にあらせられ

ると思ふ人もなからう。又古事記の出来た時の元明天皇は天智天皇の皇女であつて、天武天皇の皇太子草壁皇子の御妃であらせられ、又書紀の出来た時の元正天皇は天武天皇の御孫であらせられるのに、書紀以前に天武天皇の御命日を間違ふ學者もなからう。

つまり古事記の註文は断じて書紀以前のものとすゝる事が出来ない。何としても天皇の御命日を記した記録と數個の崩年干支を得て、後世に作つたものとせねばならぬのである。論者以つて如何となす、世の古事記註崩年干支尊重者如何となす。

御命日の記録は中臣氏忌部氏などの傳へたものであらうが、太歳の記録は東西兩史か、又は百濟人の手になつたものと思ふ。又推古朝の修史は天皇記、及國記、臣連伴造國造百八十部、竝公民等本記とある如く編年體のものでなかつたらう。従つて天皇記には可なり干支月日の記載があつたかも知れぬが、此書の性質上、古記録や傳説を動かしてまで紀年を作つたらしく考へられない。次に天武朝の修史は完成した記事のない處を見れば、材料蒐集に終り、書紀は其の材料を用ひて急に完成したらしい。百濟の史書其他の取扱ひ方、種々の材料を餘り整理調査せずして羅列せる感があり、又統一に缺くる點から考へて餘程功を急いだものらしいと思はれるのであつて、書紀の記事は玉石混淆と云つてよからうと思ふ。そして年代延長の爲ではないが、史料の内には何處

に挿入すべきかを感つたらしいものが尠くない。その内の一例を次に載せて、本章の最後としよ

う。

それは神功紀五年乙酉新羅の質子微叱許智伐早が逃れ歸りしにより葛城襲津彦が新羅を討ち、四邑の人民を虜へたと云ふ事だが、これは其實仁德紀五十三年乙丑條上毛野君新羅を討ちて四邑の人民を虜へたと云ふのと同事件と思はれる、同じく乙の歳で、其上新羅を討つて四邑の人民を虜へるとあるからである。しかるを書紀は神功皇后新羅征伐に彼國より質子を得給ひしならんと速断して、此の史料を其れに結びつけし結果、その五年同じく乙の歳に此を載せたのであらうと考へるが、此の微叱許智即ち韓史の未斯欣の新羅に逃れ還つた年代は三國史記の羅紀も列傳も書紀と干支が一致せないのに、ひとり三國遺事のみ之を乙丑として仁德紀の乙丑と一致して居る事は頗る注目するに値すると思ふのである。之によつて書紀の此の記事に干支のあつた事も、又新羅にも確實な史實の一部が傳つて遺事の頃に及んで居る事がわかるのである。

第十一章 崇神朝以前の年代

以上によつて考ふるに、太歳並に崩年に關する古記録の多くは單に天皇とのみありて、御名を載

せてなかつたのではなかつたらうか、即ち應神紀四十一年條の「天皇崩于明宮」また繼體紀廿五年條に「或本云、天皇廿八年歲次甲寅崩」の如き物が多かつたのであらう。而して外國史籍に至つては勿論百濟本記に「太歲辛亥三月、云々、又日本天皇及太子皇子俱崩薨」とある如きものであつたに違ひない。これ書紀が最も自由に太歲崩年を變更し得た所以であらう。従つて其の干支を變更せず、唯之を置き換ふる事によつて年代を延長し得た事上に述べた處で明かと思ふ。之を書紀使用太歲崩年の殆んど總べてが、實際の太歲崩年であると云ふ事實、並びに神武天皇即位元年辛酉の歲にさへ其の例なきが故に太歲と載せざる慎重さから考ふる時は、書紀記載の太歲は全部古記録に徵證あるもので妨りにつくつたものでないかも知れぬ、若しさう云ふ事が云へるならば、書紀記載の太歲にして崇神朝以降に屬せないものは、之を崇神朝以前諸帝の太歲であると考へる事が出来るのである。

崇神朝以前の年代は前述の如く、殆んど探るによしなと思ふ、従つて平均世率による外方法があるまいと考へるのであるが、もし上述の議論が成立するならば、あながち求め得ないものでもない。今古事記崇神朝以前諸帝の實壽を見るに、神武、孝安、孝靈の三帝を除けば、他の諸帝の實壽は何れも極めて自然的で、架構の跡がない、即ち綏靖帝四十五、安寧帝四十九、懿德帝四十五、

孝昭帝九十三、孝元帝五十七、開化帝六十三であらせられる。然るに神武帝は百三十七、孝安帝は百二十三、孝靈帝は百六、次いで崇神帝は百六十八、垂仁帝は百五十三、景行帝は百三十七、應神帝の百三十、となし奉つた如きは到底人智で考ふるを得ざる人壽とせねばならない。よつて思ふに此の數は書紀の年代延長と同様な思想から後世架構し奉つたものでなからうか。けれど現在に於いては殆んど之を舊態に復する途のない事は遺憾であるが、兎も角、前者即綏靖以下諸帝の自然的な實壽を史實とすれば、崇神朝以前に於いても年月を後世に残す術がなかつたとは云へない。……漢字の傳來は神武朝よりも、もつと古い時代でなければならぬ事は前述した處である。……

以上極めて議論が薄弱とは思ふが、かりに成立し得るとして、即ち

1、書紀の太歲は全部徵證のあつたものである。

2、綏靖、安寧、懿德、孝昭、孝元、開化諸帝の自然的な實壽が幾分史實を含むものである。

の二つを假定し、而して平均世率により神武天皇の太歲を二百五十年以前とせば、或は崇神以前歴聖の太歲並に崩年を求める事が出来るかも知れぬが、猶將來の研究を待つ事としよう。唯一言附加したいのは書紀記載の太歲にして崇神朝以後のものにあらざるもの九つあつて、その數は不

思議にも崇神朝以前九朝に相當する事である。よつて思ふに書紀以前に於いて既に崇神朝以前諸帝の太歳を記載せし記録があつたかも知れぬとも云へる、但しそれが史實なりや否やは未だ明白でない。

本編日本古史年代の研究は、最近新羅百濟兩國の古史年代に關する發見によつて、益々卑見が確實になつた。どうか第八編を御覽下さい。

第二編 耶馬臺國の所在

第一章 古郷里研究の必要

人口の密度と其地の文化とは大體比例するものである故、ある一地方の文化を窺ふ爲には、其地の人口、戸數を調査せなければならぬ。昔の事も同様であつて、若し或時代の人口戸數を調べる事が出來たならば、其時代の其地方の文化の一端を考へる事が出來、其地方の歴史を研究するに益する所が尠くないのである。殊に材料の尠い古代史については一層大切な仕事であるに違ひない。斯様な考から予は古郷里研究にとりかゝつたのである。一體昔の人口、戸數を調べるには、種々の方法があらう。其内で疎密の度を考へるには、考古學上の遺跡の分布を調査する事は非常に有効である。けれど全國均一にやる事は不可能であり、既に亡び失せた處も少くない故、此調査では全國平均に、且嚴密に、其疎密を調べる譯にゆかぬ。次に神社の分布圖を作るのも面白いが、此も地方によつて信仰の度が違ふから、やはり嚴密にゆかぬ。殊に式内社は朝廷の崇敬が基だから、人口の多かつた處でも少い處があり、壹岐、對馬や、伊豆のやうに人口に比例して數が

極めて多い場所もある。斯様に考ふれば、古郷里研究が一番人口や戸数を計り、其疎密を調べるに都合がよい。何故ならば一郷とは五十戸を標準として作った行政区劃である故、其數によつて、人口、戸數の大體がわかり、其疎密から人口の稠密であつたか、稀薄であつたかと察しられる、つまり地方開化の分布がわかるからである。

此人口疎密の割合は時代によつて多少違ふであらう。けれど人の多く住む場所、文化の進む地方、それは住むに都合のよい條件が、成るべく自然的に多く具備した土地であらねばならぬから、時代が違つても、あまり其割合は變らないと思ふ。郷里の分布圖を作つても、やはり今と同様に河や海に沿うた平野に多く、山間僻地には郷の當つべきがない。人文地理學の教ふる通り、人文と地理とが非常に密接な關係を持つ事は、古今東西同一である。それ故古郷里研究から計つた和名抄時代の人口疎密の割合は、それより遙か以前なる上古に於ても、地方文化の程度を窺ふ材料となるのである。つまり當つべき郷名のないやうな場所は、以後は知らず、和名抄以前に於ては文化の上から見るべきものがなかつたと大體から論斷出來、反對に郷の密集した場所は、以後は知らず、以前、遙か以前なる上古に於いても、かなり人文を持つて居たと斷言出來ると思ふ。此處に以後は知らずと斷らねばならぬのは文化の進んだ後世では、人知の進むにつれて、自然的に

不便な土地でも人爲的に住みよくする故、中古以前と中古以後とは餘程趣が違つて居るからである。予は中古以前に於て此斷言の狂ふのは土地の自然的變化のあつた處丈だと考へて居る。以上の意味より耶馬臺國も、天祖の故國も郷の密集した土地でなければならぬ。予が此研究を郷里より進めしは此考へよりである。

第二章 耶馬臺國所在研究の沿革

耶馬臺國の所在を探ると云ふ事はかなり古い問題で、先づ日本書紀は此を大和國とし、其女王卑彌呼を神功皇后に當て奉つたと見受けられるのである。其後長くこれを問題とする人がなかつたが、足利氏の末、僧周鳳が善隣國寶記に於いて、始めて此比定に對して疑を發表した。けれど史學界の大問題となつたのは猶後の事で、それは本居翁に初まつて居る。翁は馭戎慨言を著はして此問題を論じ、耶馬臺國は熊襲にて、卑彌呼は其酋長が「女王(神功皇后)の御名のもろくのからくにまで高くかゞやきませるをもて、その御使といつはりて、私につかはしたりし使なり」とせられてから、學者は多く此說に従ふ事となつた。即ち鶴峰戊申氏は襲國僞僭考を著はして其說を受け、菅政友氏は漢籍倭人考に於て耶馬臺を熊襲にあてる事丈を承認せられた。しかし女王につい

ては「政友云、當時漢國ニテ倭ト指シシハ筑紫九國ノ地ナレバ、其ヲ領キテ威權アリシモノヲ倭王トハ稱ヒシナリ。大和ニ天皇ノ坐シマスコトハ、モトヨリ知ラザリシサマナリ」と云ひ、「いはりて魏王が使を受けつるは云々」など兒戯に類すと云つて居る。吉田東伍先生も襲國説である。日韓古史斷に「卑彌呼を以て神功皇后にあてまつることは舊説にして、今も絶えず、去れど是は大なる誤にて、卑彌呼は熊襲部にあたり、開化崇神の御世より神功應神の朝まで、凡帝室五六世にわたり、百五十年許り、僭偽して耶麻臺の眞主大倭王といつはれること次に述ぶるが如し」と記されて居る。

次に耶麻臺國は畿内大和ではないが、前説襲國でもないといふ學者も多い。先づ近藤芳樹翁は征韓起源に於て、耶馬臺は肥後國菊地郡山門郷ならんと曰はれ、星野恒博士は國號考に於いて筑後國山門郡を以て耶馬臺にあてられた。久米邦武博士は其等を承けて、耶馬臺を筑後國山門郡とし、日本古代史に於いて「耶馬臺の考證時代は既に通過したり、今は其地を探險すべき時期に移れり」と論ぜられて居る。斯様に耶馬臺九州説は徳川時代から明治にかけて盛んであつたが、猶三宅先生や池邊氏の如く大和を以て耶馬臺となさつた方もある。かように耶馬臺國所在問題は

(1)大和説 (2)熊襲説 (3)肥後山門説 (5)筑後山門説

の四つに分れて居るが、大和説最も微弱であつた。處が明治四十三年になつて内藤博士が大和説を復興し、卑彌呼を倭姫命也と藝文誌上に論ぜられ、同時に白鳥博士は東亞の光に於て耶馬臺を九州肥後に求められた。

當時木村鷹太郎氏は新聞紙上で二大家の説を批評した爲に世俗の間にも此の問題に注意を拂ふものがあつた故、雑誌の内には此の好機會に於いて此問題を決定したいと云ふ希望を述べて居たのがあつたが、結局歴史地理誌上に藤井甚太郎氏が「耶馬臺國ノ所在ニ就テ」と云ふのと、史學雜誌に於いて橋本増吉氏が「耶馬臺國及び卑彌呼に就テ」と云ふ二論文が出たさりで、やはり結末がつかずに明治は暮れた。前者は肥後阿蘇説で、後者は筑後山門郡説である。此後大正になつて此問題を議した人あるを知らぬ。予輩常に甚だ之を残念に思つて居たが、はからずも郷里研究から此問題にふれる事となり、大正九年夏、九州に於ける古郷里を調査し、その秋、本研究を完成して、之を神道談話會の席上で發表したが、續いて翌十年三月「系譜と傳記創刊號」を發行するにあたり、之を卷頭に掲げた。

其の後程なく高橋健自氏は考古學上より觀て耶馬臺國の畿内大和なるを論ぜられ（大正十年九月考古

學界例會講演)翌十月には三宅米吉先生も亦文献上より大和説を述べられた。其他山田孝雄氏は「狗奴國考」を、笠井新也氏は「耶馬臺國は大和である」を、中山太郎氏は「魏志倭人傳の土俗學的考察」を發表せられた。何れも大和説を主張せらるゝものであつて、擧げて考古學雜誌十二卷に掲げられて居る。予や多忙、當時其等の高説を拜するを得なかつたが、過る日、田澤金吾君を東大考古學研究室に訪問した事から、はからずも其説の全部を知悉するを得た。猶同志上には白鳥博士が九州説を反覆せられ、又最近橋本増吉氏は史學誌上に「支那の史料に現はれたる、我が上代」を掲げられ、此の問題に論及されて居るが未だ完結に至らない。

第三章 狗邪韓國より不彌國に至る

耶馬臺國の記事は後漢書以下支那の國史倭國傳には多少出て居るが(資料参照)、後漢書(資料二頁)は三國志(資料二三頁)より後に出たもので、此の記事の如きも魏志、魏略等から出た事は明白である。よつて近時本研究をなす學者は三國志の魏志倭人傳(資料三八頁)に據るのを普通とする、しかるに近來唐張楚金の撰なる翰苑の殘缺が發見されたが、其の内に本研究に關する魏略の文が引用されて居るので一層便宜を得る譯である。

魏志倭人傳の全文は資料三十八頁にあるから參照せられたい。

傳中重要な部分を拔出し、以つて予の議論を進めて行かう。先づ「倭人帶方東南大海中にあり。山島に依て國邑をなす。舊百餘國、漢時朝見する者あり。今使譯通する所三十國」(資料三八頁)と、漢書註引用魏略の逸文には「倭帶方東南大海中にあり。山島に依て國をなす。海を渡る千里、復國あり。皆倭種」(資料八頁)とある。

帶方は郡名で、漢時代の樂浪郡の一部、それより我が九州は大凡東南に當つて居る。次に「郡より倭に至る、海岸に循ひ、水行、韓國を歴、乍南し乍東し其北岸狗邪韓國に至る、七千餘里」(資料三八頁)郡は帶方郡にて、狗邪韓國は弁韓十二國の一なる弁辰狗邪國なれば、地理にはよく合つて居る。しかし「其北岸」の三字が不可解である。學者の内には「其」は倭で、當時狗邪國は我國の領土であつたと解くが、それにしても北岸と云ふ事を説くを得ない。兎も角、難解の文字である。七千餘里は帶方より狗邪國までの里數であるが、此里數の事は後に云はう。

對馬國 次に「始めて一海を渡る千餘里、對馬國に至る」と、對馬國は對馬島である事は云ふ迄もない。一海は朝鮮海峽である。帶方から此處まで八千餘里になる。「其大官を卑狗と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。居る所は絶島、方四百餘里たるべし。土地山險、深林多し。道路禽鹿の徑の

如し、千餘戸あり。良田なし。海物を食ひて自活す。船に乗りて南北に市糶す。」(資料三八頁)と、卑狗は彦で對馬彦と云ふのが此處を治めて居つた事がわかる。卑奴母離は夷守である。此處に對馬と云ふのは上下二島の一を指したものであらう、道順から云へば下の島か。

一〇〇。次に「又南一海を渡る千餘里、名を瀚海と云ふ。一大國に至る。官亦卑狗と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ。方三百里ばかり、竹木叢林多し。三千許家あり。差田地あり、耕田猶ほ食に足らず、亦南北市糶す」(資料三八頁)と、一大國が一支國の誤である事は云ふ迄もない。現に北史には一支國(資料一二四頁)となつて居るのである。瀚海は今の對馬海峽に當る。音の似よりから玄海だらうと云ふ人がある。此國は一支彦と云ふのが治めて居た。郡より此處まで九千餘里となる。一支は古事記の伊伎島、今の壹岐國、對馬より小さいが家數は、それより三倍もあつた事は注目し値する。

未〇〇。次に「壹岐海峽を渡つて九州に達する。前文の續きに「又一海を渡る千餘里、未盧國に至る。四千餘戸あり。山海に濱して居り、草木茂盛、行に前見えず。人好んで魚鮓を捕ふ。水深淺なし。皆沈没之を取る。」(資料三八頁)と、未盧は古事記の末羅縣、今の松浦である。此の船の着いた場所については議論があるが、先づ名護屋か呼子邊として置かう。戸數の事は總べて後に曰ふ。

伊〇〇。次に「東南陸行五百里伊都國に到る。官を爾支と曰ひ、副を泄謨觚柄渠觚と云ふ。千餘戸あり。世々王あり。皆女王國に統屬す。郡使往來常に駐する所なり、(資料三九頁)」とある。伊都國は書紀に伊觀又は伊都縣とある地で、後世の怡土郡に當る。郡より末羅まで一萬里、此處まで一萬五百里になる。爾支は北史に「倭國云々、八十戸一伊尼翼(冀の誤)を置く、今里長の如き也(資料一二五頁)」とある伊尼翼で、稻置だらうと云ふ説がある。又或人の説に主(マシ)だらうと云ふ説がある、その方がよからう。次に泄謨觚はシマコ島子、柄渠觚はヒコ彦子だと内藤先生は云ふ。「世王あり」と云ふ王は伊觀縣主を指すか、然らば、官爾支も主だから、王即ち爾支であらう。或は爾支は縣主の一族でやはり主と云つたか。此縣主は天日矛の苗裔で仲哀帝熊襲征伐の頃には五十迹手が此縣主であつた。此人即伊都國王の子孫であらう。

奴〇〇。次に「東南奴國に至る。官兕馬觚と曰ひ、副を卑奴母離と曰ふ、二萬餘戸あり。(資料三九頁)」と、此奴國は仲哀紀の讎縣、宣化紀の那津、後世の那珂郡を中心としたる糟屋、席田、早良等の地方を指す地であつて、神代紀記には海神國とあるのが此にあたりと云ふ。若し此説を採用すれば、此國ほど古代史上重要な位置を占める國がなからうと思ふ。紀記にも、漢土の史籍にも、なほ神代卷にも見えて、大體其記事が類似して居るからで、神代史を開拓する鍵と云つてよ

からう。後漢書東夷傳に「建武中元二年、倭奴國奉貢朝賀、使人自ら大夫と稱す。倭國之極南界也、光武賜ふに印綬を以てす。(資料二二頁)」とある倭奴國が即ち此奴國である。天明四年二月、此域内なる志賀島より漢委奴國王の金印が掘出された。それが光武賜うた印であらう。光武紀には「中元二年春正月、東夷倭奴國王、使を遣はして奉獻(資料一二頁)」と見える。兕馬觚は此奴國王の重臣、シマコと訓むべきか。卑奴母離は前に云つたやうに夷守である。

不彌國 次に「東行不彌國に行る百里、官を多模と云ひ、副を卑奴母離と云ふ。千餘家あり。(資料三九頁)」と、不彌國は本居先生が宇瀨にお當てになつてから、大抵な人は、それに従つて居る、けれど穂波であらうと云ふ人もある。白鳥先生は太宰府近傍にあつたのであらうと云はれた。道順から云ふと、さう思はれる。多模は記紀に玉と見える人名の多い事から、原始的カバネの一種と考へてよからう。

第四章 倭人傳の里數、方位、日數

此處までは誰の説も大抵一致して居るが、此から先きが困難なのである、しかし里數と方位と云ふ最も確實な材料より探ぐると、ほと其の所在がわかり、更に古郷里研究より此問題に決定を與

へる事が出来ようと思ふ。先づ里數より云へば、此不彌國迄にて郡から一萬七百里を費して居る。後に引く文に「郡より女王國に至る萬二千里、(資料三九頁)」とあるから、不彌より女王國まで々千三百里と云ふ勘定になる。そこで此の里數が今のどの位に當るかを考へる事は、女王國即耶馬臺國の所在を求める一の手段とならう。白鳥博士は此郡より不彌迄の一萬七百里が現今の里數に於いて、二百九十里に當つて居る事から、此倭人傳の一里は約一町位であらうと云はれた。それから計ると、不彌から耶馬臺國までの千三百里は今の里數の三十六里になる。藤井甚太郎氏は末盧國(呼子邊と假定)から伊都國(高祖山附近)までの五百里は事實十五六里、伊都國より奴國(安德村邊りを都とす)までの百里は事實三里、奴國より不彌國(宇瀨と假定)までの百里が事實に於て二三里なる事から換算して、此一里は我國の一町餘と定め、やはり不彌から耶馬臺までを三十六里とせられた。其等から考へると耶馬臺國は不彌國から三十六里位の處に求めなければならぬ。そこで耶馬臺を畿内の大和にしたり、襲國としたりする説は此丈からでも成立せない。

次に方位から考へると、不彌國の次に「南投馬國に至る、水行二十日、」更に「南邪馬臺國に至る、女王の都する所、水行十日、陸行一月、」(資料三九頁)とあるのであるから、邪馬臺國は不彌國の南でなければならぬ。それを強ひて東方畿内大和とするのは、これも無理であらう。斯様に里

數や方位から考へると耶馬臺國は不彌の南三十六里位だから、肥後北部となり、投馬國は其間に求めねばならぬ。處が此處に水行二十日とか、水行十日陸行一月と云ふ語句がある、これが難問題で誰も困つて居る、これあるが爲に畿内大和説も起るのである。或は支那の使者が費した日程全部で、二十日とか十日一月の日程を歩き通した場所と云ふ意味ではあるまいとも云へるが、他にそんな用例があるか。此文を虚心平氣で見れば、そんな解釋は出來ないのである。此處に於いて誰しも魏志の文を疑はざるを得ない、郡より女王國に至る萬二千餘里の内、不彌まで既に一萬七百里を費したから、残りは僅に千三百餘里、即我が里數で三四十里に過ぎないのを、如何にしても水行二十日、更に水行十日陸行一月もかかつたとは思はれないからである。此の點に關して最近橋本増吉氏は斯う云ふ事を云つて居られる。

魏略の本文をば、魏志倭人傳の本文と對比するに、後者が前者に負ふところ頗る大なるものあることは、一見して明白なるところである。けれども魏志の本文が、單に魏略の本文のみに據つたものではなく、少くとも二種以上の史料を參照混合して、魏略以上に詳細なる、而も前後矛盾して文意一貫を缺くが如き魏志の本文を作為せしものなることも、亦疑ふべからざるころであらう。

これは至極尤も事で、魏志が魏略を資料として文をなした事は明白だが、單に魏略のみでなく、其他の二三も參酌した事も疑ひない。そこで橋本氏は、この里程と日程とは別々の史料から得たものを無批判に綴合せた結果として、かゝる不合理が生じたのであらう、斯様な事は支那の學者には普通の事である。殊に翰苑所引魏略本文には此の水行二十日とか、水行十日陸行一月と云ふ記事を全然缺いて居る。勿論この魏略本文とても大いに省略されてあることは疑ふべからざるころであるが、魏志と同様拘耶韓國に至る七千餘里、對馬に至る千餘里等が載せられて居るのだから、この日數行程の記事の如きは在存しなかつたものとして認められた方が、より正しい見解ではないかと考へると述べられて居る。

兎に角、郡より女王國に至る記事は支那の使者が實際に旅行した處を書いたものが根本史料であつたに違ひないから、それに斯様な矛盾のありやう筈がないではないか、其處で橋本氏の説を認めざるを得ないのである。然らば此の水行二十日、水行十日、陸行一月、は何から來た文であらう。橋本氏の論文は其處まで、これを如何云ふ風に解釋するか豫測できないが、予は次の二つのどちらかと解釋したい。

一は郡より對馬國に至るが水行二十日で、對馬國より女王國に至るのが水行十日と陸行一月で

ある。即ち對馬より奴國に至るのが水行十日、而して奴國より女王國に至るのが陸行一月であつたか。これは前の里數で行程を述べた支那の使者でなく、他の使者が經驗したか、又は我が國人が彼國で述べた言葉を記したる魏略以外の史料から出たものであるのを、魏志の作者は對馬を投馬と同一視し、以つて魏略が不彌國以下に里數なき、其の缺を補はんとして採録したものであらうと。

二は耶馬臺國を畿内大和に當てる學者の説と同様、奴國より大和まで水行二十日と十日と陸行一月を要するを述べた記録があつたのを魏志作者は九州耶馬臺國を、我が朝廷と混同し、前と同様魏略が不彌國以下に里數なき缺を補はんとした爲に、不用意に併記したものであらう。その海路は誰か云つたやうに、日本海を迂回したのかも知れぬ、然る時は投馬國は但馬國であつたか。これより前、畿内大和の我が朝廷と、支那との間に交通のあつた事は別に述べる處の如くである。(第七編参照)

何れにするも魏志作者は魏略に不彌國以下に里數なきを飽き足らず考へて、他の史料に日數を以て倭に至る記事あるを、不用意にも直に採つて此の缺を補はんとしたものに違ひない。かくして此の水行二十日と水行十日陸行一月とを他と別の史料より得たものとして切離せば、女王國は、

方向と里數と地名と、それから後に説く如く本傳記載の戸數と郷里研究から得た戸數とが、ある比例をなして居る事實から、肥後北部を指すものである事が寸毫も疑へなくなるのである。

第五章 投馬國と耶馬臺國との所在

投馬國は不彌國の次に

南投馬國に至る水行二十日、官を彌々と云ひ、副を彌々那利と云ふ、五萬餘戸なるべし。(資料

三九頁)

と見える様に、戸數五萬もある大國だから、本居先生の云はれた日向國兒湯郡都萬神社附近とする如きは最も不可である。いくら昔でも斯様な場所に何として五萬戸もある國が求められよう。これは要すに古代の人文地理を考へない結果である。吉田先生は國史眼に「投馬を設馬の誤ならん」とする説をうけて、薩摩國となさつたが、それもよくない。若し此説に従へば薩摩の南に更に七萬戸の耶馬臺國を求め、更に其南に狗奴國を得る事が如何にして出来よう。里數より計つても、戸數より考へても、勿論かゝる解釋は出来ないものである。予は投馬國は不彌國と耶馬臺國との間なれば、筑後國に相違ないと思つたが、郷の分布、人口の疎密を調査するに至つて益々其感を深

くするのである。此邊の郷里分布圖を作つて見ると、太宰府(予輩も不彌を此處に求める)の東南から筑後川に沿つて郷が密集して居て、いかにも古代人口戸數が稠密であつた事を考へさせるのである。よつて戸數五萬と云ふ丈からでも、九州に於て耶馬臺國と考ふる肥後北部を除けば、此の筑後川沿岸の外に投馬國を當てる場所がないと思ふ。斯様に位置から云つても、戸數から云つても投馬國は筑後川附近であらねばならぬ。因つて投馬なる國名を考ふるに、此の地には上妻郡、下妻郡、三瀨郡等がある。予は此上、下、三を除いた「ツマ」が即投馬であらうと思ふ。蓋し古代「ツマ」と云ふ大國の名残が上、下妻となり、又御を冠して「ミツマ」となつたのであらうと思ふのである。勿論景行紀に八女縣が見え、持統紀に上陽咩郡があるから、上妻は上陽咩の約まつたものと論ずる人もあるが、予は妻なる地名も、八女なる地名も、廣狹はあるが共に古くより存したもので、上妻(和名抄加牟豆萬)下妻(下豆萬)は上陽咩と下陽咩と地域がほぼ一致したとしても、言葉は八女から來たものでなく、ツマから來たと考へる方が穩かであらうと思ふ。三瀨は今ミツマと云ふ、古きものは水沼、又は水間など、あるから、やはり元はミツマと訓んだものであらう。思ふに上、下妻より此ミツマまで一帯の地が、昔の投馬國であつたと思ふ。但し此推定は主として、方位、位置、里數、郷の密集、つまり戸數の上より決定するのであるから、例へ上下妻や三

瀨なる地名がミツマなる言葉より來たものでなくとも破れる心配はないのである。唯似よりの地名で少く予の説を補ふと思つたから、一言したに過ぎぬ。不彌より此投馬までは陸行である。水行二十日としたのは魏略以外の史料から陳壽が不用意に補つたものである事は前述した處である。此投馬國の官名彌々は古代神名人名に多い耳なる語で、やはり一つの原始的カバネと思へばよい。投馬國の次に魏志は

南耶馬臺國に至る、女王の都する所、水行十日、陸行一月、官伊支馬あり、次を彌馬升と曰ひ、次を彌馬獲志と曰ひ、次を奴佳靱と云ふ。七萬餘戸なるべし。女王國より以北、其の戸數道里略載すべし。其餘旁國遠絶、得て詳かにすべからず。云々。郡より女王國に至る萬二千餘里なり。(資料三九頁)

と、前述したやうに方位と里數とから考へて、此國の肥後北部にあつた事は明かである。殊に古代の人口戸數の調査から云ふと、九州全土に於いて、此肥後北部を除いては七萬餘戸の國を求め、居る事が出来ないのである。而して肥後北部の内にて、菊池郡に山門なる郷名が、和名抄に見えて居る。予は此山門(ヤマト)郷こそ耶馬臺國女王の居住せし都にて、かの筑後の山門郡は、此ヤマト國の一部であつたと云ふ名残に過ぎないと思ふ。以上予は主として方向と、地名と、里數と、な

ほ人口戸数の密度とより論じて来たが、猶一層私の説を有力にする爲、魏志の戸数と郷里研究から得た戸数の推定とが、ほゞ或る比例を以て一致する事を云はう。(筑後ヤマトは第七編を見よ)

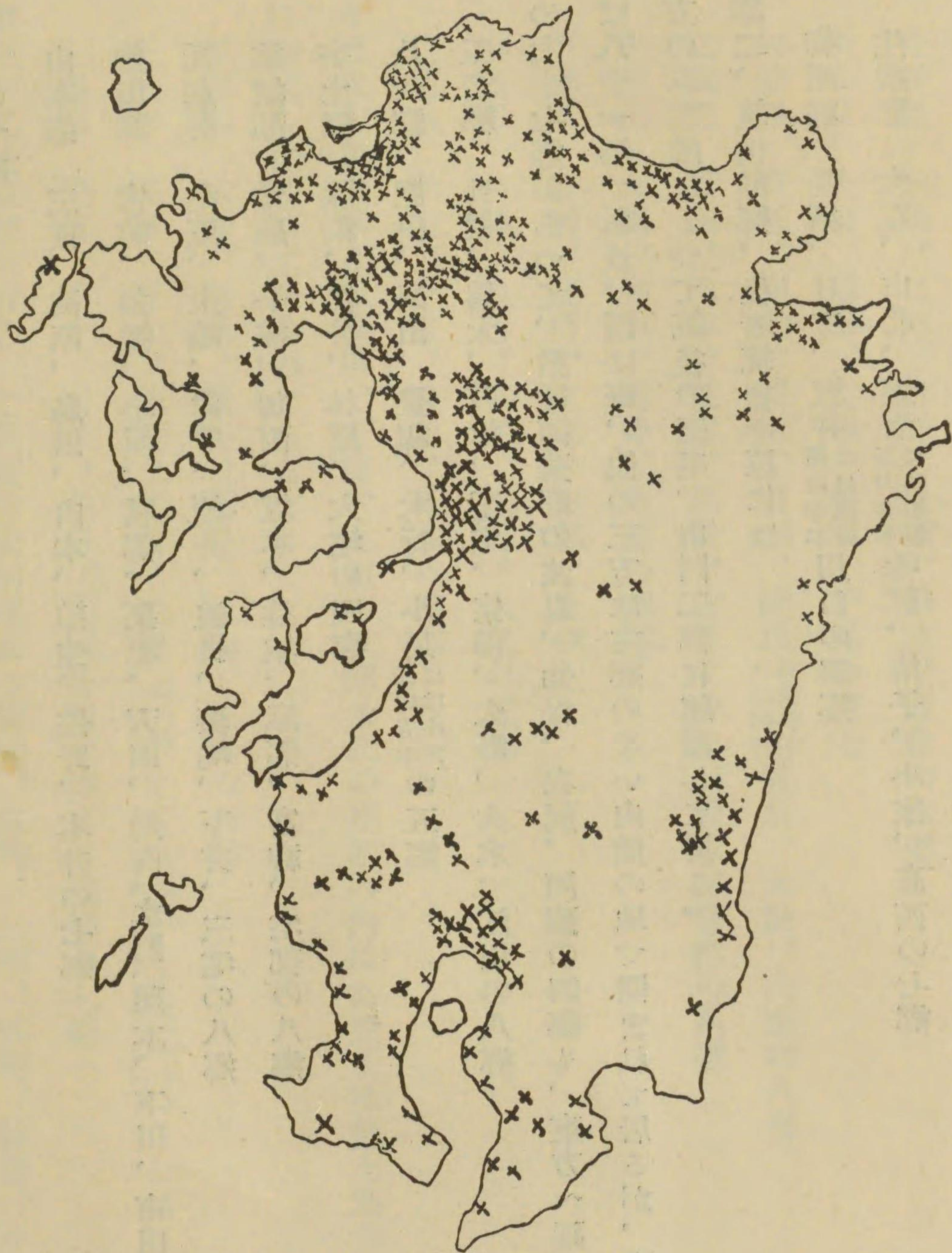
第六章 九州に於ける古郷分布の研究

參謀本部二十萬分一の地圖ならば、十一枚で九州全部の地圖が出来来る。その圖上へ、太宰管内志や、地理志料や、地名辭書など云ふ古郷を研究した書籍の説の内、最も妥當と信ぜられるものによつて、和名抄所載の古郷を記載して行くと、郷の密集した場所と殆んど全くない場所とが出る。此の相違は古郷時代に於ける人家の疎密を現はすものである事は前述によつて容易にわからう。而して特に密集した場所を求めると一見して直ちに肥後北部の平原と、筑後平原より肥前佐賀に及ぶ地である事がわかるのである。

第一、肥後北部の群郷。前者肥後北部には

- 菊池郡 城野、水嶋、辛家、夜關高山寺本子養、山門、上甘、日理高山寺本柏原の九郷
- 合志郡 合志、小川、山道、鳥島、口益、鳥取の六郷
- 山鹿郡 來民、箸入高山寺本温泉、小野、夜關高山寺本朽納高山寺本津村、神西高山寺本緒線、伊智、

九州古郷里疎密地圖



×は和名抄所載の郷里所在地である。其密なる所は人戸稠密であつた地で、疎なる所は人戸稀薄、なき所は無人の境と考へねばならぬ。それ故本圖によつて九州古代の文化地域がわかると思ふ。

の十郷

山本郡 三重、高原、鳥田、山本、殖生、佐野、本井の七郷
 飽田郡 宮前、加幡、小垣、私部、栗北、天田、川内、水門、殖木、下田、市田、蚕養の十二郷
 託麻郡 桑原、上嶋、津守、酒井、波良、漆嶋、下井、三宅の八郷
 益城郡 當麻、子按、加西、坂本、益城、麻部、富神、宅部の八郷
 宇土郡 諫染、櫻井、林原、大宅の四郷
 八代郡 肥伊、高田、豊福、木行、小川高山寺本には小河の五郷
 玉名郡 日置、爲太、石津、下宅、宗部、大町、大水、江田の八郷
 の七十七郷があつて、猶ほ阿蘇郡の波良、知保、衣尻、阿蘇の四郷も、東方へ延びた繼續とすれば八十一郷である。西は海、他の三方は古郷のない山間の地で圍まれて居るが、唯西北の海岸地方のみ二道によつて筑後の三毛、山門二郡に連續して居る。

第二、筑後群郷。後者筑後平原には

御原郡 長栖、日方、坂井高山寺本には板井、川口の四郷
 生葉郡 大石、山北、姫治高山寺本には姫沼、物部、椿子、小家、高西の七郷

竹野郡 柴刈、二田、竹野、長栖、船越、川會の六郷
 山本郡 土師、蒲田、古見、三重、芝澤の五郷
 御井郡 節原、伴太、殖木、弓削、神氏高山寺本には神代、賀駄、大城、山家の八郷
 三潞郡 高家、田家、三猪、鳥養、夜開、青木、荒木、管綜の八郷
 上妻郡 大田、三宅、葛野、桑原の四郷
 下妻郡 新居、鹿待、村部の三郷。及び
 山門郡 大神、山門、草壁、鷹尾、大江の五郷
 三毛郡 米生、十市、砥上、日奉の四郷
 なほ北方筑前國なる夜須、下座、上座の三郡も此の平原の内にあつて地勢上別つべからざると共に郷里も隣接して居るのである。

夜須郡 中屋、馬田、賀美、雲提、刈嶋、栗田の六郷
 下座郡 馬田、青木、鬮饜、三城、城邊高山寺本なし、立石高山寺本なし、美囊高山寺本のみありの七郷
 上座郡 把伎、壬生、廣瀬、祚田高山寺本には祚曲、長淵、何束、三嶋の七郷

第三、肥前東部の群郷。なほ西方肥前國なる養父、基肆、三根、神崎、佐嘉、小城の諸郡も此の

平原の續きで郷里が隣接して居るのである。

基肄郡 姫社、山田、基肄、川上、長谷の五郷、風土記猶ほ荒穂郷を收め六郷とす。

養父郡 狭山、屋田、養父、鳥栖の四郷

三根郡 千栗、物部、米多、財部、葛木の五郷、風土記猶ほ漢部郷を收めて六郷とす。

神埼郡 蒲田、三根、神埼、宮所、防所高山寺本の
のみありの五郷、風土記なほ船帆等を收めて九郷とす。

佐嘉郡 城崎、巨勢、深溝、小津、山田の五郷、風土記六郷とす

小城郡 川上、甕調、高來、伴部の四郷、風土記七郷とす。

なほ少しく疎で遠ざかつて居るが、杵嶋、藤津の二郡も此の繼續と見てよい。

杵嶋郡 多駄、杵嶋、能伊、鳥見の四郷

藤津郡 鹽田、能美の二郷、風土記四郷とす。

以上合せて百二十郷の地は南方の一部海に臨む以外、他は山にて圍ませて居るが、前述の如く有明海東岸の地にて肥後北部群郷と連接する外、東は筑後川沿岸にて豊後日田の諸郷を經、遙かに大分地方に一道の脈を以て連絡し、又西北は御笠を經て博多平原の群郷に連結して居る。

第四。難(博多)群郷。以上二者に續いで多數の郷里が密集せる地は博多地方である。東南西の三

方山にて圍まれて西北のみ海に面して居る、此地は

早良郡 毗伊、能解、額田、早良、平群、田部、曾我高山寺本の七郷

那珂郡 田來、日佐高山寺本
には日佐那珂、良人、海部、中嶋、三宅、山口高山寺本
には山田板曳の九郷

席田郡 石田、大國、新居の三郷

糟屋郡 香椎、志珂、厨戸、大村、池田、阿雲高山寺本
には阿曇柞原那波本
祚原勢門、敷梨の九郷の二十八郷

を持つて居る。

第五、筑後群郷と難群郷との間には御笠郡の御笠、長岡、次田、大野の四郷がある、又一區劃をなして居る。其他稍や大なる群郷を載せると次の如くである。

第六、怡土群郷。博多平原の西なる怡土志摩二郡は東南二方は山にて、西北二方は海にて圍まれ、

怡土郡 飽田、託杜高山寺本
には託社大野、長野、雲須、良人、石田、海部の八郷

志摩郡 韓良、久米、登志、明敷、雞永、川邊、志摩の七郷の十五郷を有してゐる。

第七、宗像群郷。次に博多平原の北なる宗像地方には

宗像郡 安岐、山田、怡土、荒自、野坂、荒木、海部、席田、深田、簀生、辛家、小荒、大荒、

津九の十四郷を有して居る。

第八、嘉麻群郷。次に博多平原なる嘉麻穂浪二郡の地は四周山に圍まれて又一區劃を形成し、而して

嘉麻郡 荒壁、三緒、大村、綱別、山田高山寺本馬見、碓井の七郷

穂浪郡 三坂、薦田、土師、堅磐、穂浪の五郷、合して十二郷を有して居る。

第九、遠賀群郷。其他筑前北方には

遠賀郡 埴生、恒前、山鹿、宗像、内浦、木夜の六郷

鞍手郡 金生、二田、生見、十市、新分、粥田の六郷あるが密集して居ない。

第十、中津群郷。豊前では中津地方の中津築城二郡は一區域と見てよい。その郷數は

仲津郡 皆見、葛見、域井、狹度、高屋、中臣、仲津、高屋の八郷

築城郡 綾幡、桑田、鳩木、大野の四郷、合せて十二郷である。

第十一、宇佐群郷。次に其の東なる宇佐地方は

上毛郡 山田、炊江、多布、上身の四郷

下毛郡 山國、大家、麻生、野仲、諫山、穴石、小楠の七郷

宇佐郡 野麻、酒井、葛原、封戸、向野、廣山、垣田、高家、深見、辛島の十郷合せて二十一

郷を有して居る。其他

第十二、田河郡 香春、雉怡、位登、城田の四郷

第十三、企救郡 長野、蒲生の二郷

第十四、京都郡 諫山、本山高山寺本刈田、高來の四郷等が散在して居る。

第十五、大分群郷。豊後で最も郷の密集して居るのは大分地方である。

大分郡 阿南、植田、津守、荏隅、判太、跡部、武藏、笠祖、笠和、神前の十郷風土記九郷

海部郡 佐加、佐尉の二郷なほ丹生、穂門の二郷が少しく離れて海岸に存在する。

第十六、大分群郷の西速見郡の朝見、由布を経て、

第十七、其西に球珠郡の今己、小田、永野の三郷がある。

第十八、日高連郷。更に其西には日高郡の日田、在田、夜關、日理高山寺本父連高山寺本文連石井の六郷

があつて筑後の群郷に連つて居る。

第十九、又大分群郷の西南には大野郡の田口、大野、緒方、三重の四郷があり、

等二十、直入連郷、其西には直入郡の松納高山寺本三宅、直入、(三宅)、柏原の四郷があつて、阿

蘇を経て肥後北部の群郷に聯つて居る。

第二十一、大分群郷の北には速見郡の朝見、八坂、由布、大神、山香の五郷がある、主として別府灣の西岸と北岸の地である。

第二十二、速見群の北は國崎郡で半嶋の周圍に、武藏、來繩、國前、由染、阿岐、津守、伊美の七郷があつて西の宇佐群郷に續いて居る。

第二十三、日向群郷、日向で郷の密集した地は、大丸、一ノ瀬、大淀の三河の下流なる海岸地方で、日向の郷里は大底此地に集つて居る。即ち

兒湯郡 三納、穂北、大垣、三宅、觀啖、韓家高山寺本、平群、都農の八郷

那珂郡 夜開、新名高山寺本、田島高山寺本、於部高山寺本の四郷

宮崎郡 田邊、島江、江田の三郷

諸縣郡 縣田、瓜生、山鹿、穆佐、八代の二十郷は大凡此地域に密集して居る。

第二十四、其他諸縣郡には財部、大田、春野の三郷があるけれど財部は遙に隔り、大田、春野の所在は詳かでない。

第二十五、又宮崎郡の飯肥高山寺本も土地が隔絶して居る。

第二十六、臼杵郡の智保、氷上の二郷は肥後の阿蘇に接近し、英多、刈田は延岡附近にある。

第二十七、贈啖群郷、薩隅方面では桑原贈啖の地即ち鹿兒島灣の北岸が最も密集して居る。即ち

桑原郡 大原、大分、豊國、答西高山寺本、稻積、廣田高山寺本、桑善、仲川の八郷

贈啖郡 葛例、阿氣、方後、人野の四郷

始羅郡 桑原、鷹屋、川上、鷹麻高山寺本の四郷は大體密集して一區劃をなして居るのである。

第二十八、而して其南内海の西海岸には、鹿兒島郡の都萬、在次、安薩の三郷、更に其南谿山郡には谷上高山寺本久佐の二郷がある。

第二十九、贈啖群郷の北には菱刈郡の羽野、亡野高山寺本、大水、菱刈の四郷があつて肥後の珠磨地方及び葦北地方との聯結をなして居る。

第三十、始羅群郷。襲群郷に次いで郷の密集した地は始羅を中心とする大隅半島の地で、鹿兒島灣沿岸には大隅郡の入野、大隅、謂列高山寺本、始羅、禰覆、大阿高山寺本、岐高山寺本があり、又中央平原に、半島の東海岸より、肝屬郡の野裏、串伎高山寺本、鹿屋、岐刀の四郷がある。

第三十一、薩摩の北部有明海に臨む地には出水郡の山内、借家、大家の三郷が一區域をなし、其

西長島には同郡の勢度、其の南方に國形郷がある。

第三十二、其の南方川内川流域の地には高城郡の合志、飽多、宇土、託萬、新多の五郷、及び薩摩郡の避石、日置の二郷がある、而して高城郡の鬱木、薩摩郡の幡利の二郷のみは稍離れて南方海岸に散つて居る。

第三十三、其南海岸に日置郡の富多、納薩高山寺本納薩及び其東に合良郷がある。

第三十四、吾田群郷。其の南方阿多平原及び萬ノ瀬川の流域には伊作郡の利納郷及び阿多郡の鷹屋、田水高山寺本田永葛例、阿多、又川邊郡の川上郷も此の域内で、合して六郷が略一區域をなし、其の南方南海岸に稻積郷がある。

第三十五、薩摩半島の尖端外海に臨む地には穎娃郡の開聞、穎娃の二郷があり、

第三十六、内海に臨む地には揖宿郡の揖宿、及び給黎郡の給黎郷がある。

第三十七、其他薩摩郡の西海上六里に甌島があつて管々、甌島の二郷があり、

第三十八、大隅半島の南方種子島には馭謨郡の謨賢、信有の二郷、熊毛郡の熊毛、幸毛、阿枚の三郷がある。

第三十九、珠麻連郷。肥後の南部には球麻川に沿ふ球麻郡の球玖、久米、人吉、東村、西村、千

脱の六郷があり、

第四十、葦北連郷。其西海岸の葦北郡には葦北、桑原、伴、野行、巨野、川田、水俣の七郷がある。

第四十一、又天草島には天草郡の波太、天草、志記、惠家、高屋の五郷がある。内波太が宇土半島の尖端にあるのと、志記が下島の西北海岸にある以外所在詳かでない。

第四十二、肥前の南部には高來郡の山田、新居、神代、野鳥が高來半島の頸部にある、風土記本郡の郷數を九つとして居る處を見れば、もつと郷が密集して居たものであらう。

第四十三、西部彼杵郡には大村、彼杵の二郷がある、風土記には郷四とある。

第四十四、松浦郡は和名抄、庇羅、大沼、值嘉、生佐、久利の五郷を載するのみだが、風土記別本に松浦、田島、志式、大家の名が見え、風土記十一郷として居る。

第七章 魏志の戸數と郷里研究より得たる

戸數との關係

予は和名抄の郷の疎密の割合は、その時代の戸數人口の疎密であつて、且それを上古に及ぼして

も大體に於ては變らなかつたであらうと最初に云つたが、後に説くやうに奈良朝に於いて肥前は七十郷、それが和名抄には四十四郷、それと同様の割合に九州全部七百七十郷が和名抄五百二郷に減じて居るのは其の一つの證據と見るべきである。斯様に和名抄の郷の密度は上古の人口の密度と比例すると云ふ考へより、今迄倭人傳に引き當てし國々の郷數を表示すると、

一、對馬國は我が對馬島だが前述の如く上下二島に分れて居る、道順から云ふと下縣の方だと思ふから、賀志、雞知、玉調、豆酸(高山寺本豆配)の四郷を擧げて置かう。

二、一支國は壹岐國で、壹岐郡には風早(高山寺本風本)可須、那賀、田河、鯨伏、潮安(高山寺本潮安)伊宅の七郷、高山寺本の伊周(驛家)驛家を合せば八郷、次に石田郡には石田、物部、篁原、沼津の四郷、高山寺本の優通(驛家)を合すれば五郷、以上壹岐は全體で驛家を除けば十一郷である。

三、末盧國は國造本紀に所謂末羅國にて後の松浦郡と思はるれば、風土記に従つて十一郷として置く。

四、伊都國は伊觀縣で、後の怡土郡八郷の地であるが、前述の如く接續せる志摩郡を加ふれば十五郷である。

五、奴國は我が國史の儼の縣で、前述の如く、早良、那珂、席田、糟屋の二十八郷の地と思はれる。

六、不彌國は御笠一郡四郷の地であらう。

七、投馬國は前述の筑後群郷に當る譯だが、西方山門郡は其の名稱から考へて、明白に耶馬臺國の一部であつたに違ひない、又肥前は原來肥後と共に肥の國であつて此の筑後山門郡より地續きになつて居たと思はねばならぬから、此の投馬の範圍は筑前の夜須、朝倉より筑後の大部分を領有して居たものとして六十七郷として置かう。但し、なほ肥前の基肄、養父、三根、神埼四郡の二十五郷も其の域内であつたかも知れぬ、しからば九十二郷程である。

八、耶馬臺國は菊地郡山門を中心とする肥後北部の群郷が本據であるが、筑後の西海岸に山門郡が残つて居て明かに此國が其地を領有して居たと思はれるから其地まで數へると八十九郷である。その上其地より僅な距離で肥前國である事と、肥前肥後は肥國を分つたもので、もと一國を形成して居たに違ひないと云ふ推定から、耶馬臺國は有明海を圍んで居たのであると假定すると、下妻、三潞の西部より佐賀、小城、杵島、藤津等を含む約百十郷有餘の地であつたかも知れぬ。

となる。此一郷は五十戸から成立つて居る事は、令の定めだが、此戸と云ふのは實際の家數でない。集解の古記に「一戸之内、從有十家、以戸爲限、不計家多少也」とあるやうに、一戸は更に數家に分れて居るのが普通である。これは中古初期の戸籍や計帳を一見すればすぐわかる。それで一戸と云ふのを今日の一戸と同一と思つては大變な間違になる。時には一戸の人數が百人を超えて居るのがある。此等は十數家に別れ住んで居たのであらう。此令で云ふ一戸、つまり戸主を有する戸を郷戸と云ひ、事實上の一戸を房戸と云ふ。そこで一戸には平均五つの房戸があつたとすれば、一郷は二百五十戸だから、

對馬	四郷	千戸
一支	十一郷	二千七百五十戸
未廬	十一郷	二千七百五十戸
伊都	八郷	二千戸
奴	二十八郷	七千戸
投馬	六十七郷	一萬五千五十戸（或は、九十二郷、二萬三千戸）
耶馬壹	八十九郷	二萬二千二百五十戸（或は、百十郷、二萬七千五百戸）

となる。これを魏志所載戸數と比較すると

對馬	千戸	千戸
一支	三千戸	二千七百五十戸
未廬	四千戸	二千七百五十戸
伊都	千戸	二千戸
奴	二萬戸	七千戸
投馬	五萬戸	一萬五千五十戸（或は二萬三千戸）
耶馬壹	七萬戸	二萬二千二百五十戸（或は二萬七千五百戸）

となる。始めの四つは略一致するが、後三つは魏志所載と比例を同じくするけれど實數は三分の一にしか當らない。これは誇張して云つた點もあらうし、一つには此方面最大盛時であつた耶馬臺女王時代と九州の萎靡して振はなかつた平安朝時代との差違から來たものであらうと思ふ。女王國時代が上古から中古に亘つて此地方の最大盛時であつた事は、予が此處に喋々する必要があるまいから、唯和名抄時代此地方の人口が減少して居た事を云へば足りるであらう。それには喜田博士の説を紹介すればよいと思ふ。博士は肥前風土記所載肥前一國七十郷、百八十七里、十

八驛が和名抄に於いては四十四郷に減じ、神龜四年七月紀に筑築諸國庚午年籍七百七十餘卷とあれば、庚午の年即天智朝には筑紫七百七十郷もあつたのに、和名抄には五百二郷と減じて居ると云つて居られる。以て筑紫の郷数が奈良朝や、それ以前の天智朝から和名抄時代に至つて約三分の一強が減少した事がわかる。それから考へると女王卑彌呼の盛時にあつては、或は耶馬臺七萬又投馬五萬の實數を有して居たかも知れぬ。兎も角郷から割り出した戸數と魏志云ふ所の戸數とが大體ある比例を以て一致して居る事は予の説の益々正しい事を證據だてるのである。

第八章 卑彌呼女王

以上に因つて耶馬臺國の肥後北部であつて、其首府は菊池郡山門郷の地に存した事が、確實であらう。而して、此國が、我が古代史の何に當るか、女王卑彌呼がどなたであるかは第七編で説く事としよう。又卑彌呼なる名稱は姫子か、日御子か、又は他に意味があるかと云ふ事も後に述べるが、兎に角實名ではないと思ふ。其勢力は前述した末廬、伊都、不彌、投馬の外

「次に斯馬國あり。次に己百支國あり。次に伊邪國あり。次に都支國あり。次に彌奴國あり。次に好古都國あり。次に不呼國あり。次に姐奴國あり。次に對蘇國あり。次に呼邑國あり。次に華

奴國あり。次に鬼國あり。次に爲吾國あり。次に鬼奴國あり。次に耶馬國あり。次に躬臣國あり。次に巴利國あり。次に支惟國あり。次に鳥奴國あり。次に奴國あり。此れ女王境界の盡くる所」

(資料三九頁)を有し、又「租賦を收む。邸閣あり。國々市ありて有無を交易す。大倭之を監せしむ。女王國以北。特一大率を置き、諸國を檢察す。諸國之を畏憚す。常に伊都國を治す。國中に於て刺史の如きあり。」(資料四〇頁)とあるのから察しられる。其死は西曆二百四十七年即ち崇神帝の十四年らしいから、開化崇神兩朝の人であつたのである。また、「其國本亦男子を以て王となす。住すこと七八十年、倭國亂れて相攻伐年を歴、乃ち共に一女子を立て、王となす。名を卑彌呼と曰ふ。鬼道を事とし能く衆を惑はす。年己に長大、夫婿なし。男弟あり治國を佐く。王となりてより以來見者ある少し。婢千人を以て自侍せしむ。唯男子一人あり。飲食を給し辭を傳へ、居處に出入す。宮室、樓觀、城柵、嚴設、常に人あり、兵を持して守衛す。」(資料四一頁)と見える。

耶馬臺國は火國にして卑彌呼は多臣氏の人、又投馬國は物部氏なる事皆第七編で説明しよう。

第九章 狗奴國

魏志は女王國に屬する國を擧げ、此れ女王境界の盡くる所とし、次に、

其南に狗奴國あり、男子を王となす。其官に狗古智卑狗あり、女王に屬せず。(資料三九頁)
と、又此の傳の終りの方に

其(正始)八年(二四七、崇神十四)太守王順官(磐方)に到る。倭女王卑彌呼、狗奴國男王卑彌弓呼と素より不和也。倭載斯烏越等を遣はして郡に詣り、相攻撃する状を説く。塞曹椽史張政等を遣はし、因つて詔書黃幢を齎し難升米に拜假し、檄を爲つて之に告諭す。(資料四二頁)

とある狗奴國は何處か。耶馬臺熊襲説をとる人は此の南とあるに苦しみ、菅政友翁の如きは其の下文に

女王國東海を渡る千餘里、復た國あり、皆倭種(資料四一頁)

とあると同一にて此の南は東ならんと説いて居られるが、それは單に此等の學者のみでなく、後漢書も同様に之を同一と解したか、又は他に史料があつてか、

女王國より東、海を渡る千餘里、狗奴國に至る、皆倭種と雖、女王に屬せず。(資料三二頁)

と載せて居る。吉田東伍先生も本居宣長翁の説を承けて、之を東と解し、狗奴は伊豫の河野ならんと説かれ、狗古智卑狗は河野氏の祖子致彦即ち越智彦かと。魏馬臺畿内大和説を採る人には魏志の南と云ふによつて熊襲と説く人もあれば、又後漢書の東と云ふによつて狗奴を毛野と説く人

もある。次に耶馬臺九州北部説を採る人は多く之を熊襲と説くが、又東と解する人もある。久米邦武博士は之を熊襲とし、「思ふに狗奴は音にはあらで、隼人の狗に縁みたる名稱ならん、或は奴國より稱へたる名なるべし。」と云はれ、更に投馬國は薩摩に當る、然れば狗奴は其間にある熊襲なる事疑ひなしと説かれて居る。喜田先生は狗奴(Kunu)を球磨(Kuma)と説かれた。

右の内狗奴國を女王國の東方と解する事は後漢書に據つたもので、あながち曲解とは云へないが、狗奴國を女王國の南とするは單に魏志のみでない、翰苑第三十卷引用魏略にも

女王之南又有狗奴國、以男子爲王、其官曰拘右智卑狗不屬女王也。

と見えるのである。後漢書がこれを「女王國の東、海を渡る千餘里、復國あり。」(資料四一頁)とあると混同した事は、單に南と東と方位を異にする缺點があるのみでなく、一方狗奴國は唯南方で、一方東方の倭種の國は海を渡るのではないか、海を渡ると渡らぬとは大きな違ひだから、何としても同一と見るを得ない、つまり狗奴國は魏志魏略によつて女王國の南方と見ねばならぬ。従つて女王國を肥後北部とすれば、狗奴國は我國史に見ゆる九州南部の大族熊襲とせねば、此文を解する事が出来ないのである。女王國を本居翁以來熊襲に當てた、その説は此の狗奴國を更に南方に求めねばならぬ事によつて破壊され、又女王國を畿内大和とすれば一層此點が解釋出来ない。

狗奴の音は球磨の訛だとする喜田博士の説がよからう。球磨は景行紀十八年條に

夏四月壬戌朔甲子、熊縣に到る。其處に熊津彦なる者兄弟二人あり、天皇先づ兄熊を徵さしむ、則ち使に従つて詣る。因つて弟熊を徵す、來らず、故に兵を遣はして之を誅す。

と見ゆる熊縣である、而して熊襲と云ふは此の球磨と大隅の曾縣とを連ねて此の地方の汎稱としたものである事は、此の熊襲を肥前豊後の兩風土記及び釋紀引用筑前肥後兩風土記が皆一樣に球磨曾吹と書いて居るので容易に説明出来る、曾吹は曾を中古になつて延ばしたもので、景行紀には十三年夏五月、悉く襲國を平げ、因つて以て高屋宮に居給ふ

と見える如く襲國と載つて居る。此の熊と襲とが聯合して九州南方の小國を總べて居た事實は、景行紀以後の國史で窺はれるが、その状態は溯つて此の卑彌呼時代に於いても同様であつたらしいのである。

此の狗奴國の官なる狗古智卑狗は魏略には拘右智卑狗と載せて居る、卑狗は彦に違ひないが、拘右智は未だ解するを得ない。これを魏志に従つて狗古智卑狗とし、更に菊池彦と解する事によつて狗奴國の勢力は菊池郡に及べるなれば、女王國は之を筑後山門郡とする説も有力であるが、然らば投馬國を何處に置かんとするか。投馬國の筑後妻地方にして、耶馬臺の肥後北部なるは、方

向より云ふも、記載の順序より云ふも、名稱より云ふも、郷里研究より云ふも然からざるべからざるものである故、一官名を以つて動かすべきでない。殊に狗古智は菊池と音似たるも直ちに同一と斷定する事は早計でないか、猶且つ魏略には拘右智とあるに於いてをやである。

第十章 耶馬臺畿内大和説の缺點

以上によつて耶馬臺國の肥後北部である事が明白であらうと思ふ。しかし假に魏志に不彌國の南投馬國に至る、更に南耶馬臺國に至るとある南を全部東と解し得るものとし、又魏志にも魏略にも明白に帶方郡より女王國に至る萬二千餘里とあるを、郡より不彌に至る大數を萬二千餘里と解するか、又は萬二千餘里を郡より狗邪韓國に至る七千餘里と倭地の周旋五千餘里とを合したる數なりと解し得るものとし、又狗奴國は魏志も魏略も共に女王國の南にありと云ふを、東、海を渡る倭種の國とあるとを混同し得るものとして、つまり解釋上許し難きを假りに譲つて、耶馬臺を大和の國にしても、猶ほ多くの困難に遭遇するのである。次にそれを述べよう。

二代も續いて女帝が立たれた事は、我が古代史上には全然見るを得ないのである。書紀の作者は女王卑彌呼を神功皇后に當て奉つたのであるが、宗女臺與については何事も云はない、年代より

考ふれば書紀作者は卑彌呼及びその宗女臺與を一人と見てゐるらしい。次に内藤博士は女王を倭姫命に當て奉つたから、臺與は第二代の齋宮五百野皇女となるのだが、同博士は逆に豊と云ふ音より豊鍬入姫命に當て、居られる。是れは時代の上より賛成出来ない、卑彌呼は開化崇神朝の人で倭姫命は垂仁朝の人であるからである。けれど倭姫と豊鍬入姫とを逆にする程、自由に紀記を解釋し得るものとするれば、もとより年代の少し違ふ如きは問題でないから、之を別としても、魏志の文面に見ゆる如く外交文書まで齋宮の名によつて行はれたとは考へられない、又齋宮が女王ならば耶馬臺國を伊勢とした方が適切でないか。

其他ちほろげに皇室關係の婦人を指し奉つたのだと云ふ人もあるが、二代も自ら倭王と稱し、外國人から我國の主權者と認められた方があつたらうか。兎も角も神功皇后以前の國史には片影すら見るを得ないのである。若し事實あつたのならば、地方の事ではなく中央の出來事だから、傳説の上に何等かの痕跡を残しさうなものではないか。いくら史料の尠い我が古代史でも、かゝる事はあり得ないと思ふ。(天祖の事は第七編にあり)

斯う云ふ次第だから大和説を採ると、畏れ多い事ではあるが、應神帝、若しくは崇神帝以前の、即ち太古の皇室御系圖が忠實な傳ではないと密かに考へる人が出來ないとも限らないから、此の

重大問題の爲に特に皇室御系圖に一言及ぼして置かう。勿論本問題については別に詳述するのだから(第三編第二章参照)、簡単に云ふが、予は種々の理由、殊に皇位の御相續が仁徳天皇以前迄は大體に於いて支那流の道德思想を受けない處の末子相續法であつて、他の神話傳説の如く後世作製された痕跡がないと云ふ事から

神武天皇、否、溯つて瓊々杵尊まで、代々の聖帝は皆實在せられた御方であらせられる。

と信ずるものである。従つて女帝二代をいへ、餘地はないのである。(第三編第二章参照)

斯様に何から云つても耶馬臺大和説を採用する譯にはいかないが、だと云つて、當時予は大和地方に支那の文化が這入つて居なかつたこと云ふものでない。耶馬臺國が肥後北部だと云ふ事と、大和が早くから開けて居つたと云ふ事とは別問題である。平均世率によつて古傳説中最も確實と思はれる御歴代の年代を考ふるに、瓊々杵尊の御治世は漢の武帝が衛氏の朝鮮國を滅ぼして四郡を置き半島の大半部をその領土とした時(資料四頁)よりも後の事である。而して此の事件以來我國の豪族にして漢に通ずる者三十餘國(資料二頁)と云ふのだから、支那文化の我國に入つたのは極めて古い事とせねばならない。従つて我が國內に於いて最も權力ある大和朝廷がその影響を受けない筈がないのである。予は西紀三十一年後漢安帝の永初元年支那に使を遣はされた倭王師升

(資料二二頁)は、其實我が孝昭天皇であると考へる程であるから、(第七編第四章参照)支那文化は盛に畿内に這入つて居たに違ひないと思ふ。よつて高橋健自氏が種々の事實を挙げられた後結論として古墳就中前方後圓墳が日本獨得の型式を以て畿内、ことに大和地方に發生し、それが漸く發達して應神仁德兩朝の頃頂點に達したことを觀察し、この型式の墳制が九州にも關東にも傳播せしことを述べ、この墳制の搖籃期はなほ金石併用時代なる遠き古へに遡るべきを確め、更に銅鐸によつて畿内を中心とせる文化の成立期を支那前漢より下るべからざるを究め、一轉してこの畿内の文化にも前方後圓墳の盛んに行はれたる時代には、その内部に藏せられたる石棺に徴して支那文化の流傳せしを告げ、その分布より推考して當時畿内地方の支那文化を受け入れたること到底九州中部の及ぶところにあらざるを察し、最後に古墳發見の支那鏡及びその模造鏡によつて漢魏時代に屬すべき立派なものが盛んに近畿より發見されるに反し、九州地方の如何に稀薄なるかを挙げ(考古學雜誌)

られた事は予等の蒙を啓發せられた點が頗る多いので感謝の念を捧ぐるに惜まないが、しかし、それで耶馬臺の大和なるべきを推斷する事は出來ないのである。否反つて次に述べる様に予の説を確實にする材料だと思ふ。

次に「上野が考古學上から見て東國中特に秀で、居る、全く他とは較べものにならぬ」とは田澤金吾君から暫々聞かされた處であるが、その度毎に、予は嘗て日本古代氏族制度又は姓氏家系辭書に於いて上毛野公は東國の都督で此地方の諸國造を率ゐて蝦夷鎮定に當つて居た事、(第三編第六章参照)恰も安倍氏の北陸に於ける地位(第三編第八章参照)なるを述べ、従つて東國にて君とさへ云

へば此氏を指す事となつて居た事から吉彌侯部(君子部)はこの上毛野君の子部の意であるを説いた事を思ひ出すのである。それ故考古學上特に優秀なもの、出る事は當然と云はねばならぬ。而して時代を考ふれば此の毛野君の發生は卑彌呼以後の事である。従つて狗奴を毛野に當つるは音の似より以外に理由がないのである。

第十一章 耶馬臺九州説の缺點

耶馬臺國が九州肥後北部である事は明白だが、此の説を採つても一つの困難に遭遇する、殊に近來此説を採用する人に於いて殊に然りである。それは

同じ此の日本列島内に、さのみ遠距離とは云へない畿内大和と九州とに、しかも同時代に、同一名の二大國が存在して居たと云ふ事が事實上あり得るものであらうかと云ふ事である。これから考へると、菅政友翁に

當時漢國にて倭と指し、は、筑紫九國の地なれば、其を領きて威權ありしものを倭王とは稱ひしなり。大和に天皇の坐しますことはもとより知らざりしさまなり。其由は次々にいへる趣にて知るべし。「いつはりて魏王が使をも受つるは云々」など、かゝる兒戯にひとしきことは、たとへ邊裔なればとて、もとよりあるべくも思はれず、よし其事ありとせんにも、當時魏は吳蜀

と互に黠智を戦はし、國を争へる時なるに、かりそめにも其國の使として外國に來らんものゝ、さる淺はかなる欺きを受くべきものかは、思ふても見るべき事ぞかし

と嘲けられし本居宣長翁の

古へ西の國より、やまとへのぼるには、すべて難波の津までは船より物するぞ定れる事ぞかし。かくあまたたがへる事共のあるは、大和の京にあらざりしにして、誠にはかの筑紫なりしものゝ、おのれ姫尊也といつはりて、魏王が使をも受つるにあざむかれつるものなれば、其使のへて來たりけん國々も、女王の都と思ひしも皆筑紫のうちなりけり。

と云ふ方、寧ろ此の難關を通過するには都合よいのである。それ故吉田東伍先生は

或は論じて云ふ、吳の支庶、姬姓の裔、筑紫に來歸し子孫蕃息して隼人に屬し、遂に其の別種と爲り、今來と號し、此の種人の魏晉に通ぜる者、皆自ら太伯の裔など稱せるならんと。今按ずるに今來の徒、隼人の強大を恃み、部衆を煽動教唆して熊襲の地に據り國郡を建て、大倭眞主日子ヒノミコの號を冒して魏に通じ、以て其の封爵を受けたりし歟。

又其の耶馬臺と僞れる郡邑、噌吟城は本皇孫彦火々田の舊都にして、高千穂の南西麓に在り、謂はゆる高千穂宮亦是れのみ、云々、然れども火闌降の裔孫、世其の部衆を領し、彦火々田見を墟址に祀り、火闌降を之に配し、噌吟の隼人と稱し、石城を立て之に據り、諸部を統べ、筑紫の諸國をも制して獨強大なるまゝに、遂に女子を擧げ共に推して日子と爲し、之を姫城に居き、妖を以て衆を惑はし、僭僞至らざるなく、遂に皇命を拒むに至れるが如し。

と述べられ、征韓起源の耶馬臺菊池郡山門郷説や國號考の筑後山門郷説を引用せられて居るが、

女王の特に耶馬臺と稱せるは、大倭王てふ眞王のましますを魏人の夙に知れるなれば、もと是れ僞りて設けたる言辭にして決して眞にかゝる地名、女王國の境内に在りと思ふべからず。

とて排斥せられて居る。

かくすればヤマトと云ふ二大國があつたとて不思議ではないが、……………一は僭僞して眞主大倭王といつはつて居るのであるから……………けれど耶馬臺を熊襲とする説は成立せない。肥後北部ヤマト郷を都とする、その附近の地である事前述した處である。

其處で、同時代に同一名稱の二大國が同一列島内に、あまり遠くない處に存して居たと云ふ偶然すぎる問題を如何に説明すればよいか。近時の學者の多くは兩者は全く關係のないものと見て居るらしい、そして九州ヤマト國は支那の史籍によつて寸毫も疑ふべからざるものであるに反し、畿内ヤマトの歴史は應神仁徳朝以前は神話傳説時代だから史實と認める事が出來ない、それ故、公言はせないが、秘かには畿内大和の方を寧ろ疑つて居る人もあるかも知れない。けれど、それは非常な誤解である、大和朝廷の起原が、もつと古い事は前にも一寸述べたが、この後大いに書く、此の事實は各方面から觀察して斷言できるが、前に引用した高橋氏の考古學上よりの結論だけでも充分説明がつく、其他多くの考古學者は此の事實を證明して居る、耶馬臺國を畿内大和に當てなければならぬとする最も大きな理由も其處に存して居る位でないか。それ故予輩の指適した難問題は相變らず解決されないのである。

古くから大和が皇室の中心であつた。是は神典の裏を見ればわかる。天照大神の時すでに大和に都があつたのである。而してこの大和に都されたといふことが、既に大和朝廷の勢力の強かつたことを知るのである。

と述べて居られるが、一方耶馬臺の九州なる事を堅く主張せられて猶

耶馬臺の地點は適確にはわからぬ。もし強ひて求めるならば、肥後ならばその北部、筑後ならば南部であらうと思ふ。山門郡のヤマトは、大和のヤマトをまねたものではなく、山後で八女の山前と相對するものと思ふ。

と述べられて居る。若し予輩の指摘した難問題を提げて同博士にお尋ねすれば、同博士は恐らく「偶然と思ふ」と答へられようが、あまりに偶然過ぎるではないか。

そこで予は畿内ヤマトと九州ヤマトとの間には、何かの縁故があつたに違ひないと思ひ、又卑彌呼女王當時に於いても兩國はある種の關係のもとに立つて居たと、堅く信ずるに至つたのである。その縁故とは如何、關係とは何か、それを説明する前に予は先づ氏族分布の調査より太古史に關する有力なる資料を提供し、更に進んで、皇祖の都城即ち高天原の所在を考へて見よう。

第三編 氏族分布の研究

第一章 緒論

此の研究を始める前に一言して置かねばならぬ事は、氏族とは何ぞやと云ふ事である。純粹な氏族制度から云へば、氏は同血族と云ふ事を條件とせねばならないのであるが、我が上古の社會は伴部の組織であつて、その上各有力な氏は私有の民、即ち民部（部曲）をもつて居たから、同血族の範圍をさめる事は非常に困難である。即ち當時の貴族は一方に於いて伴部の長であると同時に、他方に於いては自己の私有民たる部曲の主人であつて、其の上血族を同じうする者との間にも一つの結合を持つて居た。従つて血族を同じうする者のみを以て其の分布を調査するも、眞に其氏の勢力を知るを得ない、さればとて伴部を標準として分布を調査せんか、それは其の部の範圍を知り得るのみで、其氏の勢力を知る材料とはならない、何んとなれば、全國に蔓る其部の民が總べて其氏に屬して居たか、否か、又其の部がしかく擴張されたる事が其長なる其氏の活動に依つてか、否かと云ふ事がわからないからである。また其部を率ゆる氏は中央に於いても一つと

限つて居なかつたが、殊に各地方に於いて其の伴部を率ゆる氏は、其の部の民をして、其の名に負へる職務を履行せしめ、之を中央なる伴部の長に致す中間的役目をして居たらしいが、その多くは其の役目を果す爲めの報酬として内幾分を自己の得分とする爲のものであつて、其れ以上密接な關係を持つて居なかつたらしいのである。また上古の末期よりは部の所屬が非常に複雑になつたばかりでなく、その部名は氏名となつた爲に、其部から分れて活動し、移住する場合も多かつたに違ひないが、表面から見れば、之を其部の活動と區別するを得ないのである。斯様な次第である故、部名を帶ぶる者は、たとへ同名であつても、同族と云へないばかりでなく、同勢力の下にあつたとさへ云ひにくい、従つて氏族の分布は到底完全を期する事は不可能と云つてよいのである。

此等は主として職業名を帶ぶる部や、御名代御子代部、及び歸化人よりなる部について云つたのだが、それ以外、貴族の氏名を帶ぶる部に關しては、幾分所屬が移動した事もあらう、殊に其の貴族の衰微滅亡等により其の名稱は實なきものとなつたものも多からうが、其貴族の全盛時代には大體に於いて其貴族に屬する私有民であつたらうから、これは其の氏族の内に加へる事が容易である。それ故本稿に於いては、同血族を第一とし、それに此等の部、並びに類似の者を加へ、

以つて氏族の範圍とし、職業部並びに御名代御子代部を帶ぶる者は特に徵證ある以外、姓を異にし地を同うせざる者は參考に載するに止めやうと思ふ。かやうに氏族とは必ずしも同血族を指すのでない、其氏の部曲となつたものは同じく其氏を稱して族中に加へられて居る。夫の奥羽の蝦夷征伐に従事せし安倍氏、毛野氏、大伴氏、物部氏等の配下には歸順した夷人も尠くなかつた故、安倍何々、上毛野何々など云ふ内には夷人もかなり多いが、此等の事實は上古の事ばかりでなく、太古にも及ぼすべきであらうと思ふ。部曲は多く其氏の名に部字又は族字を附して呼ばれたが、單に其等が其の族中に加へられたばかりでない、配下の氏にして支配者の系を冒すものも尠くなかつた、難波吉士が安倍氏と稱し、曰佐が紀氏と稱する如き最も顯著な例である。しかし、夫はその安倍氏なり、紀氏なりの勢力活動を語るものである故、やはり同氏族として取扱ふ方が便利である。

斯様に系統を偽ると云ふ現象は、古代に於いても多い故、記紀や、姓氏錄、それから國造本紀、風土記などの出自なるものは全く當てにならぬ、従つてそれを基礎とする氏族分布の調査は何等意義あるものでないと思ふ人もあらう。しかしながら全く信用出来ぬと云ふ様な事が、どうして考へられようか。後世の假冒は主として名譽上からに過ぎないが、世官世職が一般の制度であつ

た上代に於いては、單なる名譽上からでなく地位を向上せしむる爲の一手段でもあつた。従つて後世の爲政者が、各自恣に作つた系統を其のまゝ認めるが如く、上古の爲政者は、しかく簡單に認めるを得なかつたのである。允恭天皇が姓氏の紊亂を匡正されたのは政治上の必要からでないか、記紀共に天皇の御事蹟として特筆大書するは、その爲と見ねばならない。中古に及んで氏や姓が政治的意義を失つた以後に於いても貞觀二年九月紀に中臣氏が中臣福成を同族ならずと排斥した事を載せ、天平寶字八年七月紀には紀寺奴益人等が紀袁祁臣の子だと云ふので紀朝臣姓を賜はつたが、紀朝臣伊保等は再三之を疑つた事を載せて居るが如く、假令爲政者が許可しても同族が認めないと云ふのも上古の名残りと思ねばなるまい。又他の氏や、上級の姓を賜はる際に同族の者が保證するが如きも、上古の遺習と思ふ、顯宗紀に見ゆる籍帳と云ふものが如何なるものであつたか詳かでないが、聖德太子が編纂せられた臣連伴造國造百八十部并公民本紀と云ふものも、政治上の必要より撰ばれたもので、かなり古い傳へに據られたものであらうから、後世程無茶苦茶でなかつたに違ひない。

又君臣連等の姓が、大體血統によつて定まつて居るのも、しかく亂雜なものでなかつた事を表はして居ると思ふ。しかし數歩を讓つて、假に上古の氏の系統なるものも、後世のものゝ如く大部

分假冒としても、其の系を冒すと云ふには何等かの根據がなければならぬ。わかり易くする爲後世の例にて云へば伊勢豪族に平氏が多いと云ふ事は、嘗て平氏が伊勢に榮えて居た影響と見ねばならぬ。播磨に赤松族が多く、伊豫に越智族が多く、美濃に土岐族が多く、甲斐に武田族が多い、其れが全部似非系圖としても、赤松氏が播磨に於いて、越智氏が伊豫に於いて、土岐氏が美濃に於いて盛んであつた事文は争ふべからざる事實である。何の緣故もなきに其の氏を冒したと云ふ例は殆んど見るを得ないであらう。上古の氏も同様であつて何等かの緣故によつて、其の系統と云ふに至つたに違ひないのである。従つて氏族分布によつて、ある系統が其の地方に多いと云ふ事は、其の系統が其の地方と何等かの關係をもつて居るからと考へねばならない。後世の例にて云へば、恰も關東は源家の根據地であつたに關はず、賴朝に従屬した英雄の殆んど總べては平氏であつた。勿論此等關東の平氏なるものは、眞實に平氏の血を受けたものか否かは詳かでないが、斯くの如く彼等が平氏を稱するは、源家が關東に勢力を奮ふ以前、平氏が此地方に甚だしく勢力を扶植した事を表はして居るのである。古代の事も同様に論ずる事が出來よう。かく論じて來ると、又次の様に反對するかも知れない、成程各氏々が何々の後裔と云ふには兩者の間に多少緣故があつたらうが、その緣故なるものも神話傳説に基くものであり得るではないか

と。勿論、さう云ふ現象もあり得るに違ひない、事實さうらしいものも稀にはある、けれど大多数がさうだと云へようか。又神話傳説なるものも其實史實の反映したるものか、又はある事實を説明せんとして起つたものが多いのではなからうか。豊城入彦命を東國に封じた事は史實でないかも知れぬが、命の後裔と云ふ毛野氏が東國に勢力のあつた事は事實である。四道將軍と云ふ事は傳説に過ぎないと思ふが、安倍氏が北國に、吉備氏が山陽に勢力のあつた事は事實で、此等の傳説は其の事實を説明せんとして出来たものと思ふ。此等を日本武尊が火燒翁に東の國造を賜はつたと云ふ如き純粹なる傳説と比較すれば、其間非常な相違があるではないか。後者に應ずる氏族分布が何處にもないからである。(此の東の國とは上野吾妻郡だと云ふ説があるが、吾妻郡は後世毛野氏の勢力内であつた。)

若し氏族分布と云ふ者が、神話傳説を根據として出来得るものならば、關東の諸國造は何等の傳説を残さない出雲氏や凡河内氏の族と云ふよりは、寧ろ武甕槌神や經津主神、或は天富命の後裔と稱した方がよかつたらう。しかるに事實は之に反して居る。蓋し出雲凡河内兩族の東國經營なるものは、傳を残さないが、何れの代にか其に應ずる事實があつたと思はれる。又思兼命は高天原第一の智者である故、前述の考から行けば其の子孫と云ふ氏が中央に多くあつて然るべきで

ある、しかるに一つも見出せないと云ふ事は、實際さう云ふ人が居なかつた爲か、又は實在した方としても神話で傳へられた様な事實がなかつた爲であらう。この神や手力雄神、又ば月讀神、其他話の都合上で出来て行つたと思はれる様な神々に子孫のないと云ふ事は、神話から氏の先祖と云ふ者が生れたのでない事を表はして居るではないか。

景行天皇の皇子分封と云ふ事が、どの程度まで眞實か詳かでないが、兎に角有名なのであるから、系統がしかく簡単に假冒出来たのならば、此の傳説ほど假託するに都合よいものはないが、事實は此れに反して居る。これを甲斐國造が叛臣の後とする如きと併せ考へたならば、しかく容易に系統が偽れなかつた事がわからう。斯様な實例はいくらかもあるが、煩はしいからこれ位にして置く。

要するに系統を假冒すると云ふ現象は太古から行はれたらう、けれど全部がさうであつたとは云へぬ。殊に中央に於ける臣姓連姓等の大姓は、恰も後世の公卿の如く大體に於いて其の系統を信ぜねばならぬ。而して地方の氏々が其一族と云ふ事は、眞實その血を受けたものでないとしても、兎も角多くはそれ等京畿大姓の配下であつた緣故からの假冒である故、其の分布は過去に於けるある史實を語る有力なる史料たるを失はないのである。

第二章 太古の相續法と其説明的傳説

氏族の分布を述ぶるに先達て、太古の相續法を論じて置かう。これ本問題は臣公二姓の研究と共に、我が皇室の御系圖が、いかに古い傳へにして、如何に正しき史料なるかを説明し、従つて皇別氏族なるものが架構のものでないと云ふ事を説明する好箇の資料と思ふからである。

予は拙著（舊版大正六年發表）日本古代氏族制度相續の章第一節「父系か母系か」に於いて、第一には記紀中に母系的記載をなせる二三の記事あるを指摘し、第二には魏志東夷傳に耶馬臺國王卑彌呼の次に宗女臺與の立ちしを述べ、第三には我國古代の豪族中女子の極めて多く見ゆる事より、母權制必ずしも母系制度を伴ふものではないが、此等三者を併せ考ふる時は、古代我國にも母系制度の遺風長く行はれて居たのでないかと疑つたが、しかし又第一の證據は數が尠い上に、特に其の名が高い爲に母のみ載せる事は後世にも存して居るのだから、必ずしも母系制のあつた證據にならぬ、次に第二の耶馬臺國は同書に「其國本男子を王となす」とあるのだから一時の變態とも見られる、次に第三の女酋の多きは當時の宗教が、女子と密接なる關係があつた事から、その發生を促したのであつて、これも亦母系制のあつた確證とは云へない事を述べた。

次に第二節「父子繼承か兄弟繼承か」に於いて特別の事情のない限りは父子繼承であつた事を述べ、

第三節「嫡子相續か指定相續か」に於いて嫡子相續の認むべからざるを述べ、最後に相續は家長の指定による事と斷定した。

しかし其後だん／＼考へて來ると、此の結論は傳説に捕はれた觀があり、且つ又たとへ指定によつて決せらるゝとするも、一般社會の風習はどう云ふ風に傾いて居たかを考へて、系譜と傳記一卷三號拙稿阿部氏族條に於いては、「奇異なる相續法」として

大彥命は皇嫡長子であらせられたが、皇位を嗣がずして大氏族の祖となり給ひし事は、多臣族の祖神八井耳命が綏靖天皇に於ける（神八井耳命は神武天皇の皇嫡長子で、綏靖天皇の同母兄である。）春日氏族の祖天押帶日子命が孝安天皇に於ける（押帶日子命は孝昭帝の皇長嫡子で、孝安帝の同母兄である。）關係と同じで、これほ長子、次子、父在世中に家を分ち、幼子反つて宗家を嗣ぐ當時に於ける一種の風習に因ると思ふ。此の風習は我國最古の相續法とも云ふべきもので、猶詳細に云へば父の在世中、長男相當の年齢に達すると、父の家より別れて一家を創立し、次に次男又相當の年齢に達すれば別れて一家を創立する。かくて三男、四男、また同様に家を分ち最後に父の臨終の際、家に残れる子、宗家を嗣ぐのである。故に家を嗣ぐ

子、時には長子の事も(父若くして没したる爲)、次子の事も(父死亡の際長子のみ分家し、)末子の事もあつた。即ち要は父死亡の際に未だ分家せずして家に残れる子の如何によるのである。例へば武内宿禰には九子あつたが、長男八代は波多(高市郡の地名)に一家を別ち、次男小柄は別れて許勢(高市郡の地名)に一家を建て、三男石河は蘇我(これも高市の地名)に、四男都久は平群(後の平群郡の地名)に、五男角は紀(名國)に、長女摩伊刀比賣は久米(これも高市の地名)に、それ〴〵家を分つた。かくて六男曾都毘古が宗家を襲いで葛城(武内宿禰住の宅の所在地)と云ふたのである。即ち武内宿禰薨ずる際、家に居つたのは怒能伊呂比賣と、曾都毘古と、若子との三人のみであつた。そこで曾都毘古が宗家を嗣ぐ事となつたと思はれる。私は拙著「氏族制度」に於いて、仁徳朝以前は長子相續でない、家長が後継者を指定する習はしであつた。そこで長男の事も、次男の事も、若しくは、末子の場合もあると云つた(二四二—二四七)が、その後の研究で家長が指定する事もあつたであらうが、一般の風習は上述の如き相續であつたらうと考へるに至つた。

と述べ、斯くの如き相續法は蒙古にも存するを附記したが、安成貞雄氏は書を寄せて末子相續の事蒙古にもありますが、古代ゲルマン民族の相續も末子相續でした。極く近くまで、その風があつたと記憶して居ります。

と云つて下さつた。蒙古とは、其他にも似よりの多いが、ゲルマン人と我民族とは何の關係もないから、此の相續法の類似は人種的の意味のないものであらうと思はれる。

此の相續法は武内宿禰の子供ばかりではない、物部氏についても、巨勢氏についても、吉備氏についても、古い處はさう云へる。其の事は「氏族制度」に述べたから此處では略して置かう。

殊に皇室に於かせられては特に著しきを見るのである。先づ

瓊々杵尊は、御父忍穗耳尊に二皇子があつた、その内の末子であらせられて、御兄火明命は尾張氏の祖である。

彦火々出見尊は、瓊々杵尊の二皇子中三皇子とも四皇子とも云ふの末子であらせられて、御兄火闌降命は吾田君の祖である。

鵜草葺不合尊は、彦火々出見尊の長子であらせられるが、御兄弟がない。一説に武位起命も彦火々出見尊の子だと云ふ傳がないではないが、あるとしても御母豊玉毘賣は不合尊を生むと同時に歸國されたと云ふのだから、御兄か庶腹でなければならぬ。

神武天皇は、四人の御兄弟中一番末子であらせられる。

綏靖天皇は、書紀では第三、古事記では第五、皇后の御腹より申せば第二、何れより云ふも末

子であらせられる。御兄神八井耳命は多臣族の祖である。

安寧天皇は御兄弟がない。

懿徳天皇は嫡出の末子であらせらる。

孝昭天皇は書紀一書並に記では兄弟二人中の長であらせられるが、書紀本文では御兄弟がない。

孝安天皇は御兄弟二人中の末子であらせられて御兄天足彦國押人命は春日氏族の祖である。

孝靈天皇は御兄弟二人で末子であらせられる(書紀では嫡出一人)。御兄と云ふ大吉備諸進命は吉備に行かれた方であらう。

孝元天皇は嫡出で、同腹の御兄弟がない。

開化天皇は嫡出三人中の末子であらせられる(書紀では嫡出二人の末子)。御兄大彦命は安倍氏族の祖である。

崇神天皇は嫡出で同腹の御兄弟がない。

垂仁天皇は嫡出の長子であるが、庶兄には毛野氏の祖豊城入彦命がある。

景行天皇は嫡出三人中の仲子であらせられる。

日本武尊は嫡出二人中の末子とも、五人中の第三子とも云ふ。

成務天皇は日本武尊の御弟であるが、景行帝後の皇后の長子であらせらる。

仲哀天皇は嫡出三人中の仲子だが古事記には同腹の御兄弟がない。御兄稻依別王は犬上武部兩氏の祖である。

應神天皇は嫡出二人中の末子だが書紀では同腹の御兄弟がない。

以上同腹の御兄弟があるに關はず、嫡長子で皇位につかれたのは孝昭天皇、垂仁天皇、成務天皇の御三方に過ぎない。其内孝昭天皇は書紀本文に従へば同腹の御兄弟がないのである。又垂仁天皇は御父崇神天皇が、御寵愛の豊城命、活目尊の二皇子に勅して、弟活目尊を皇太子としたと云ふのだから嫡長子とは云へない。又成務天皇は御兄日本武尊の薨去によつて皇太子となられたものである事は、同天皇に皇子御座せしに關はず、仲哀天皇が立たれたのでわからう。即ち純粹に御弟があつて、しかも嫡長子を以て皇位を嗣がれた天皇は、瓊々杵尊以來仁徳天皇に至る迄ないのである。しかも此等諸天皇の皇兄は早逝せられた譯でもなく、又御賢明でなかつたと云ふでもない。

それは鵜草葺不合尊の嫡長子五瀬命が神武天皇と共に東征せられ、綏靖天皇は御兄神八井耳命と共に庶兄を誅せられ、開化天皇の御兄大彦命は崇神天皇の朝大功を樹てられ、垂仁天皇の御兄豊

城入彦命は東國を鎮定せられ、景行天皇の御兄五十瓊敷入彦命は軍事農事に功を立てた事などで容易に證明できるのである。しかも御弟が皇位を繼承せられた事は、當時一般に長子相續でなく、末子相續であつたからではないか。

而して瓊々杵尊の御兄火明命は尾張氏族の祖、彦火々出見尊の御兄火闌降命は吾田君の祖、綏靖皇兄彦八井耳命は多臣族の祖、孝安皇兄天足彦國押人命は春日氏族の祖、開化皇兄大彦命は阿倍氏族の祖、垂仁皇兄豊城入彦命は毛野氏族の祖、日本武尊の御兄大碓命は身毛津等諸氏の祖、仲哀皇兄稻依別王は犬上武部諸氏の祖であると云ふ事が示す如く、皇兄が多く大氏族の祖先となつて居られる事から、次の如き推定をしてもよいと思ふ。即ち

此等皇兄諸皇子は父天皇御在世中既に廣大なる土地と人民とを賜はつて居つたのであらう。と。それは崇神天皇が長子豊城入彦命を東國に封じ、垂仁天皇が長子五十瓊敷命に十箇の品部を與へ給ひ、景行天皇が長子大碓命を美濃に封じ、應神天皇が長子大山守命に山川林野を與へ給ひし記事から證明出來よう、其他數多い。又五十瓊敷命の事から考へると、皇兄であつて而も大氏族の祖先になられなかつた方は御子孫がなかつた爲であつたらうと思ふ。以上の多くの例證から皇長子は父天皇御在世中多くの土地人民を賜はり、御弟が皇位を繼がれると云ふ事が、當時の不

文律であつたと推定出来るのである。これは前述した武内宿禰の諸氏に對する處分と同一ではないか。(本編第十四章參照)

しかるに支那思想の輸入と共に此の不文律に動搖が來した。それは一朝一夕の事ではなく、漸次に破壊されて行つたのであらうが、殊に應神朝、新羅、百濟の服屬以來、儒學の傳來、王仁、阿知使主等學者の歸化となつて、支那思想が非常な勢で侵入した爲、間もなく皇太子稚郎子の皇位推讓となつて、遂に皇位は嫡長子が繼承せらるゝの例を開き給ふに至つたが、物部、蘇我の大族も此の頃から長子相續となつて居る。勿論之が一般社會の風となつたのは其後の事であらうが、漸次にさうなつて行つた事は疑ひないと思ふ。殊に此の變化は、年長なるが故に末子よりも、長男が力を多く持つて居ると云ふ實力關係から、一層早く實行されたに違ひないと信するのである。それは神武帝崩御の手研耳命、崇神朝の武埴安彦、仲哀帝崩後の麿坂忍熊二皇子、應神帝崩後の大山守等の態度によつて推定出来るからである。此等の叛逆行爲は時代の道德に背くのみならず、父尊の御遺志に反して平和を亂したのであるから、今日の道德より云ふも免し難きものではあるが、若しこれと同様な事件が仁徳朝以後、即ち皇室並に中央貴族に於いて儒教精神により長子相續法が採用された後に於いて、民間で起つたならば、勝敗は何れに歸したであらうか。父は個有

思想によつて末子を相續者としても、長子は實力によつて家を押領したものが多からう、しかも上流社會に於いては長子相續が既に實行されて居るのであるから、一層これが促進されたに違ひないと思ふ。

かくして長子相續法は比較的速に社會一般の風となつた、しかして、記録の尠い時代の事として、………否記録があつても、斯様な事は傳はりにくい………間もなく一般から忘れられた。しかし皇統譜や大家の系圖は貴重な物として傳はつた。即ち當時の不文法は傳はらないで、事實のみ傳はつたのである。此處に於いて長子相續を知つて、末子相續なる者が嘗て存在して居た事を全く忘れはてた後世の人の目からは、此の太古の皇位相續が極めて不思議な事件と見えたと違ひない。従つて之を説明せんとして種々の想像説が生れた、それが、これから云ふ神話傳説である。火闌降命と彦火々出見尊との海幸山幸の神話は他の分子も這入つて居るであらうが、兄命が弟尊に屈服して、皇位が弟尊に傳はつたと云ふのは、此時の末子相續を不思議とし、之を後世の思想にて説明せんとして起つたものに違ひない。

神武天皇崩後、神八井耳命が勇氣のなきを恥ぢて弟尊に仕へ奉つたと云ふのも、此の末子相續を怪しんで、之を説明せんとした後世構想の話に過ぎない。

崇神天皇が豊城、活目二皇子の夢占によつて皇位を定められたと云ふのも此の性質の傳説に過ぎまいと思ふ。

垂仁天皇が五十瓊敷命、大足彦尊二皇子の情願によつて皇位を定め給うたと云ふのも同じであらうと考へる。

景行天皇の皇子大碓命が武勇の氣質が缺けて居たと云ふのも、これを説明せんとしたもので、恐らく虚傳と思ふ。

應神天皇御誕生に關する種々の神話も、天皇が末子を以て皇位を繼承せられた事實を説明せんとして發生したものと云ふ。勿論それには仲哀天皇が流矢に中つて崩御遊ばされたのを忌む思想や、庶兄麿坂忍熊二王の叛亂、新羅征伐など種々の問題が輻輳して居るから、神話も従つて複雑だが、麿坂忍熊二王叛亂の如きは手研耳命の綏靖帝に於ける、武埴安彦が崇神帝に於ける、狹穗彦の垂仁帝に對する、蘆髮蒲見別王の仲哀帝に對する亂と同一で、庶子又は庶孫が嫡家を侵さんとした一例に外ならないのである。

應神天皇が稚郎子を皇太子に立てられたのも、此の個有の相續法によつてであらう。大山守命の叛亂は手研耳命や麿坂忍熊二皇子と同様だと思ふ。しかし此の二つが結付いて應神帝は愛子なる

が故に稚郎子を皇太子に立て給ひ、大山守は之に不服を稱へたと、後世から推測されるに至つたのであらう。

此處に於いて、予輩は此の末子相續によれる太古の皇室系圖が如何に古いものであるかを感ぜざるを得ない。既に上古に於いて斯様な神話傳説によつて説明せなければならぬ程古い史料である事を知るからである。それは丁度我等の祖先が廣く使用した銅鐸を、鐵器の使用する世になつて、其れが何の爲のものであつたかをさへ忘れはてたのに似て居ると思ふ。實に太古の皇室系圖は、そんな神話傳説が出来る遙か以前の金石文と同様な價值ある史料なるを感ずるのである。而して、これあるが爲に我が太古史は西紀以前に溯る事が出来るのだと思ふ。これ一には家系を尊んだ國風が然らしめるのであらうとは考へるが、一には我が皇室が世界無比であらせられる爲である事は勿論で、眞に有り難い事と感ぜざるを得ないのである。

第三章 仲哀應神帝後裔諸氏の分布

第一、仲哀 應神以後の皇裔としては、遠江の榛原、土形、近江の息長、坂田、越前の三國、筑紫の米多等が稍や廣大な領土を支配されて居たらしいが特に記する程でもない。一體仲哀帝以後

の皇裔は繼體即位前紀に仲哀五世孫の倭彦王や應神五世孫の男大迹王(即ち繼體帝)を王と載せ奉つてあるが如く、此後永く皇族の待遇を受けていられた様である、かの天武朝賜姓の場合にも應神帝以後の皇裔が眞人姓を賜はつたのも此の意味に外ならない、斯くの如く、此の系統の氏は尊貴の上もないが氏族分布と云ふ點から云ふと殆んで見るべきものないと云ふ事は、此の頃に至つては天下の形勢が略ぼ定つて地方は夫々神別皇別の氏によつて分領されて居る故、たとへ皇族と雖、廣大な地を領する事が出来ず、主として中央に止まると云ふ状態になつて行くのを示して居るのである。殊に仁徳朝以來は一層甚しい、唯繼體帝が皇子をして酒人、坂田、三國等に封ぜられたが、此等は御即位前の御由緒地に過ぎないのである。

仲哀帝後裔諸氏

河内 磯部臣(?) 蘇宜部首

山城 間人造(乙訓郡) 布勢君(紀伊郡)

丹波 磯部臣(?) 間人造(?)

應神帝後裔諸氏

大和 波多君

河内 秦原

山城 布勢君(紀伊郡) 息長竹原君

攝津 榛原公

近江 息長君(坂田郡) 坂田君(同上) 坂田酒人君(同上) 槻本君 息長連 息長丹生君(伊香郡)

香郡)

飛驒 深河別(荒城郡)

越前 三國君(坂井郡) 山道君 槻本君(足羽郡)

遠江 土形君(城飼郡) 棒原君(榛原郡) 幣岐君(小笠郡?)

丹波 日置君(多紀郡) 榛原郡(多紀郡)

出雲 日置君(意宇郡、出雲郡)

丹後 日置(與謝郡)

肥前 米多國造米多君(三根郡)

但馬 日置部(氣多郡、婦美郡)

右の内、米多國造は舊族の後を嗣がれたものであらう。その他深河別大田君あり。又繼體帝後裔には酒人君(大和)、坂田君(近江)、三國君(山城、越前)及び酒人小川君がある。

第四章 景行帝裔氏族の分布

景行紀に「天皇の皇子皇女、合せて八十人(古事記には記に入らざるもの五十九王と見える)ましましたが、日本武尊、稚足彦天皇、五百城入彦皇子の外は皆國郡に封じ給ふ、今時諸國の別と謂ふは其の後裔である」と載せてあるが、八十と云ふのは唯多數と云ふ意味と解すべきで、其内美濃の牟婁都君、讃岐國造、播磨國造、伊豫の御村別、長門の阿牟君、日向國造、三河の御使連、大伴部直等は、稍や有力なる豪族であつたが、其他は殆んど微弱で、其名さへ残さないのが多いのである。舊事紀皇孫本紀は何に據つて載せたか詳かでないが、兎に角多くの御名を載せ何氏の祖とあるが、其の多くは續紀以後の國史並に姓氏錄及び文書に表はれて居ないから、事實あつたとしても極めて微々なるものであつたに違ひない。其他此の皇裔としては日本武尊の裔なる、近江の犬上君、

讃岐の綾氏等の如き有力な氏もあるが、唯各地に散在するのみで系統的になつて居ない、これも前者と同様、大體地方の形勢が定つて居る爲、古い氏の絶えた跡地へ封ずるか、僅かな地を割いて與へたか、餘程苦しい封じ方であつたらしく考へられる。それ故都合よく行つた方は前述の氏の如く後世に傳はつたが、他は衰微して其名さへ残らないと云ふ氣の毒な有様になつたのであるらしい。かの日向國造家は熊襲制御上特に置かれたもので、其地の舊族諸縣君の擁立が與つて大なるものであつたらう、又播磨、讃岐兩國造は最初其地の佐伯部を支配させたのが漸次勢力を得たらしく窺はれ、又犬上君は舊犬上縣主家に、阿牟君は舊阿武國造家に代つたものであらうか。共に舊族が衰微して新族が勃興して居るのから察しられる。又身毛津君、守君の如きが美濃に榮えたのは、母系の援助によるらしい。

大和 奄智首(奄智君(十市郡) 奄智白幣造(歟) 添

和氣君(日根郡又別君) 酒部君

御杖君(添郡) 波多君(歟) 宇陀酒部(酒部公)

山城 佐伯直(葛野郡) 宮道君(宮首之別)(宇治郡)

(宇陀郡)

守君(愛宕郡) 茨田勝(乙訓郡)

攝津 三島水間君(?) 別君

伊勢 尾津君(小津之別)(桑名郡) 伊勢別(?) 刑

河内 茨田下連(茨田郡) 阿禮首 佐伯直 守君 大田君

部君(鈴鹿郡)

和泉 池田首(和泉郡) 縣主(日根郡) 舞木(日根郡)

尾張 島田君(海部郡) 建部君(丹羽郡) 守部

三河 大伴部直 御使連 御立史(碧海郡) 長谷

部直(碧海郡) 三保君

遠江 御使部(濱名郡) 建部(濱名郡)

駿河 御使部

相摸 鎌倉別「籠口君歟」(鎌倉郡)

常陸 建部(行方郡)

近江 建部君(犬上郡、栗太郡、神埼郡) 犬上君(犬

上郡) 酒部公 伊十河別(伊香郡?)

美濃 牟義郡國造牟義都君(武義郡) 牟義郡部賀

茂郡) 武義造 (武藝郡、賀茂郡) 牟義津首 守

君 守部(賀茂郡、山縣郡、安八郡、方縣郡、本簀

郡、可兒郡、池田郡) 宇泥須別 大田君(安

八郡、大野郡) 大田別(?) 大田人(本巢郡) 大

田部(本巢郡) 池田首(土岐郡?) 建部君(池田郡)

下野 石代別(足利郡?)

播磨 播磨國造「播磨別播磨直」(飾磨郡、美囊郡、

賀茂郡) 佐伯直(神崎郡、揖保郡、印南郡) 別

君(揖保郡)

安藝 佐伯直(?) (佐伯郡、沼田郡) 三使部(?)

長門 阿牟君(阿武郡)

周防 犬上(玖珂郡?)

紀伊 酒部阿比古「酒部君」(名草郡) 紀酒人直

(?)

阿波 脚咋別(海部郡) 佐伯直(三好郡?) 仕直

(三好郡) 阿波君(?) 粟首(?)

讚岐 讚岐國造「凡直、星直、讚岐直」(寒川郡、

大内郡、山田郡) 讚岐君(寒川郡) 酒部公(香

川郡、鷓足郡) 綾君(阿野郡、香川郡、鷓足郡)

佐伯直(多度郡) 五十河別(?) 和氣君(那珂

郡、多度郡) 因支首(那珂郡、多度郡)

伊豫 御村別 御城別(?) 宇和別(宇和郡?) 伊

豫別君(?) 水間君(宇和郡?)

筑後 水沼別(三潁郡)「水間君」(?)

豊後 海部直(海部郡?) 海部公(?) 大分穴穂御埜

別(大分郡)

日向 日向國造「諸縣君」 日向君(?) 穴穂別(?)

肥後 火別君(?) 火國別

薩摩 阿田小橋別(阿多郡?)

其他立知備別(?) 目鯉部君(?) 御杖君(?) 壯子首(?) 登衰之別、揮田之別(漁田君) 麻佐首、衣枳
首等がある。

第五章 垂仁帝裔諸氏の分布

此の氏族で榮えた氏は備前の和氣氏を除けば、伊賀に於いて阿保氏、伊賀氏、健部氏、近江にて
小槻氏、尾張にて三野氏、三河にて衣氏、又北國には三尾、賀我、羽咋の諸氏があり、越後にて
高志池、石田、春日山の諸氏を起して居る。如何なる原因から斯う云ふ分布をなしたか、記紀共
に何等傳ふる處がないが、以上の分布状態は全く阿倍氏のそれと一致し、且つ伊賀より發して居
る處を見れば、恐らく此の族は阿倍氏の配下として活動したものであらうと思はれる。

大和 阿太別(宇智郡) 飛鳥君(高市郡) 沙本穴太郎之別

(添上郡) 遊部君(高市郡) 山邊之別「山邊君」(山

邊郡) 石成別(山邊郡)

攝津 山守 山邊公(能勢郡) 牟禮之別(島下郡)

伊賀 阿保君(伊賀郡) 健部君(伊賀郡) 伊賀國造

尾張 稻城壬生公「稻城丹生公」(中島郡) 稻木

山城 石田君(久世郡) 水尾君(久世郡)

別(丹羽郡) 三野別(中島郡)

和泉 山公

第五章 垂仁帝裔諸氏の分布

- 飛騨 遊部(荒城郡)
- 三河 許呂母之別「衣君」(賀茂郡) 高巢鹿之別 (渥美郡?)
- 近江 小槻山君(栗太郡) 小槻臣(?) 三尾君(高島郡)
- 加賀 賀我國造 山君(?) 山守(?)
- 其他三枝別、牟禮之別等がある。
- 能登 羽咋國造「羽咋君」(羽咋郡)
- 越後 春日山君(頸城郡) 春日部君(頸城郡) 池君(蒲原郡) 石田君(?)
- 備前 石成別君(磐梨郡、藤野郡) 別部、忍海部、財部、物部(同上) 藤野別(藤野郡)

第六章 毛野氏族の分布

崇神帝裔の諸氏中大入杵命の後が能登國造の祖となり、八坂入彦命が美濃に移らせ給ふた以外は、皆毛野氏の族類と云つてよい。毛野氏の祖豊城入彦命は皇長子であるが、夢占によつて皇位は御弟活目尊の嗣がせ給ふ處となり、御自身は東國に封ぜられたと傳へられて居る。果して御自身東下せられたか、否かは詳かでないが、御子八綱田は垂仁朝狭穂彦の亂を平げ、孫の彦狹嶋王に至り、景行朝東山道十五國都督となつて任地に赴かれ、其の御子御諸別王は父の志を嗣ぎ上野にあつて東國の諸氏を率ゐ、蝦夷鎮定の任に當られたとなつて居る。よほど大なる任務を帯びて居ら

れたらしい。其後此の後裔は兩毛地方より陸奥南部に蔓り、又安閑紀に武藏國造の繼承に干涉する事を載せ、且つ此の後の陸奥方面の蝦夷征伐は主として此氏が當つて居るらしいと云ふ事から考へて、東國の都督と云ふ職を子孫が代々世襲して居たと考へられるのである。従つて東國で君と云へば此氏の事となるのであつて、此地方に數の多い吉彌侯部^{キミコベ}とは君の子部の意で、此氏の部曲と思はれる。考古學上の遺物から云つても、上野のみは他の附近の國に比し、格段に優れて居る事は、此氏がいかに大なる勢力を有して居たかを物語るのである。斯様に皇別にて地方の大領主となられたのは此氏が最後と云つてよからう。

- 大和 上毛野君(廣瀨郡、添下郡) 下養公 廣來津公(城上郡) 下毛野君(城上郡?) 車持君(十市郡) 川合公
- 山城 大野君(愛宕郡) 上毛野君(愛宕郡) 能登下養公
- 河内 上毛野君(安宿郡?) 陵邊公「田邊史」(安宿郡?) 佐自努公 廣來津君(丹比郡) 止美村舉首 伊氣(?) 壬生部公 鴨部 池田
- 和泉 君(茨田郡?) 我孫公 茅渟縣主(和泉郡) 佐代公 登美首 輕部君(和泉郡) 藤原部 茨木(?) 丹比部 我孫子(和泉郡?)
- 攝津 大綱公(住吉郡) 我孫(住吉郡?) 池原公(住吉郡) 辛矢田部君(島上郡?) 垂水公(豊島郡) 大津造(西成郡?) 垂水史(豊島郡?) 韓矢田部造(矢田郡?) 車持君

- 伊勢 中麻績公(多氣郡)
- 伊賀 車持首(阿拜郡?) 池田君(阿拜郡)
- 遠江 君子部(秦原郡)
- 甲斐 吉彌侯部
- 相摸 君子 鎌倉郡、足上郡
- 武藏 藤原部(埼玉郡?)
- 上總 藤原部直(望陀郡、周准郡) 車持(長柄郡)
- 毛野君(武射郡)
- 下總 藤原部(葛飾郡、相馬郡) 輕部(海上郡)
- 常陸 藤原部直 吉彌侯部(久慈郡、茨城郡) 輕直(久慈郡?)
- 上野 上毛野國造 上毛野君(勢多郡) 檜前公
「上毛野佐位君」(佐位郡) 檜前公(佐位郡、那波郡) 上毛野坂本公(碓氷郡、吾妻郡) 輕部公(河内郡?) 佐味君(綠野郡、那波郡) 車持君(群馬郡?) 池田君(那波郡、邑樂郡?) 他田君(甘樂郡、群馬郡?) 大兒君(片岡郡) 物部
- 磐城 浮田國造吉備侯部「上毛野陸奥公」(宇多郡) 下毛野君(行方郡)
- 岩代 吉彌侯部「上毛野鍛山公」(安達郡、信夫郡) 同「上毛野陸奥公」(耶馬郡) 同(磐瀨郡) 同「下毛野靜戸公」(安達郡、信夫郡) 吉彌侯部「上毛野賀美公」(賀美郡) 同「上毛野中村公」(新田郡) 同「上毛野名取公」(名取郡、賀美郡) 同「名取公」(名取郡) 同「下毛野俯見公」(玉造郡) 丈部「下
- 陸前 同「下毛野靜戸公」(安達郡、信夫郡)
- 下野 下毛野國造 下毛野君(芳賀郡、足利郡) 大麻績部(芳賀郡、足利郡) 吉彌侯部(芳賀郡) 壬生君(都賀郡) 下毛野川内君(河内郡) 大野公(那須郡?) 川合公(鹽谷郡?) 輕部(?)
- 君(群馬郡、芳賀郡、甘樂郡) 磯部君(碓氷郡、群馬郡) 壬生公(甘樂郡、群馬郡) 「丹治比部公」石上郡君(碓氷郡) 大野君(山田郡?) 上野縁野直(縁野郡)

- 毛野陸奥公」(柴田郡) 下毛野靜戸公(伊具郡?)
- 陸中 上毛野膽澤公(膽澤郡、江刺郡) 吉彌侯部(斯波郡)
- 羽前 吉彌侯(最上郡)
- 羽後 吉彌侯部 置井田公「上毛野縁野公」(飽海郡)
- 近江 桑原公(桑原郡?) 車持公(滋賀郡) 佐味(伊香郡)
- 若狹 車持部(大飯郡?)
- 越前 上毛野君 車持部 佐味君(丹生郡、足羽郡) 藤原部
- 能登 能登國造能登臣(能登郡、羽咋郡) 能登公
- 越中 佐味(新川郡?) 車持(新川郡?)
- 越後 佐味(頸城郡?)
- 播磨 鴨國造(加茂郡) 韓矢田部造(揖保郡) 垂水公(明石郡?)
- 紀伊 上毛野君(伊都郡)
- 淡路 車持部(津名郡?)
- 讃岐 葛原部(多度郡)
- 豊前 車持君(仲津郡?)

第七章 丹波氏族の分布

開化皇裔諸氏を中心となつて居るのは彦坐王の後であつて、畿内、丹波、丹後、若狹、但馬、因幡、播磨、若狹、近江、美濃、伊勢等、即ち主として近畿地方の西部、北部、東部に密集し、唯三河の穂別、甲斐國造、及び備後の品治國造等のみが、此の密集地帯から隔絶して存在して居る事は注目に値する。此の密集状態は彦坐王丹波道主王父子の丹波路經營が中心となり、之れに關

聯して母系から各地豪族に奉ぜられた事が原因であるらしい。大多牟坂王が但馬國造となつたのも、從來此地の豪族として有名な出石の日鉾族との姻戚關係からであつた。又三河の穂別、甲斐國造、品治國造等の如きは日本武尊の東征及び穴海征伐に従軍した爲であらう、武尊の妃布多遲姫は此氏族の女であつて、武尊との姻戚關係は吉備氏と武尊とのそれに等しく、又以上の如く征討の道々に封ぜられた事も、吉備氏が越前敦賀國及び駿河の庵原國の兩國造となつて居るに等しいと云つてよ。

かくの如く、此氏族の密集地帯は皇裔大氏族中最も都に近かつた爲に皇室との關係が深い。殊に神功皇后が此氏族より出られた爲に、皇后の攝政時代並びに應神朝に於いては、皇族として待遇され、其の時代にしかく記録されたい。それは書記古事記共に、孝元帝以前の皇裔には王字を附せざるに、此の開化帝の皇子並びに其の後裔には王字を附して居ると云ふ事から推察するを得るのである。而して開化帝の後なる崇神帝の皇子には王字を附せず、但し豊城入彦命の裔なる彦狹島、御諸別には之を加へ、次の垂仁帝の皇子は附すると附せざると相半し、景行帝の皇子は皇長子數者を除けば大多數之を附し、皇孫に至つては垂仁景行兩帝裔共に之れを附け、武尊、成務、仲哀の皇子には全部之を添へると云ふ事は、恐らく應神朝に記録の術が大に進歩した、その

時代の書例で、これで當時の皇族の範圍がわからうと思ふ。即ち王字のある方は當時生存せられしか、薨去を去る遠からざる時代なるが故であつて、命字なるは既に薨去せられて程經た方であつたらしいのである。勿論この事は文書の異同にもよらうが、大體しかりと論ずる事が出來ようと思ふ。しかるに開化帝裔のみは御生存と否とに關はらず、殆んど全部に亘つて王字を添へて居ると云ふ事は皇后の御一族であつた爲に外ならないと考へざるを得ない。

此の書方も、記録が早くから我國に存して居た事を證明する資料であると思ふ。若し此の書例が遙か下つた時代ならば、斯様に溯つた過去の皇子皇孫に王字を附する事は無意味であり、且御追號ならば全部に亘らねばならぬからである。なほ開化以後の皇裔が君姓を稱し、孝元以前の皇裔は臣姓である事も、上述の事情が原因となつて居るのであつて、應神朝若しくは、それより去る事の遠からざる時代に皇族の範圍を定められた、その名殘に違ひないと思ふ。

- 大和 川俣公(高市郡) 當麻勾君(高市郡) 常麻 公「葛野之別」(葛野郡) 品治君(愛宕郡)
 坂上君(葛下郡) 品遲部君(葛下郡) 治田連 別公 日下部連(久世郡) 日下部酒人造
(高市郡?) 大和酒人連(城下郡) (愛宕郡) 道守臣 今木直(宇治郡) 大生部
 山城 輕我孫公(紀伊郡) 堅井公(紀伊郡) 葛野 直(愛宕郡?)

河内 川俣公(若江郡) 日下部連(河内郡) 日下部

(河内郡) 酒人造「日下部酒人造」 忍海部

依羅我孫(丹比郡?) 池後臣(?)

和泉 日下部首(大鳥郡) 日下部

攝津 依羅我毘古(住吉郡) 日下部連(武庫郡)

鴨君 道守臣

伊賀 佐々君(阿拜郡)

伊勢 佐奈縣造「佐那造」(多氣郡) 川俣縣造

(鈴鹿郡?)

尾張 治田連(海部郡) 日下部(中島郡、愛知郡)

三河 穗別「穗國造」(寶飯郡) 日下部(寶飯郡)

駿河 日下部(安倍郡、美木郡?)

甲斐 甲斐國造 日下部(山梨郡) 三枝直(山梨郡)

伴直(?)

近江 安國造安直(野洲郡) 蚊野公「蚊野別」(愛

知郡) 比賣陀君(伊香郡) 治田連(淺井郡、

栗太郡)

美濃 本巢國造「三野國造、三野前國造」 美

濃直(本巢郡、方縣郡) 鴨縣主(賀茂郡、惠奈

郡、方縣郡) 道守部 長幡部連 善縣(方縣郡

? 日下部(池田郡) 大私部(山縣郡) 道守(本巢郡)

若狹 耳別(三方郡)

加賀 大私造(加賀郡)

丹波 刑部首(何鹿郡、船井郡) 丹波臣(?)

丹後 竹野別(竹野郡) 日下部首(與謝郡) 大私部(熊

野郡)

但馬 但馬國造但馬君(養父郡) 竹別「竹野君」

(美含郡) 道守臣 品治部君 日下部(美含

郡、八上郡) 輕部(養父郡) 刑部(美含郡?) 忍海部

伯耆 日下部(河村郡、會見郡)

因幡 稻葉國造(法美郡、高草郡、八上郡) 忍海部 日

下部(八上郡、智頭郡) 品治部(邑美郡) 刑部(八

上郡、高草郡)

伯耆 刑部(會見郡) 日下部(會見郡、河村郡)

出雲 日下部首(?) 凡治部君 私部(?) 品治部(仁多

郡、出雲郡、杵築郡)

隱岐 日下部(?)

播磨 阿宗君(揖保郡) 但馬公(揖保郡) 勾君(揖

保郡、賀古郡) 皇子代君(揖保郡) 縮見屯倉

首忍海部造(明石郡、美囊郡) 品治部君(賀

茂郡) 日下部(饒磨郡)

備後 品治國造品遲君(品治郡) 品遲部

安藝 品治部(山縣郡?)

周防 品治(玖珂郡?) 日下部(同上) 當麻(同上)

紀伊 御名部造(日高郡?)

阿波 日下部(板野郡) 品治(同上)

讚岐 日下部

伊豫 日下部(別郡)

豊前 日下部(京都郡)

豊後 日下部連 日下部君

筑前 日下部(嘉麻郡)

筑後 日下部(山門郡)

肥前 日下部君(松浦郡?)

肥後 日下部(合志郡)

日向 日下部

第八章 阿倍氏族の分布

孝元皇裔は大別すると二つになる、一は阿倍氏の族で、他は武内宿禰の後裔なる葛城、波多、平群、蘇我、許勢、紀等の氏である。前者阿倍氏は四道將軍と傳説さるゝ大彥命、武渟川別命の後裔であつて、北陸と東海から進んで會津で會したと云ふ地名附會の傳説らしい話が此氏族分布の

上から云ふと事實らしく思はれるのである。即ち一は大和の宇陀より伊賀に出て、名張、伊賀、阿拜を通つて近江に入り、甲賀、蒲生等を経て北陸の諸氏を起し、越後より會津に入つて居るが、一は伊賀より伊勢、尾張等の東海道を下り、相摸、房總、常陸を経て、下野那須に出で、白河、磐瀬、阿尺、信夫に夫々有力な氏を残して會津に入つて居る。命父子が實際兩道から進んで會津で會合せられたか否かは不明だが、兎に角阿倍氏の勢力が兩道を進んで、其の勢力が北國に張られて居たのは事實であらう。而して大彥命は孝元帝の嫡長子であるが、當時の風習から御弟開化天皇が皇位を繼がれたと云ふのを之と併せ考へたならば、恐らく父天皇御在世中既に廣大な地を賜はつて居られたのかと想像出来る。

斯くの如く、此の氏族は北國及び其道筋に榮えて居るに關はず、獨り筑紫國造のみ隔絶した鎮西にあるのは如何なる理由であらう。何等の傳説もないが、古く博多一帯を支配して居たと思はれる安曇氏は、後には阿波を根據として居るらしい處を見れば、九州耶馬臺國衰微後西海豪族を鎮壓する目的から、形勝の地にある安曇氏を他に移し、此の皇別の大氏族をして筑紫國造たらしめ、以つて、西海を制御せられたもので、恐らく景行帝熊襲征伐の結果と思はれる。後に詳説しよう。又此氏族を調査するには安藝國造族並に垂仁帝裔の諸氏との關係を論ぜなければならぬが、

其等の事も別に述べよう。猶ほ此氏の山陰にあるは、武渟別命が崇神朝出雲振根を征伐した事に因を發して居るのである。

- 大和** 阿倍臣(城上郡) 阿倍引田臣(城上郡) 長
 田臣(城上郡、添上郡) 池田臣 若櫻部臣(城上郡) 膳臣「高橋臣」(添上郡) 廣瀬臣「他田廣瀬臣」(廣瀬郡) 許曾倍臣(廣瀬郡) 竹田臣(宇陀郡) 宇太臣(宇陀郡) 阿倍内臣(宇智郡) 音太部 坂合部首(宇智郡)
- 山城** 阿閉臣 阿倍且臣(愛宕郡)
- 河内** 阿閉臣 日下連(河内郡) 大戸首(河内郡) 難波吉士(?) 私「會賀臣」(交野郡)
- 和泉** 膳臣「膳部臣」 大鳥膳臣(大鳥郡) 松原臣 宇太臣 他田
- 攝津** 高橋臣(河邊郡) 佐々貴山君 伊賀臣(島上郡) 阿倍臣(島下郡、東成郡) 渠曾部臣(島上郡) 久々智(河邊郡) 鞠智(有馬郡) 坂合部 伊賀水取
- 尾張** 裳咋臣「敢臣」(中島郡) 他田
- 三河** 若等部首(八名郡?)
- 遠江** 敢石部(濱名郡) 高橋(城飼郡) 丈部(山名郡、佐野郡)
- 駿河** 安倍(安倍郡) 丈部 久努(安倍郡?)
- 甲斐** 丈部(都留郡)
- 相摸** 丈部造(足上郡) 丈部(足上郡、餘綾郡)
- 伊賀** 阿閉臣(阿閉郡) 伊賀臣(伊賀郡、名張郡) 名張臣(名張郡) 伊賀水取 敢石部
- 伊勢** 阿閉臣(多氣郡) 敢磯部(多氣郡) 阿倍 丈部(朝明郡)
- 日下部吉士(?)** 三宅人(島下郡) 難波吉士(東成郡?) 吉士(西成郡?) 岸臣 佐々木山君 坂合部連

武藏 小子部連(?) 膳大伴部(入間郡、足立郡、多摩郡、那珂郡、秩父郡)

安房 丈部(長狭郡) 大伴(長柄郡、安房郡?)

上總 日下部使主 丈部臣(山邊郡) 丈部(武射郡、天羽郡) 大伴部(望陀郡)

下總 日下部「阿倍猿島臣」(猿島郡、匝瑳郡) 高橋(結城郡) 丈部(印幡郡) 大伴部(葛飾郡?)

常陸 丈部(筑波郡、那賀郡)

信濃 膳臣 布勢(更級郡?)

上野 大隈「丈部臣」(新田郡)

下野 那須國造那須直(那須郡) 丈部(那須郡、鹽谷郡、芳賀郡、河内郡)

磐城 磐城臣「阿倍磐城臣」(磐城郡) 丈部「阿倍磐城臣」(磐城郡) 同「阿倍陸奥臣」(磐城郡、標葉郡、白河郡) 丈部臣「阿倍陸奥臣」(磐城郡) 陸奥標葉臣(標葉郡) 奈須直

陸前 丈部「阿倍陸奥臣」(柴田郡、伊具郡、賀美郡、色麻郡) 同「阿倍柴田臣」(柴田郡) 陸奥臣「阿倍陸奥臣」(伊具郡、色麻郡) 丈部(新田郡) 「伊久國造」 「思國造」(色麻郡)

羽後 道君(秋田郡)

近江 佐々貴山君(蒲生郡、神前郡) 音太郎(甲賀郡) 敢石部

岩代 丈部「阿倍會津臣」(會津郡) 同「阿倍安積臣」(安積郡) 同「阿倍信夫臣」(信夫郡) 同「阿倍陸奥臣」(磐瀨郡) 矢田部「阿倍陸奥臣」(安積郡) 大田部「阿倍陸奥臣」(信夫郡) 丈部(耶麻郡) 丈部直「阿倍安積臣」(安積郡) 「信夫國造」(信夫郡) 「阿比國造」(會津縣主)

美濃 岸臣(賀茂郡) 敢石部(安八郡) 丈部直(不破郡) 丈部(不破郡、各務郡)

飛驒 阿閉(大野郡) 名張(荒城郡)

若狭 若狭國造 穴人臣(大飯郡) 稚櫻部臣

越前 穴人臣(坂井郡) 穴人部(丹生郡) 丈部(江沼郡) 道君 引田部(敦賀郡)

加賀 加宜國造道君(加賀郡、石川郡) 膳臣(江沼郡)

越中 丈部(新川郡) 小子部(婦負郡) 道(射水郡) 布勢(新川郡、射水郡)

越後 高志國造高志臣(古志郡) 深江國造 高志公(頸城郡) 道君

佐渡 道君 丈部 引田部(雜田郡) 「佐渡國造」

因幡 若櫻部(八上郡、高草郡?)

伯耆 穴人首(八橋郡)

出雲 阿閉臣(出雲郡) 若櫻部臣(出雲郡) 丈部 臣 社戸臣(鳥根郡) 社戸石臣(鳥根郡) 間人臣 布勢(仁多郡?)

石見 膳大伴(美濃郡)

安藝 若櫻部(佐伯郡?)

周防 丈部(玖珂郡)

伊豫 阿倍小殿臣

豊前 膳臣(宮子郡、上毛郡、仲津郡) 膳大伴部(上毛郡)

筑紫 筑紫國造筑紫君 膳大伴

豊後 膳大伴公(大分郡?)

第九章 武内宿禰後裔氏族の分布

第二の武内宿禰の後裔は後世葛城、平群、巨勢、蘇我等相次いで臣姓諸氏を代表して朝廷に立ち、執政の大官として勢力終に帝室を凌ぐに至つた故、其の配下の氏や部曲の民はかなり多いが、多

氏や、安倍氏や、吉備氏、毛野氏と云ふ風に、ある地方に群集して居ない、これは此氏の祖先の彦太忍信命は開化天皇の皇弟であつて、大彦命其他皇兄に當る方々の如く、特に大領土を賜はらなかつた結果からであるらしいのである。唯北陸の越前、加賀、越中地方にのみ稍や密集して居るのは、明白に景行朝、武内宿禰が北陸及び東方諸國の地形及び百姓の消息を視察したとある事に因を發して居ると思ふ。それ故、景行紀に北陸及び東方諸國と云ふも、それは北陸を主としたものであつた事がわかるのである。

大和

葛城臣(葛城郡) 巨勢槭田臣(葛城郡) 玉手臣(葛城郡) 巨勢臣(高市郡) 波多臣(高市郡) 久米臣(高市郡) 小治田臣(高市郡) 蘇我臣(高市郡) 蘇我豊浦臣 石川臣(高市郡) 田中臣(高市郡) 田口臣「蘇我田口臣」(高市郡) 内臣(宇智郡) 鷦養部首(宇智郡?) 池後臣(添上郡) 紀臣(添上郡、平群郡?) 星川臣(山邊郡) 岸田臣(山邊郡) 山村日佐(添上郡?) 川邊臣(十市郡) 櫻井臣(十市郡)

山城

? 平群臣(平群臣) 山公(平群郡) 忍海原連(忍海郡?) 忍海上連(忍海郡?) 境部臣 輕部臣 馬工連 掃守田首 阿祇奈君 江沼臣 内臣(綴喜郡) 葛野臣(葛野郡) 的臣 與等連(乙訓郡) 山村日佐(相樂郡) 出庭臣 岡屋君「岡屋臣」(宇治郡) 紀部(紀伊郡?) 蘇我部

河内

石川臣「蘇我倉山田石川臣」(石川郡) 蘇我臣(石川郡) 川邊臣(石川郡) 山口臣(石川郡)

川郡、志紀郡) 林臣(志紀郡) 櫻井臣(河内郡) 道守臣 紀祝 紀部(志紀郡) 的臣 額田首(河内郡) 鹽屋連 小家連 原井連 早良臣「佐和良」(讚良郡) 布忍臣(丹比郡) 坂本臣(?) 玉手臣(安宿郡?) 高向臣(錦部郡?) 池後臣(丹比郡?)

三河

穗國造(寶飯郡) 雀部(寶飯郡)

遠江

蘇宜部(濱名郡) 川邊臣(安倍郡)

駿河

星川(都筑郡)

武藏

壬生(平群壬生臣「平群郡」)

安房

宗我部(天羽郡)

上總

蘇我部(筑摩郡?)

信濃

雀部(佐位郡)

上野

宗何部「湯坐互理連」(互理郡)

陸前

出庭臣

羽前

淡海臣 脚身臣(伊香郡、高島郡) 波美臣

近江

(伊香郡) 林臣 巨勢神前臣(神埼郡) 角

美濃

(高島郡?) 曰佐(野洲郡?) 紀部(野洲郡) 鷦

越前

養部(?) 蘇宜部(賀茂郡) 三國國造(坂井郡) 品治部君(坂井郡) 道

守臣(足羽郡) 生江臣(足羽郡、今立郡) 高

向臣(坂井郡) 葛城郡(坂井郡) 紀部(坂井郡)

和泉

坂本臣(和泉郡、日根郡) 道守臣(大鳥郡) 紀辛梶臣 大家臣 的臣 布師臣(和泉郡) 巨勢臣 紀臣 掃守田首(和泉郡) 丈部首 鷦甘部首(?)

攝津

石川臣(島上郡) 河邊臣(河邊郡?) 韓海部首(河邊郡?) 布師首(菟原郡) 雀部臣(菟原郡) 阿支奈臣 坂本臣 岸田臣 小治田臣(阿閉郡) 紀臣 伊賀 味酒首「味酒臣」 川邊 高向(度會郡) 平群部(員辨郡?) 星川(員辨郡) 波多(壹志郡)

尾張

生江臣(山田郡)